

第二期中津川市 子ども・子育て 支援事業計画

みんなで子育てやろまいか なかつっ子プラン

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

岐阜県 中津川市

はじめに

近年、我が国の子どもや子育てをめぐる環境は、急速に進む人口減少や少子高齢化、核家族化や地域コミュニティの衰退などにより大きく変化しています。

中津川市においても共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの変化、核家族化、少子化が進む中で、子育てに不安や孤立を感じている家庭が増えるなど、時代にあった子育て環境の整備が求められています。

すべての子どもたちは未来をつくる大切な宝物であり、中津川市の子どもたちが健やかに成長できる環境づくりが大切です。

このような背景のもと、令和2～6年度を計画期間とする、「第2期中津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画は、前期の計画の実績を踏まえ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果や子ども・子育て会議での議論を基に策定し、中津川市の教育・保育・子育て支援に関する施策を具体的かつ総合的に進めていくこととしています。

今後、本計画に基づき、これまで以上に子育て世代に優しいまちを目指し、地域の人たちと力を合わせながら、すべての市民が心から「中津川で子育てしてよかった」と思えるよう、子育て支援の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりに、本計画策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案を賜りました子ども・子育て会議委員、関係機関、保護者の皆様に、心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

中津川市長 青山 節児

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付けと期間	4
3 計画策定体制と経過	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	9
1 中津川市の人口動態等の現状.....	9
2 女性の就労状況.....	14
3 幼稚園・保育園等の状況	16
4 子ども・子育て支援事業計画のための調査結果と分析	17
5 子ども・子育て支援事業計画のための調査結果からみた課題等	35
6 (第一期) 中津川市子ども・子育て支援事業計画の評価	39
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本的な視点(大切にしたい3つの視点)	48
3 施策の体系.....	49
第4章 施策の展開	53
基本目標1 家庭における子育てへの支援	54
基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供.....	60
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	65
基本目標4 子育てしやすい家庭や職業環境の整備.....	70

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策 .. 75

- 1 教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 75
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 77
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに
提供体制の確保の内容及びその実施時期 81
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに
提供体制の確保の内容及びその実施時期.... 91
- 5 認定こども園の普及・推進に関する基本的な考え方104
- 6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する
都道府県が行う施策との連携 ..105

第6章 計画の進行管理 109

- 1 施策の実施状況の点検109
- 2 国・県等との連携109

資料編

- 1 中津川市子ども・子育て会議条例113
- 2 中津川市子ども・子育て会議委員名簿115
- 3 計画策定経過116
- 4 中津川市の幼稚園・保育所・認定こども園（地図）117
- 5 中津川市の放課後児童クラブ（地図）118
- 6 中津川市の子育て支援施設（地図）119
- 7 中津川市の子育て支援に関する主な事業一覧.....120



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

中津川市（以下、「本市」という）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「安心、優しさの中で心豊かな親子を育み かがやく未来へ進みつづける中津川」を基本理念とした「中津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育ての両立支援や待機児童解消等の取り組みの支援などの内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が施行・改正されています。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性と、少子化対策の一環として、子育て世帯の幼児教育に係る負担の軽減を図るために、令和元年10月に「幼児教育無償化制度」が実施されました。

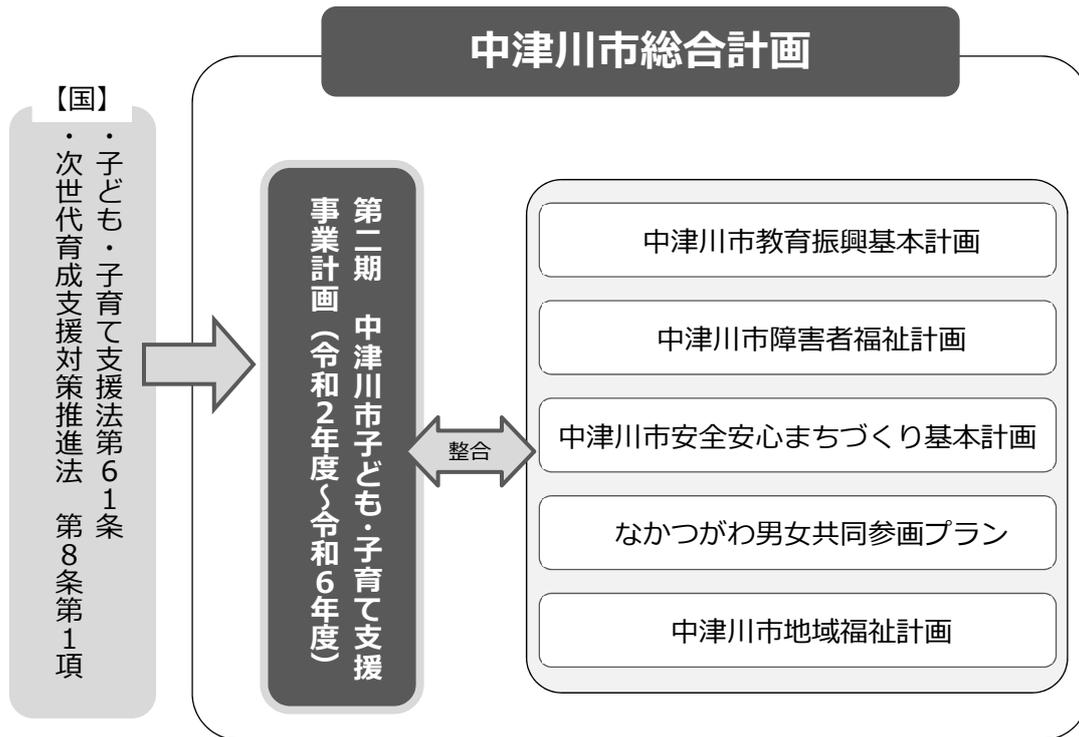
このようななか、これらの法に基づく、新たな制度の下で、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指すとともに、子どもや親の視点に立った施策の展開が必要となります。

本市では、上記の動向及び、第一期「中津川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを把握したうえで、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項による市町村行動計画と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体とした計画です。また、「中津川市総合計画」を上位計画とし、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図ります。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。第一期計画の基本的な方向性や該当する取り組みについて継承していきます。

また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中津川市子ども・子育て支援事業計画 (第一期)					第二期 中津川市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)				

3 計画策定体制と経過

(1) 子育てに関するニーズ調査

本計画を策定するに当たり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳（就学前児童）及び小学生のすべて（長子）の保護者を対象として、「中津川市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

項目	就学前児童用	小学生用
調査対象者	中津川市在住の 就学前児童をもつ保護者（全保護者）	中津川市在住の 小学生をもつ保護者（全保護者）
標本数	1,808 件	3,011 件
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数	920 件	2,117 件
回収率	50.9%	70.3%
調査時期	平成30年11月14日～平成30年11月27日	

(2) 中津川市子ども・子育て会議

本市の子ども・子育て支援施策については、子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することから、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などで構成する「中津川市子ども・子育て会議」にて、第一期計画の進捗及び評価、ニーズ調査、第二期計画の内容について協議しました。



第2章

子ども・子育てを取り巻く 現状と課題

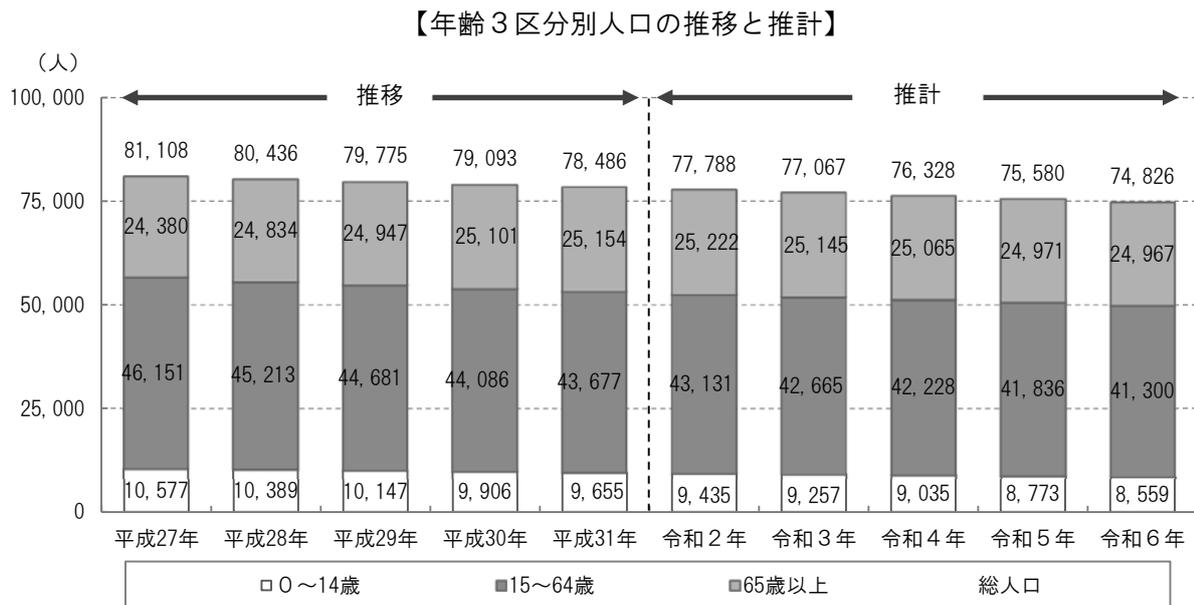
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 中津川市の人口動態等の現状

近年、出生率の低下にともない就学前人口の減少、少子高齢化や核家族化が進んでいますので、家族のあり方や、子育て世帯を支援する地域の環境が大きく変わっていることがうかがわれます。

(1) 人口推移と推計

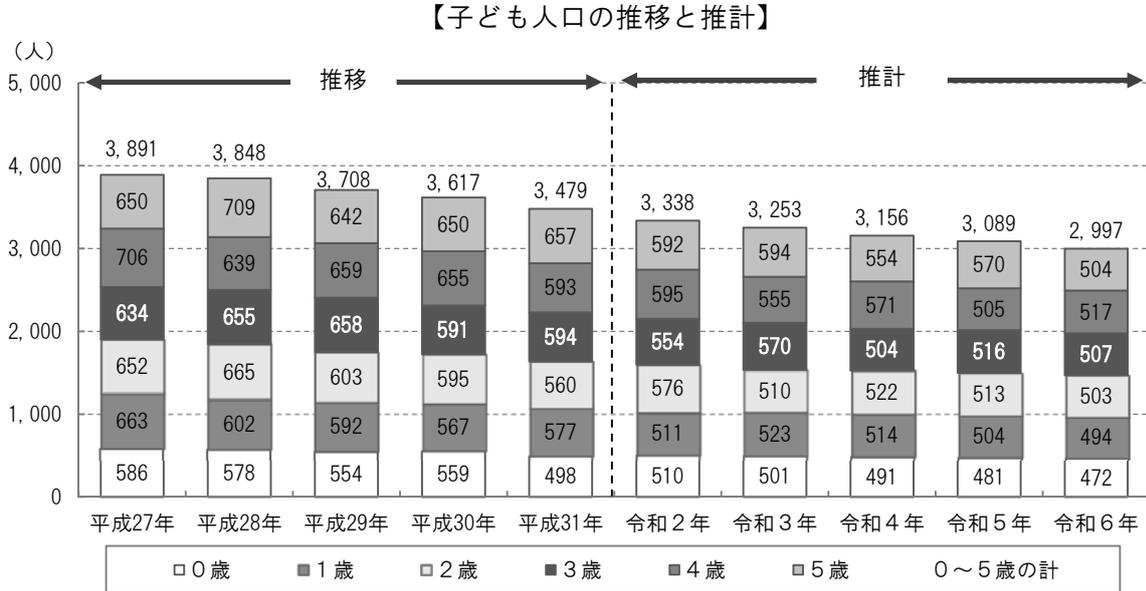
本市の3区分別人口の推移と推計をみると、0～14歳の年少人口は減り続けており、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあるなかで、65歳以上の高齢者人口の割合は増加していることから、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



出典：実績値…中津川市「住民基本台帳」各年4月1日現在
推計値…コーホート変化率法により算出

(2) 子どもの人口の推移と推計

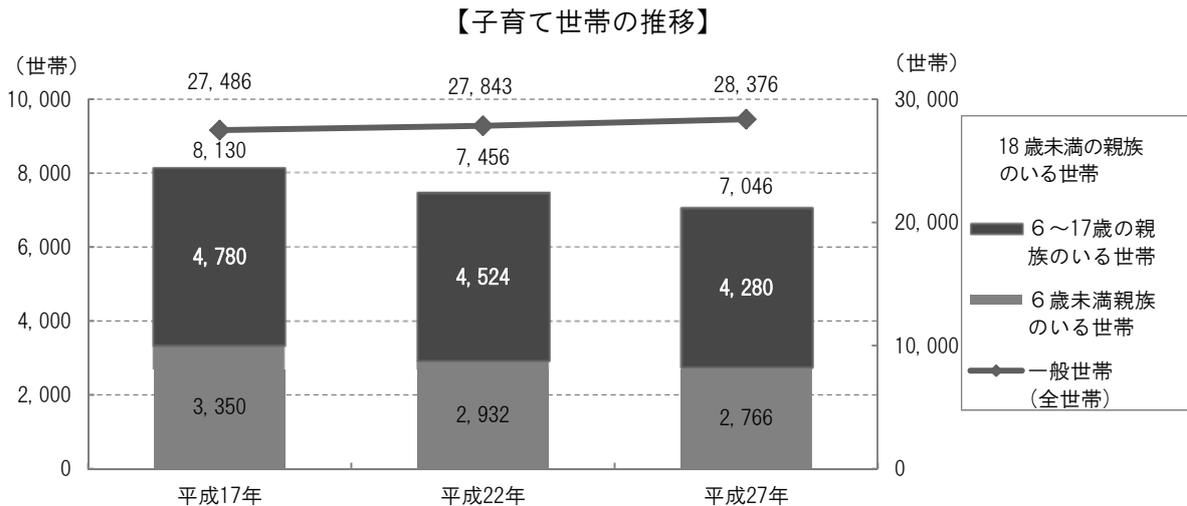
本市の0～5歳の子ども人口の推移と推計をみると、年齢によっては増加している年があるものの、全体的に減少する見込みです。



出典：実績値…中津川市「住民基本台帳」各年4月1日現在
推計値…コーホート変化率法により算出

(3) 子育て世帯の推移

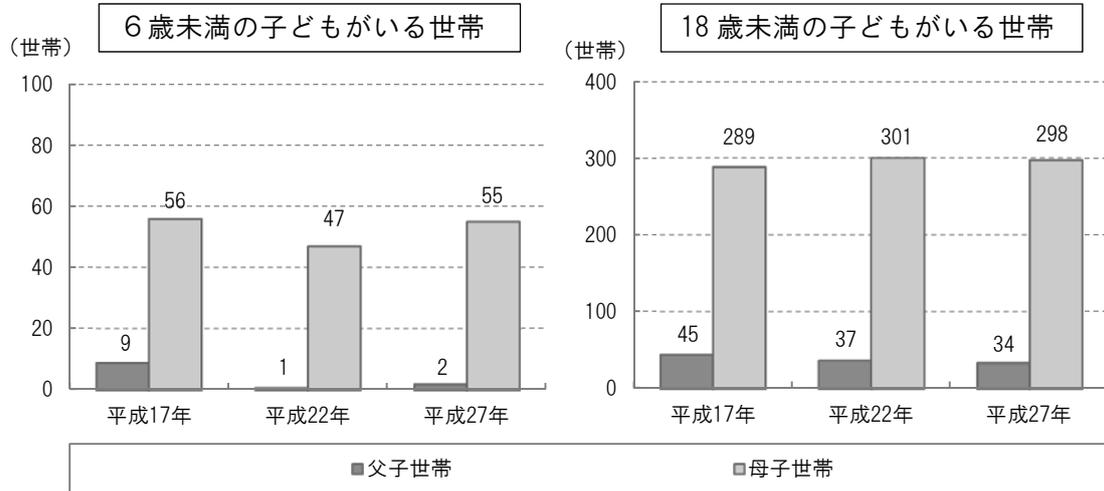
子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加していますが、18歳未満の親族のいる世帯は減少しています。



出典：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯の父子・母子世帯いずれも横ばいの推移となっています。

【ひとり親世帯の推移】

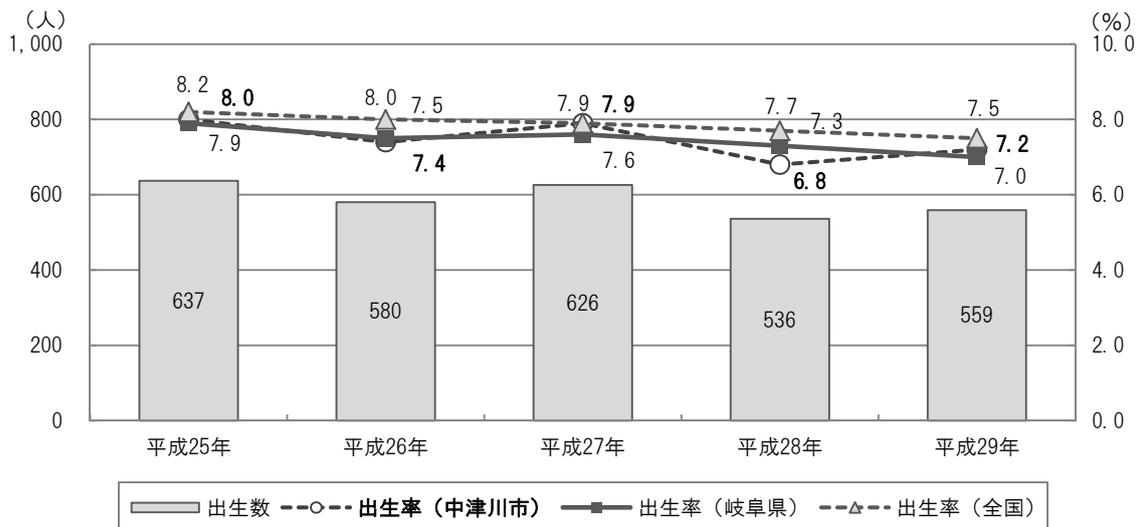


出典：国勢調査

(4) 出生の動向

本市の出生数及び出生率※の推移をみると、出生数は各年で増減を繰り返して推移しており、出生率は、出生数と同様に増減を繰り返して推移しています。岐阜県と比較すると、平成25年、平成27年、平成29年で、県の数値を上回っていますが、国と比較すると平成25年以降、常に下回っています。

【出生数及び出生率（人口千対）の推移】

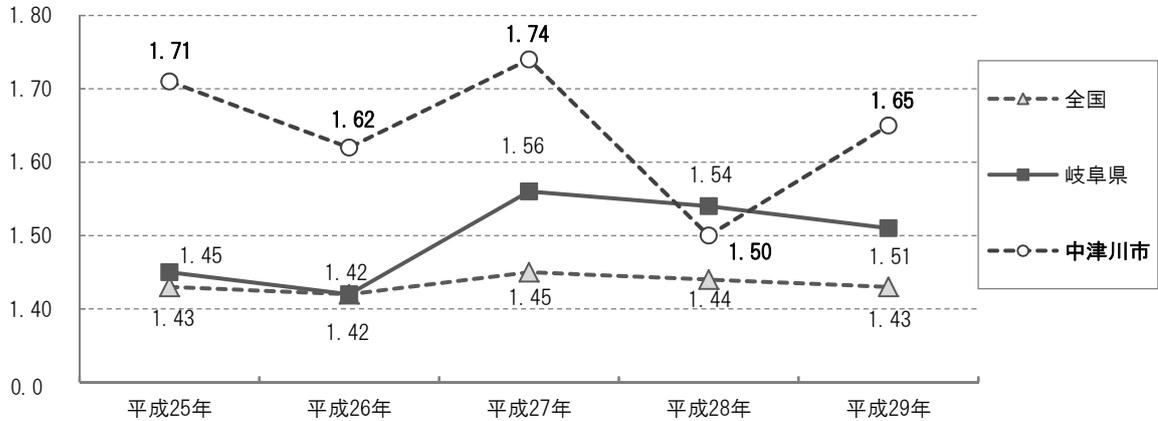


※出生率…一定期間の出生数の人口に対する割合のことをいい、一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいいます。

出典：恵那の公衆衛生 2018（平成29年統計）（平成29年10月1日現在）岐阜県

本市の合計特殊出生率※の推移をみると、平成 28 年を除いて国と岐阜県を上回っています。

【合計特殊出生率の推移】



※全国及び県の合計特殊出生率は、厚生労働省公表値。

※合計特殊出生率の算出には、全国値及び県値は各歳別の女性の日本人人口、市は5歳階級別の女性の総人口を用いる。

※算出に用いた出生数の15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含む。

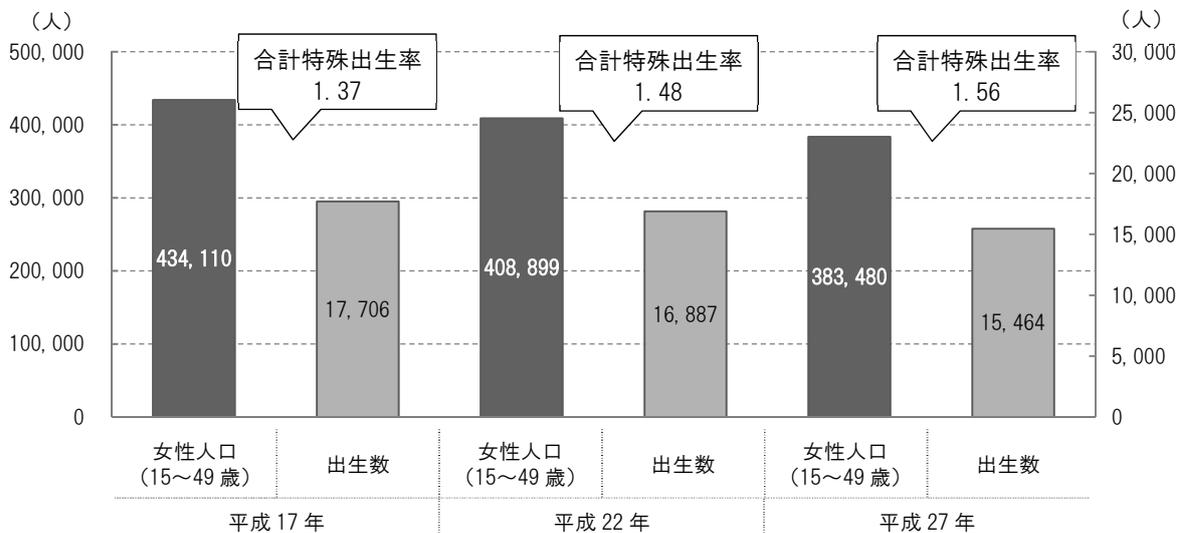
※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

出典：全国…総務省統計局「年齢(5歳階級)、男女別人口—日本人人口(各年10月1日現在)
 県…総務省統計局「年齢(5歳階級)、男女別人口—総人口(各年10月1日現在)
 市…県統計課「市町村別、年齢(各歳)男女別人口(各年10月1日現在)」

(5) 岐阜県の動向

岐阜県の母となる女性の人口の推移をみると、15～49歳の母親となる女性人口が減少しており、出生数も減少傾向にあります。

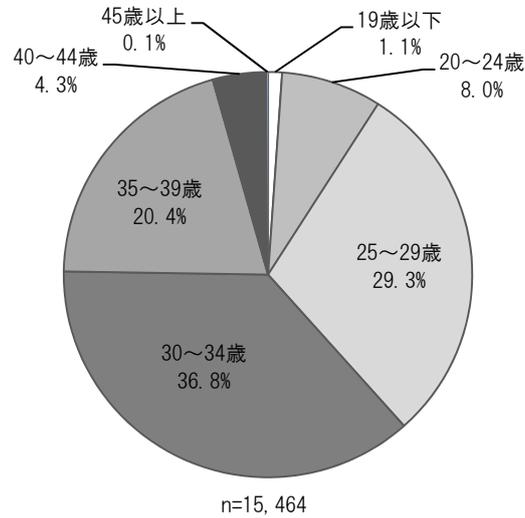
【岐阜県の母となる女性の人口(15～49歳)及び出生数】



出典：統計からみた岐阜県の現状(平成30年11月)岐阜県環境生活部統計課

岐阜県の平成27年度の母親の年齢別出産数をみると、出産の中心は20～30代となっています。団塊ジュニアが40代に入り、20～30代の女性は減少し、同じ出生率でも、出生数は減少する見込みとなっています。

【岐阜県の母親の年齢別出産数（平成27年）】



出典：統計からみた岐阜県の現状（平成30年11月）岐阜県環境生活部統計課

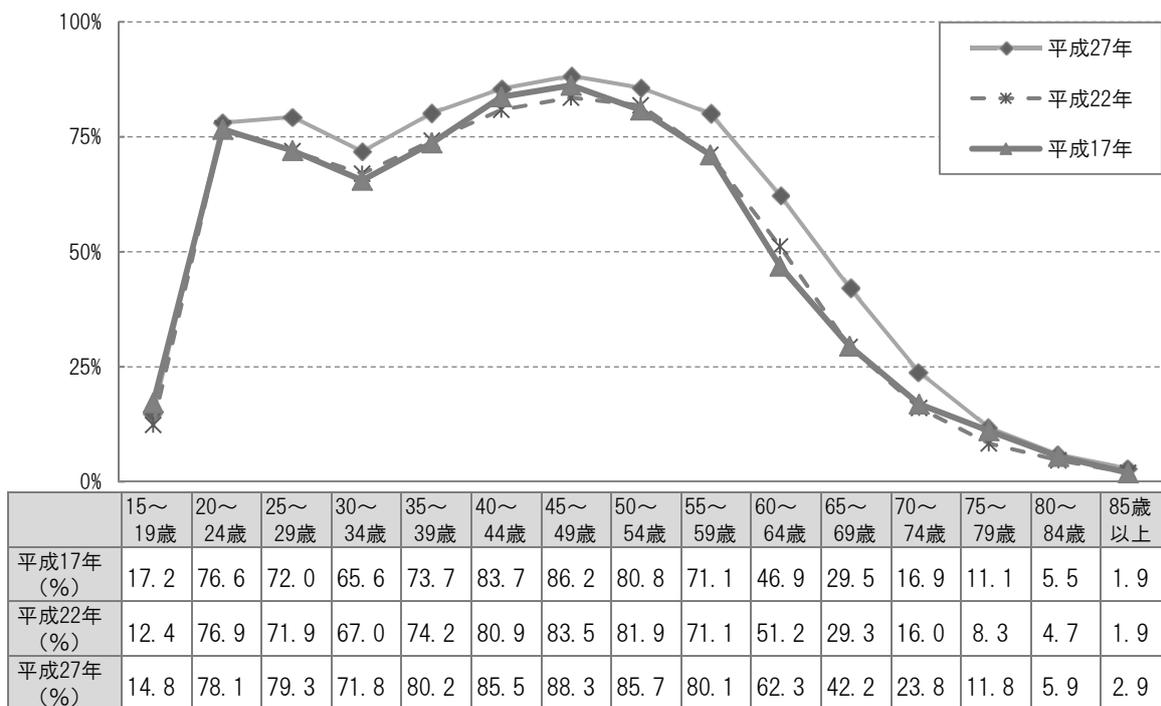
2 女性の就労状況

女性の労働力率（「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合）をみると、出産・育児期に当たる年代で、近年増加がみられています。これは、子育て支援サービスの充実にともない、子育てしながら働きやすい環境が整備されている一方で、経済的な負担や晩婚化・晩産化が影響していることということも推測されます。

(1) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に当たる20～30代にかけて落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、労働力率は近年上昇し、M字カーブの落ち込みは若干緩やかになっています。

【女性の年齢別労働力率（H17・H22・H27比較）】



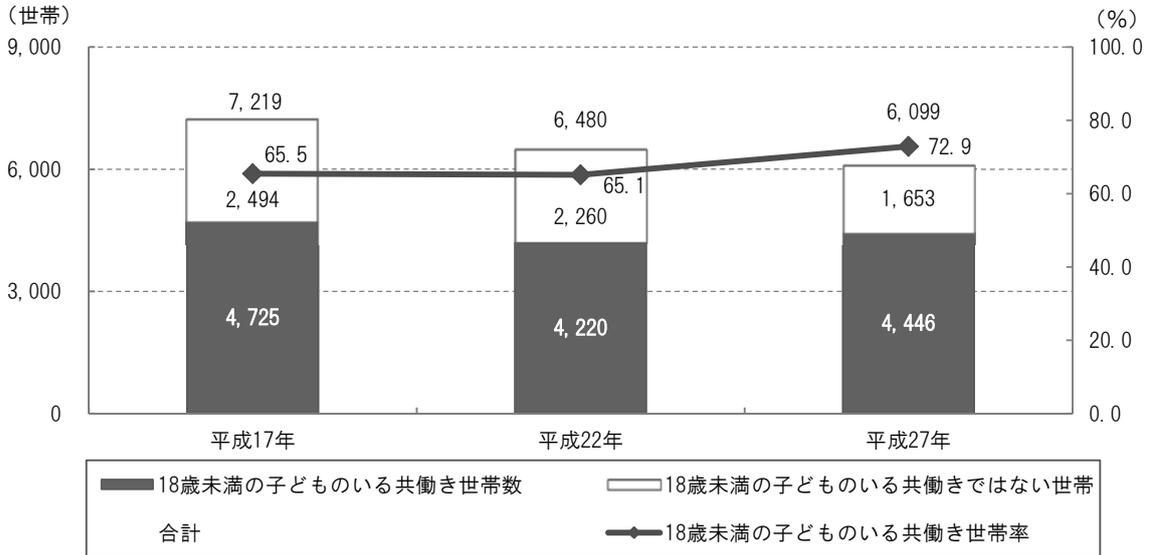
※労働力率 (%) = (労働力人口/15歳以上人口) × 100

出典：国勢調査

(2) 共働き世帯の状況

平成17年と比べ平成27年の18歳未満の子どものいる共働き世帯数は減少していますが、共働き世帯率は増加しています。

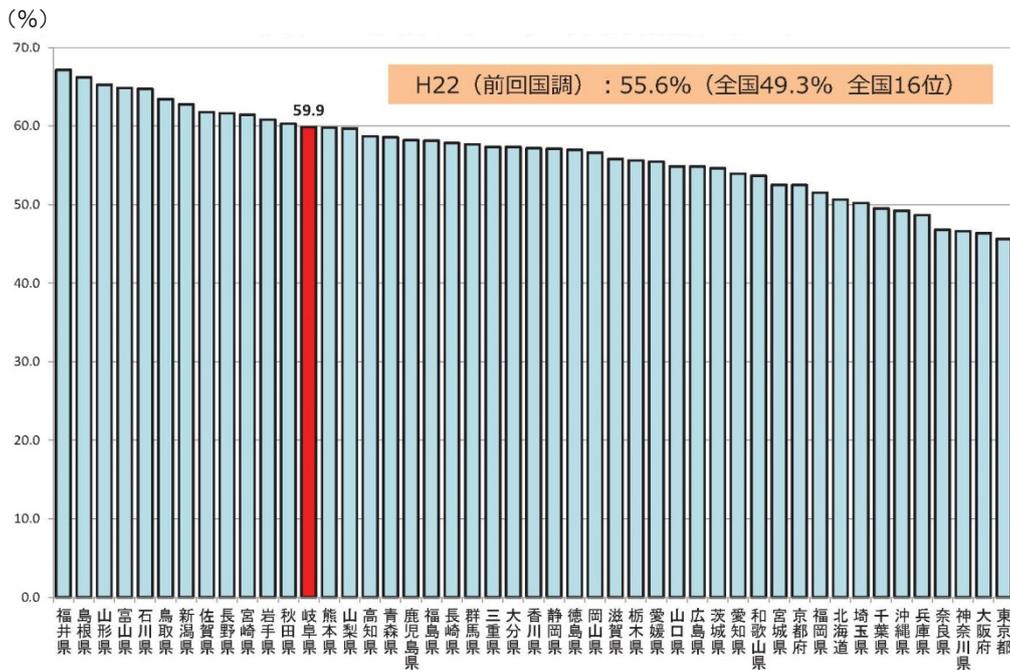
【18歳未満の子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合】



出典：国勢調査

全国の子どもがいる夫婦世帯に占める共働き世帯の割合をみると、岐阜県は59.9%となっており、全国に比べて共働き世帯が多い傾向にあります。

【子どもがいる夫婦世帯に占める共働き割合】



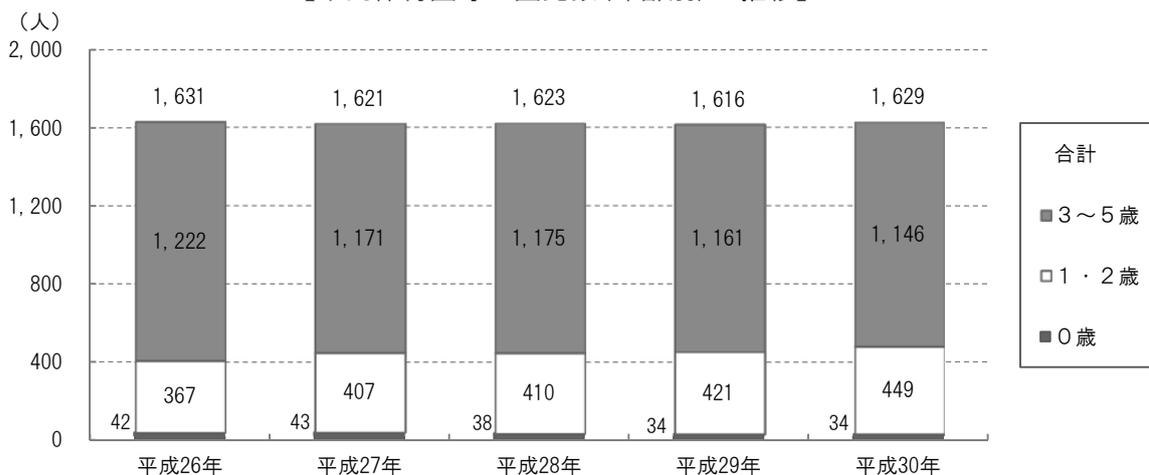
出典：統計からみた岐阜県の現状（平成30年11月）岐阜県環境生活部統計課

3 幼稚園・保育園等の状況

(1) 幼稚園・保育園等入所状況

- ① 保育園（保育園、認定こども園保育コース、小規模保育事業所）の入所状況等
 保育園等の園児数は、ほぼ横ばいですが、3歳以上児の利用人数が減る一方、特に1・2歳児の利用人数が増えています。
 なお、本市には平成26年度以降、待機児童はいません。

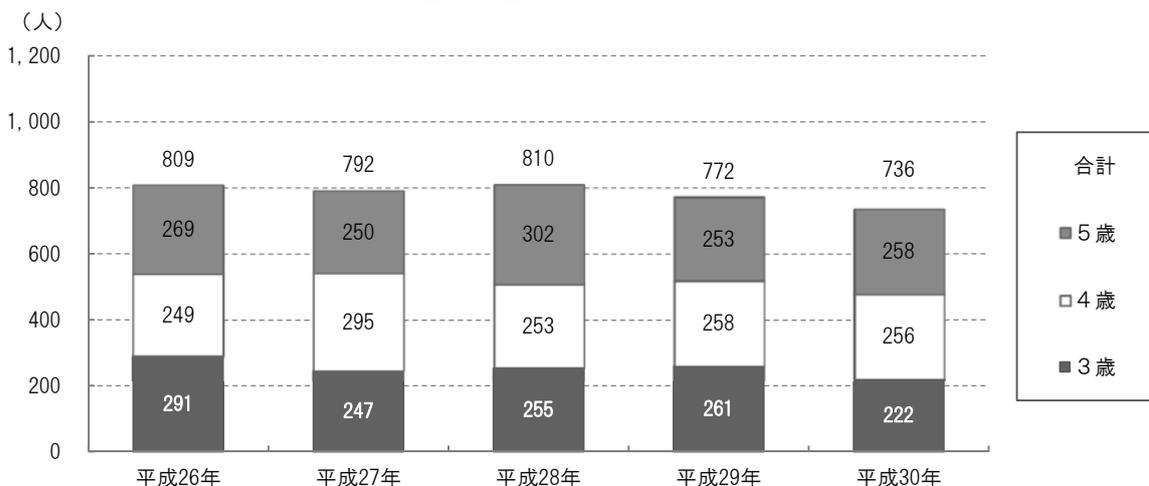
【市内保育園等の園児数（年齢別）の推移】



出典：幼児教育課

- ② 幼稚園等（幼稚園・認定こども園幼稚園コース）の入所状況
 本市の幼稚園等の園児数は、減少傾向です。

【市内幼稚園等の園児数（年齢別）の推移】



出典：幼児教育課

4 子ども・子育て支援事業計画のための調査結果と分析

「中津川市子育てに関するニーズ調査」の結果から、お子さんと家族の状況を把握するとともに、子育て支援サービス等に対するニーズを分析しました。

(Nは有効回答者数)

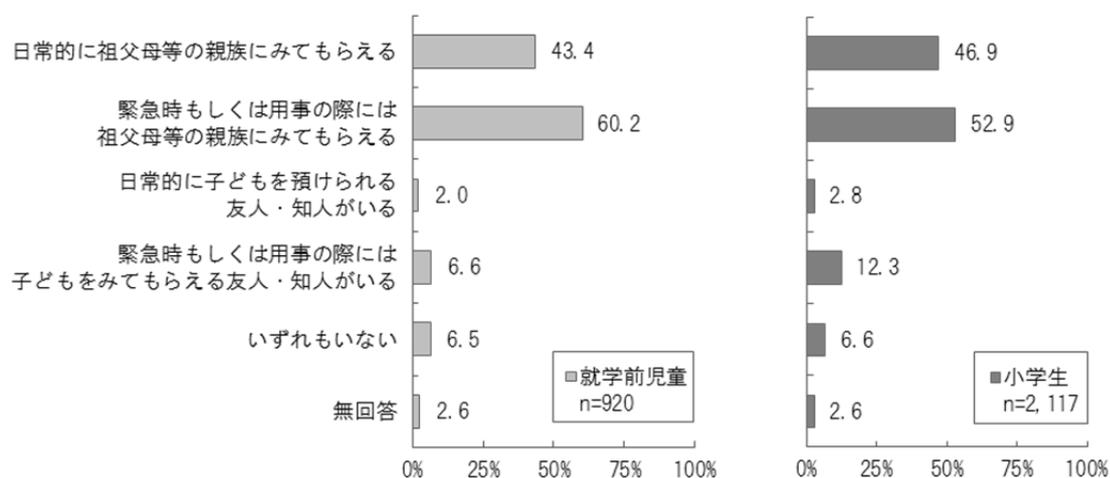
(1) お子さんのご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

就学前・小学生ともに、「日常的に祖父母等の親族」、「友人・知人にみてもらえる」をあわせると約5割、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族」、「友人・知人にみてもらえる」をあわせると6割を超えています。

一方、「いずれもない」は1割未満となっています。

【親族・知人等協力者の状況（複数回答）】



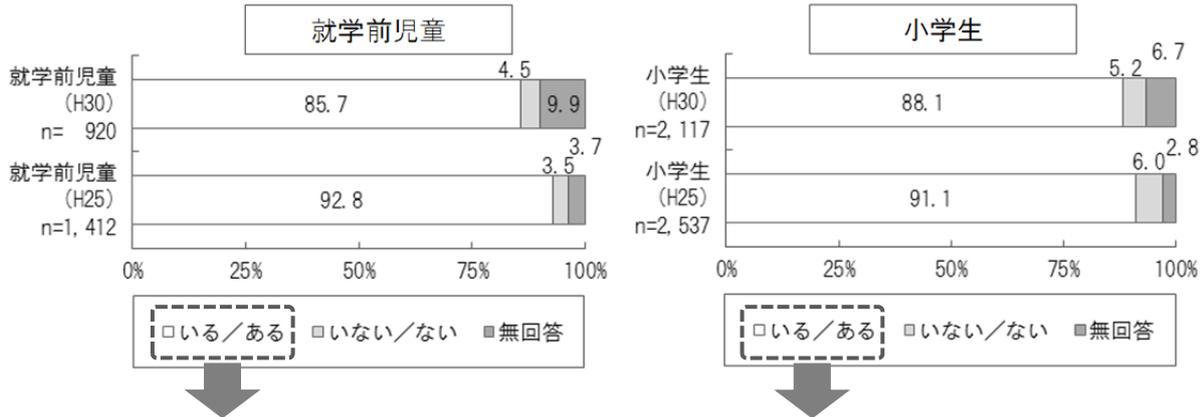
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

② 相談できる人について

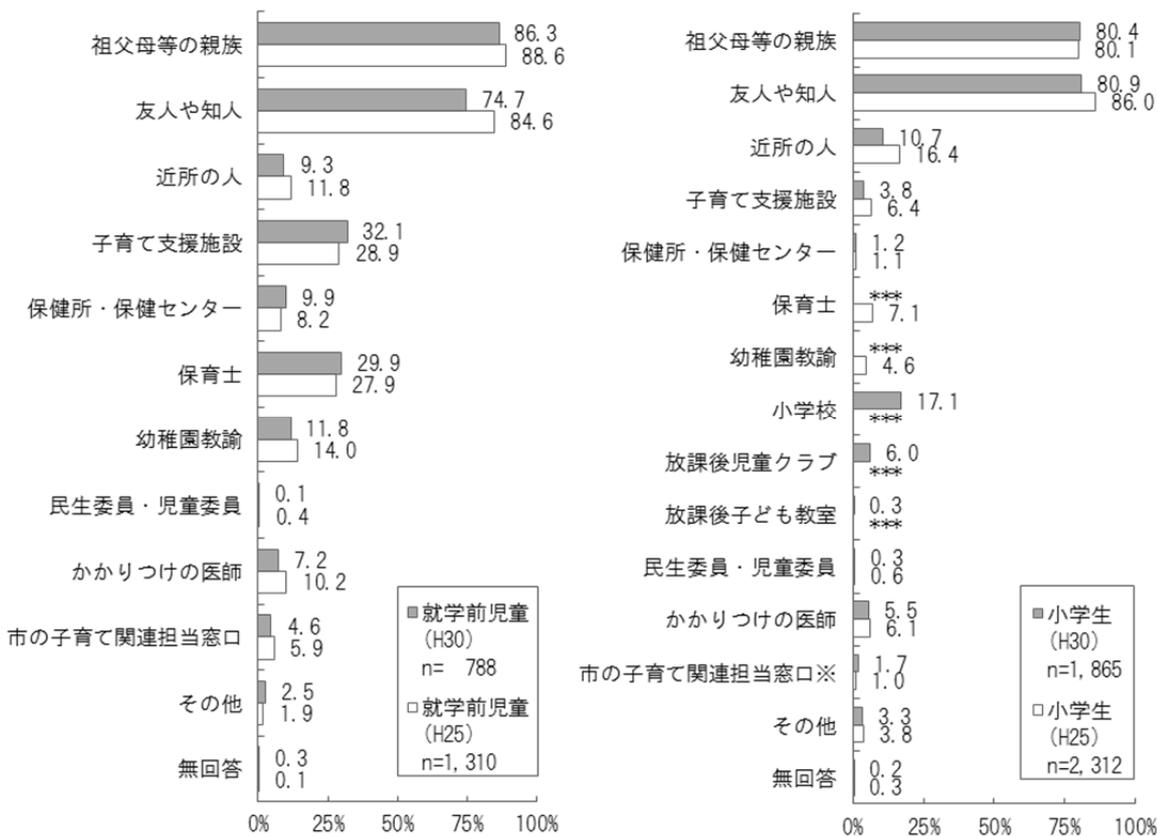
気軽に相談できる人の有無をみると、就学前・小学生ともに「いる／ある」(順に85.7%・88.1%)が8割を超えていますが、前回調査(順に92.8%・91.1%)よりやや低くなっています。

気軽に相談できる相手の状況をみると、「祖父母等の親族」「友人や知人」で割合が高くなっています。

【子育てに関して気軽に相談できる人の有無(経年比較)】



【気軽に相談できる相手(経年比較)(複数回答)】



※「***」はその年度に該当する選択肢がないもの。また、「市の子育て関連担当窓口」は、H25調査では「自治体の子育て関連窓口」となっている。

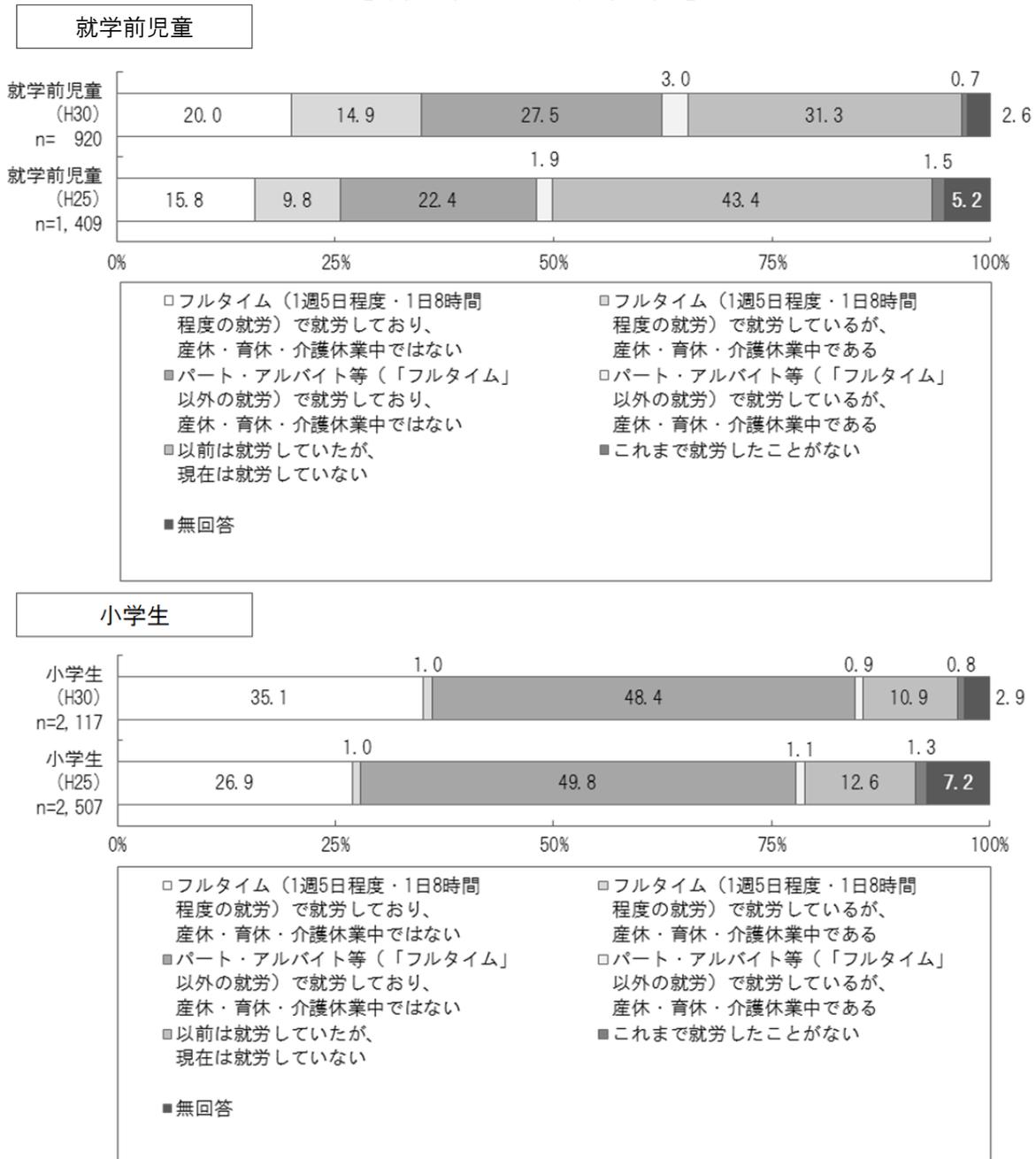
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

③ 母親の就労状況

フルタイムまたはパート・アルバイト等で現在就労している（休業中ではない）就学前児童の母親は47.5%（フルタイム就労・パート、アルバイト等就労）で、前回調査より9.3^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親は17.9%で、前回調査より6.2^{ポイント}高くなっています。

また、現在就労している（休業中ではない）小学生の母親は83.5%（フルタイム就労・パート、アルバイト等就労）で、前回調査より6.8^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親は1.9%で、前回調査より0.2^{ポイント}低くなっています。

【母親の就労状況（経年比較）】

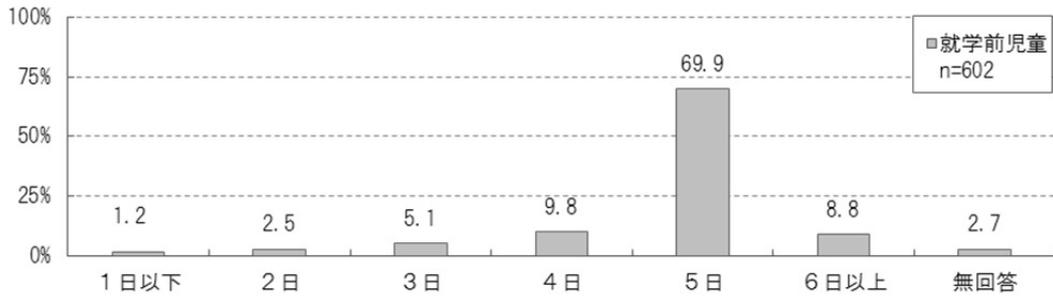


出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

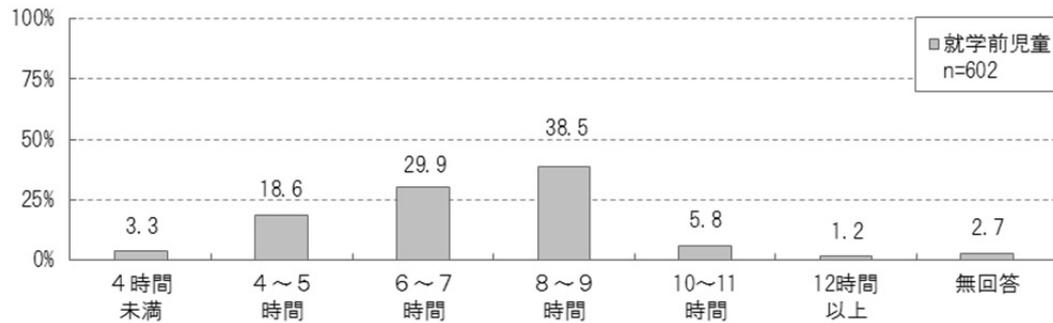
就学前児童の母親の1週当たり就労日数は、約7割が「5日」、1日当たりの就労時間は、約4割が「8～9時間」となっています。

就学前児童の母親の出勤時間は、「7時台」「8時台」で約8割を占め、帰宅時間は「16～17時台」が4割を超えています。

【就労日数（1週当たり）】



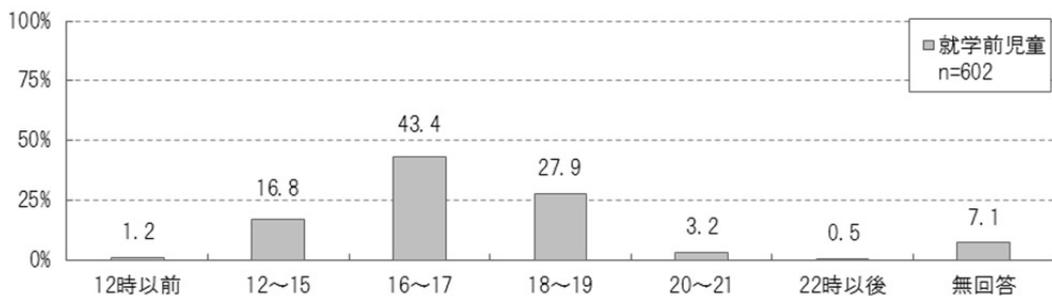
【就労時間（1日当たり）】



【出勤時間】



【帰宅時間】



出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

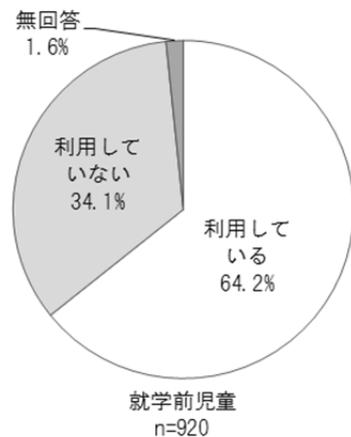
① 平日の定期的な教育・保育事業について

定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は64.2%となっています。

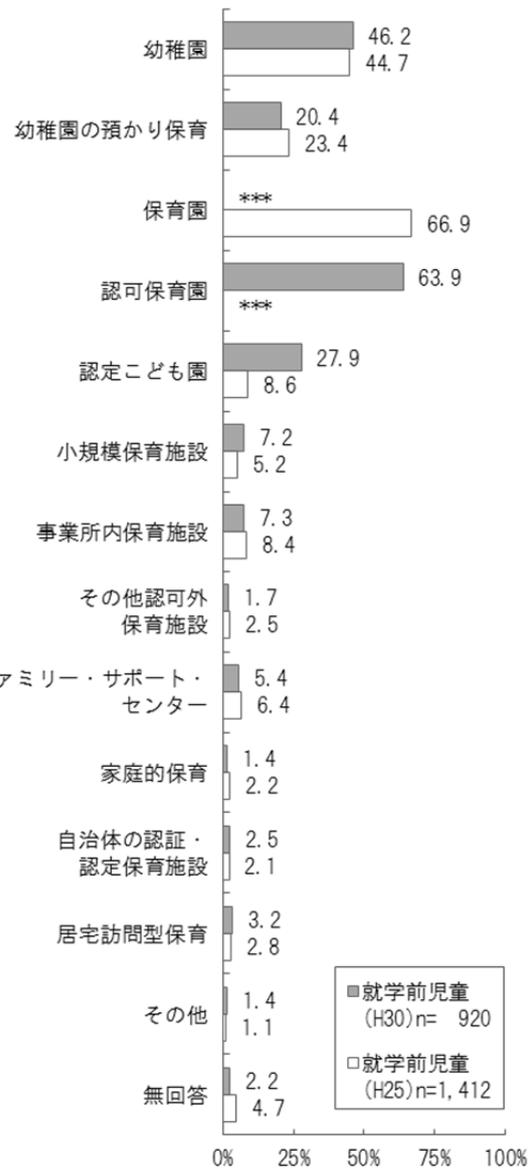
利用中の事業をみると、「認可保育園」は62.1%、「幼稚園」は28.4%、「幼稚園の預かり保育」は6.1%の保護者が利用しています。

定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「認可保育園」(63.9%)が最も高く、次いで「幼稚園」(46.2%)、「認定こども園」(27.9%)となっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」「認定こども園」「小規模保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」で前回よりも高くなっています。

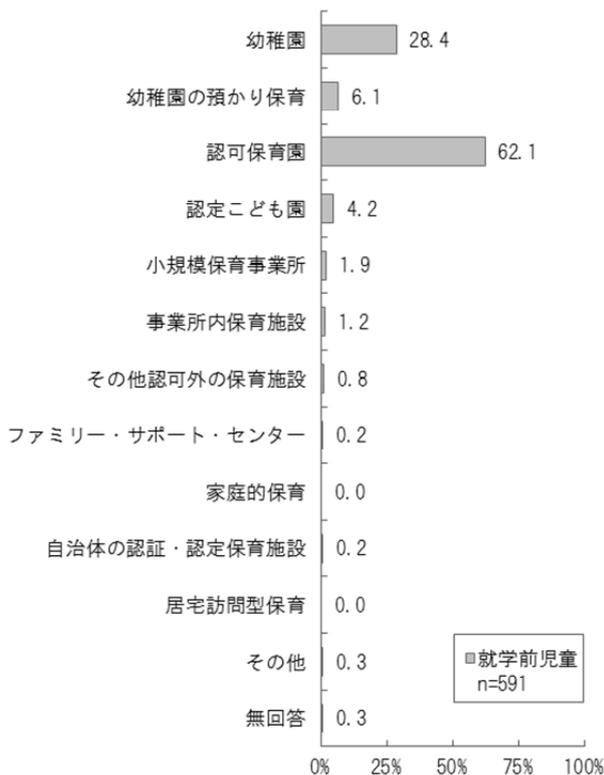
【定期的な教育・保育事業の利用状況】



【希望する定期的な教育・保育事業 (経年比較) (複数回答)】



【定期的な教育・保育事業の利用状況】



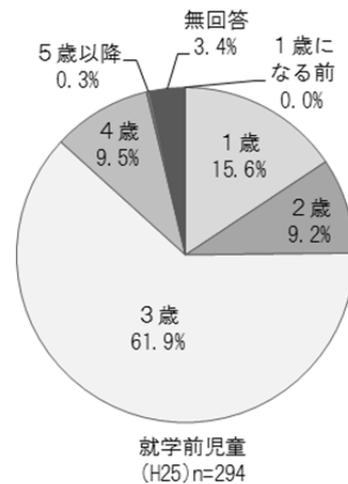
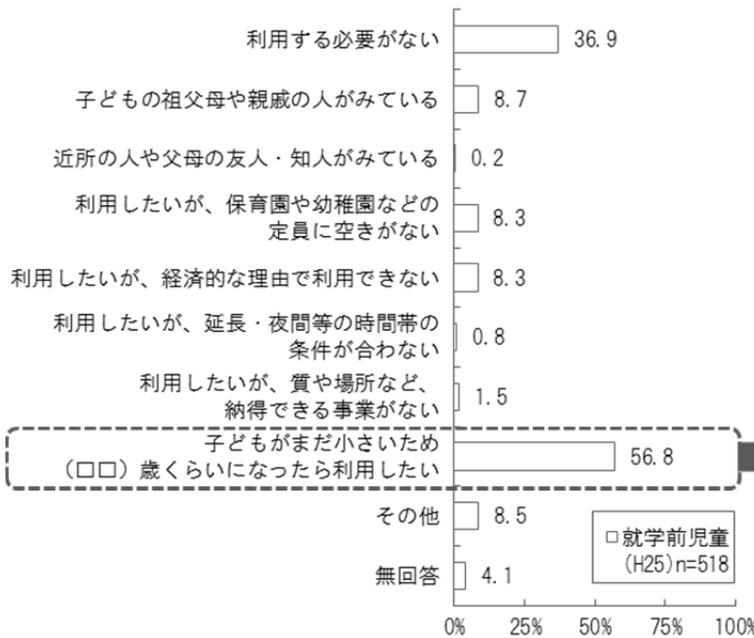
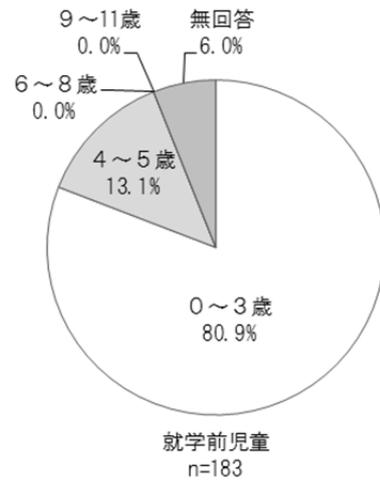
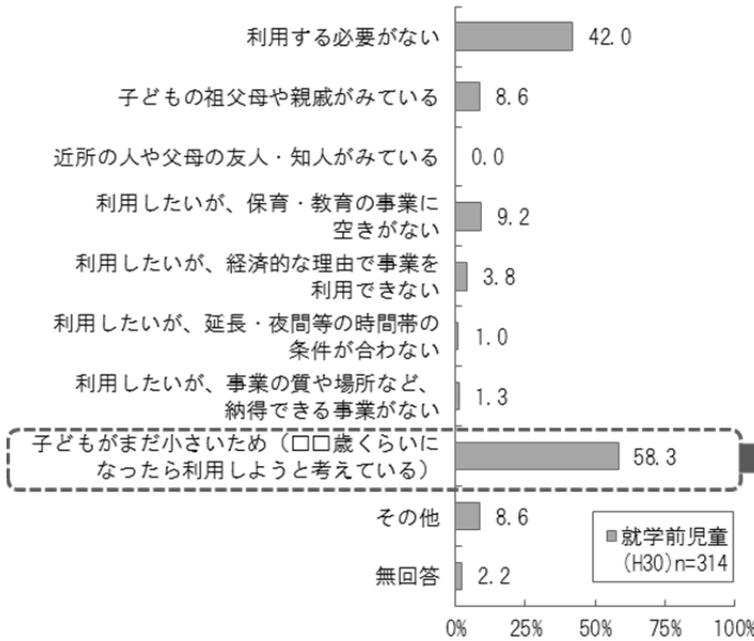
※「***」はその年度に該当する選択肢がないもの。
 出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

② 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

利用していない理由として、「子どもがまだ小さいため」(58.3%)が最も高く、そのうち、子どもの年齢が「0～3歳」(80.9%)での利用を希望しています。前回調査では、「子どもがまだ小さいため」(56.8%)のうち、子どもの年齢が「0～3歳」(86.7%)での利用希望となっています。

【教育・保育事業を利用していない理由
(経年比較)(複数回答)】

【利用を希望する子どもの年齢(経年比較)】



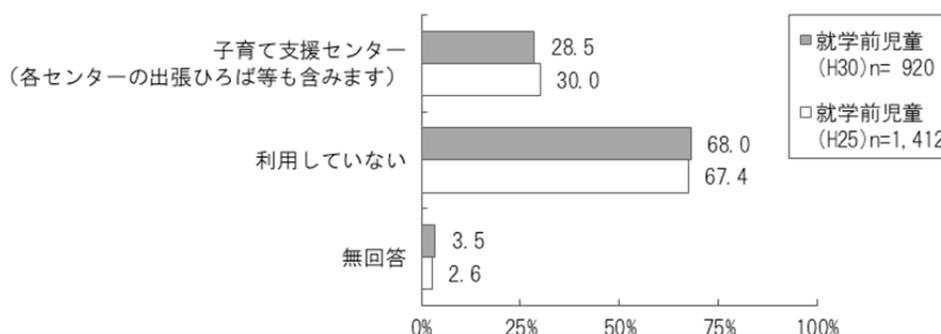
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域の子育て支援拠点事業の就学前児童の利用状況をみると、「子育て支援センター」利用者は約3割、「利用していない」は約7割で、前回調査とほぼ同じです。

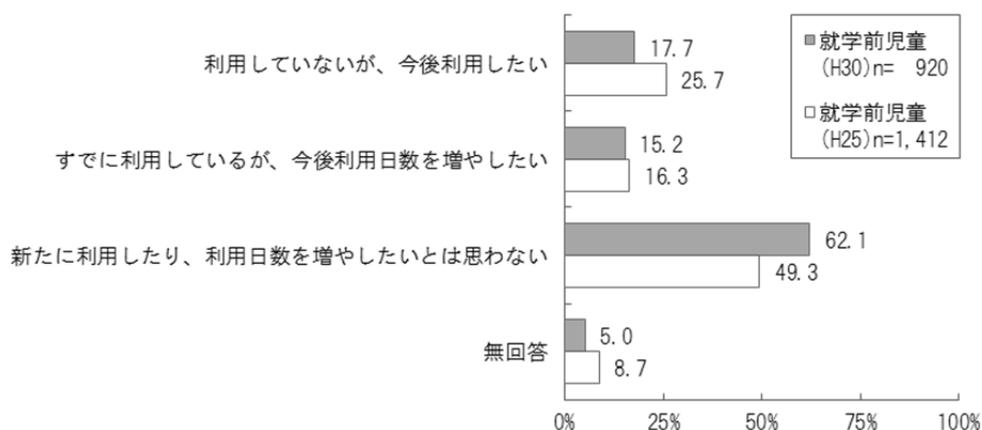
【子育て支援拠点事業の利用状況（経年比較）】



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」（17.7%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（15.2%）で、前回調査よりいずれも低くなっています。一方、「新たに利用したり、今後利用日数を増やしたいとは思わない」（62.1%）が前回調査より12.8ポイント高くなっています。

【子育て支援拠点事業の今後の利用意向（経年比較）】



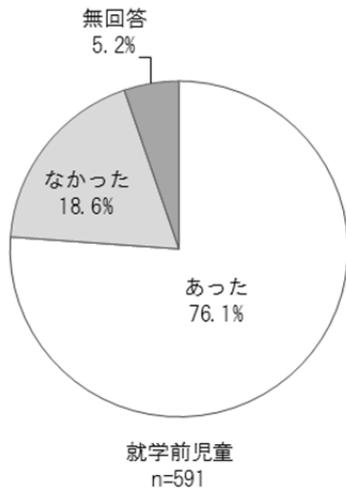
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

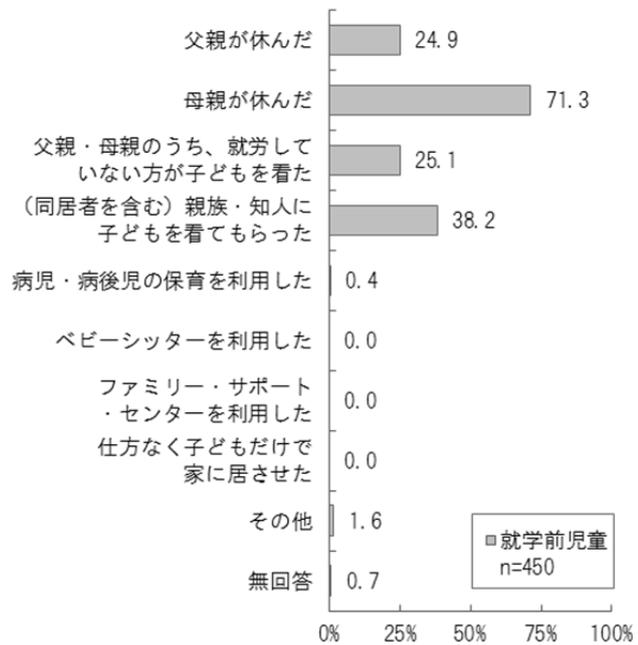
① 病気やケガで通常の事業（幼稚園や保育園等）が利用できなかったこと、その主な対処方法

病気やケガで、通常の事業が利用できなかった経験がある就学前児童は76.1%となっています。この1年間の対処方法は、「母親が休んだ」(71.3%)が最も高く、それ以外では親族・知人、就労していない父親または母親が看ることが多くなっています。

【病気やケガで、通常の事業が利用できなかった経験】

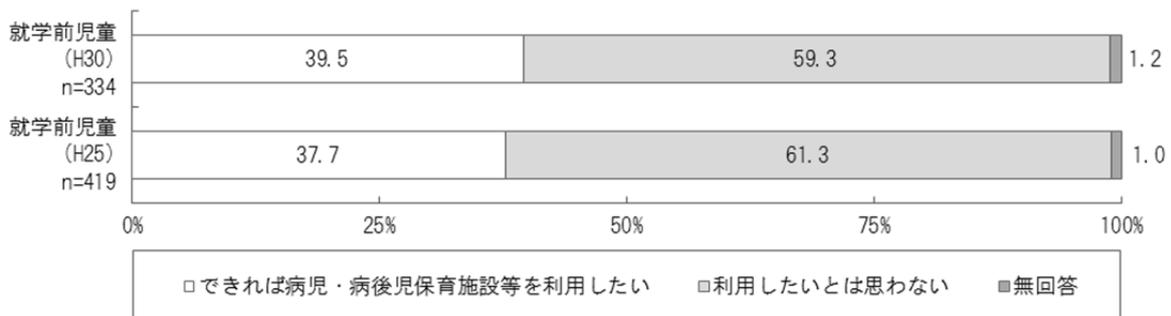


【1年間の対処方法（複数回答）】



父親・母親が休んで対処したときに、病児・病後児保育施設を利用したいと思った就学前児童の保護者は39.5%で、前回調査より1.8ポイント高いものの、大きな差はありません。

【父親・母親が休んで対処した方の病児・病後児保育施設の利用希望（経年比較）】

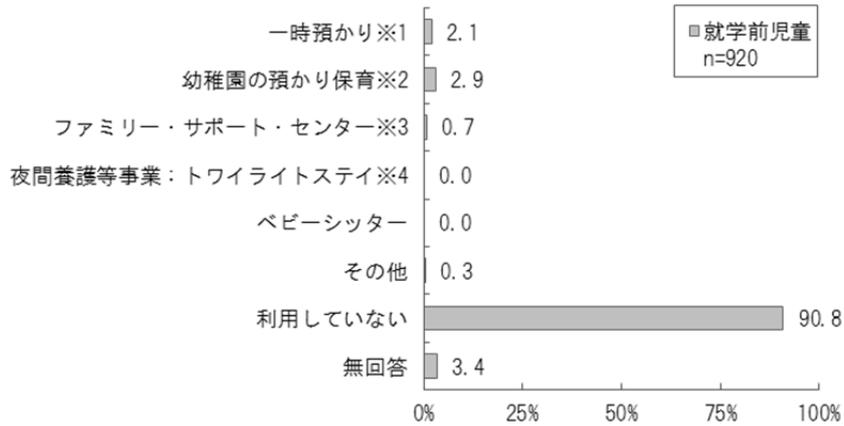


出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

② 不特定の教育・保育事業や宿泊をともなう預かり等の利用

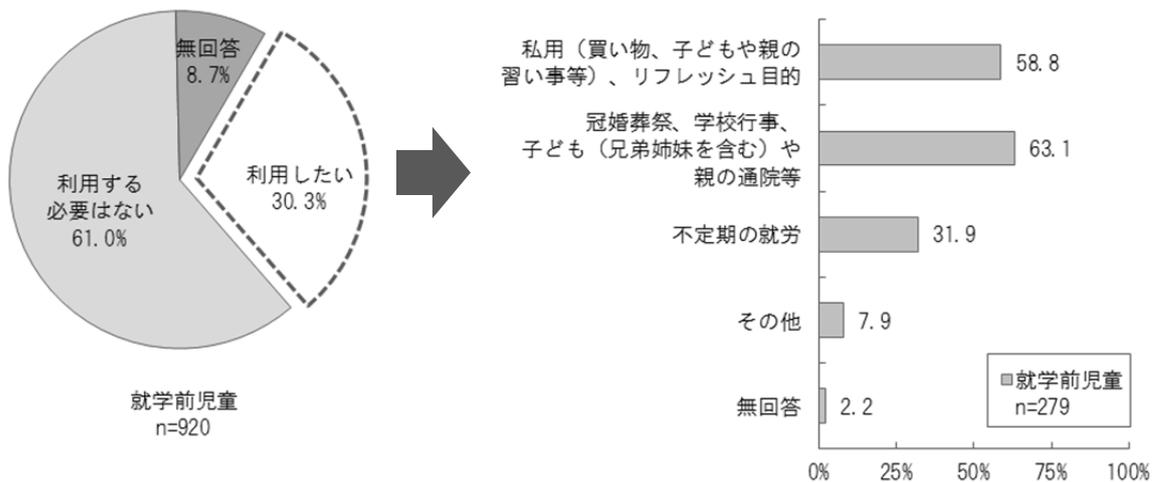
就学前児童の保護者が不定期に利用している教育・保育事業の状況を見ると、「幼稚園の預かり保育」(2.9%)、「一時預かり」(2.1%)をはじめ、あまり利用がない状況です。

【不定期に利用している教育・保育事業（複数回答）】



就学前児童の保護者の一時保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」(61.0%)、「利用したい」(30.3%)となっています。「利用したい」目的として、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」(63.1%)、「私用(買い物、子どもや親の習い事等)、リフレッシュ目的」(58.8%)、「不特定の就労」(31.9%)の順となっています。

【一時保育事業の利用希望とその目的（複数回答）】



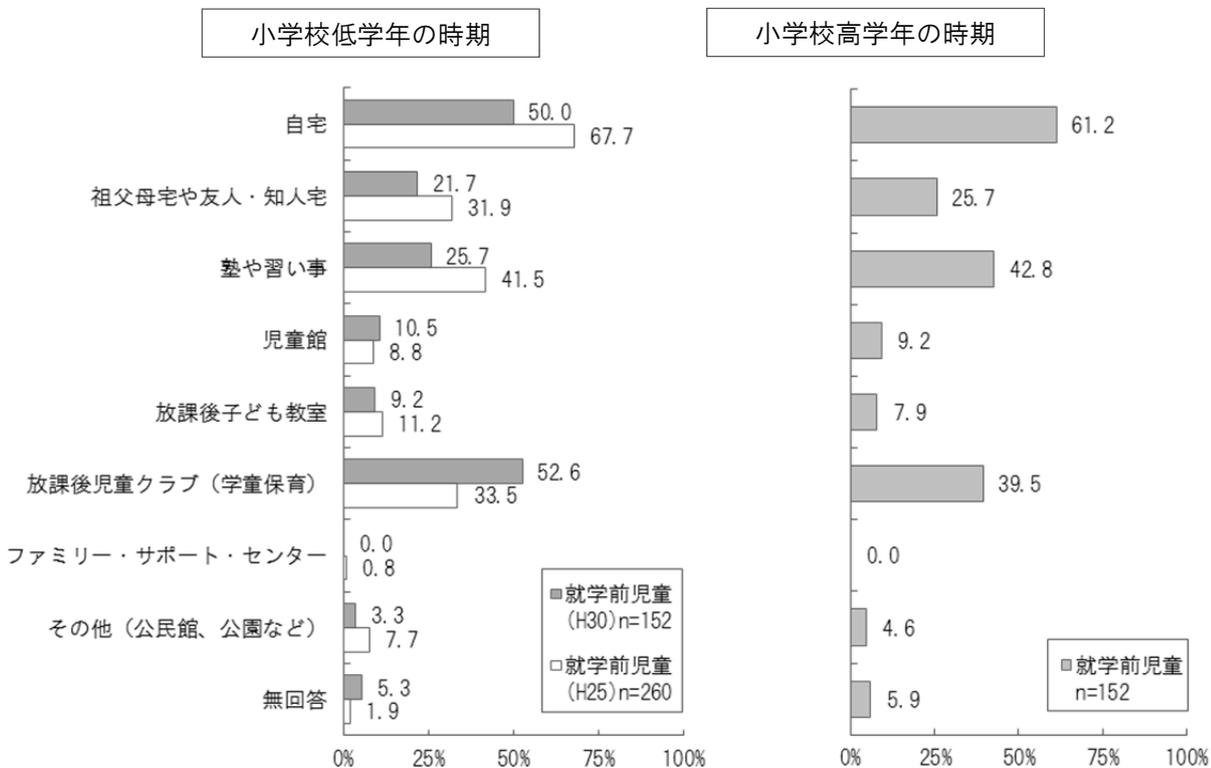
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

就学前児童の放課後に過ごさせたい場所をみると、低学年のうちには「放課後児童クラブ（学童保育）」（52.6%）、「自宅」（50.0%）、「塾や習い事」（25.7%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（21.7%）の順となっています。高学年になると、「放課後児童クラブ（学童保育）」（39.5%）が13.1^{ポイント}減少した一方で、「自宅」（61.2%）が11.2^{ポイント}、「塾や習い事」（42.8%）が17.1^{ポイント}、「祖父母宅や友人・知人宅」（25.7%）が4.0^{ポイント}増加しています。

就学前児童が低学年になった場合に放課後に過ごさせたい場所を前回調査と比較すると、「児童館」「放課後児童クラブ（学童保育）」が高くなっており、「自宅」「塾や習い事」は15^{ポイント}以上低くなっています。

【放課後に過ごさせたい場所（経年比較）（複数回答）】

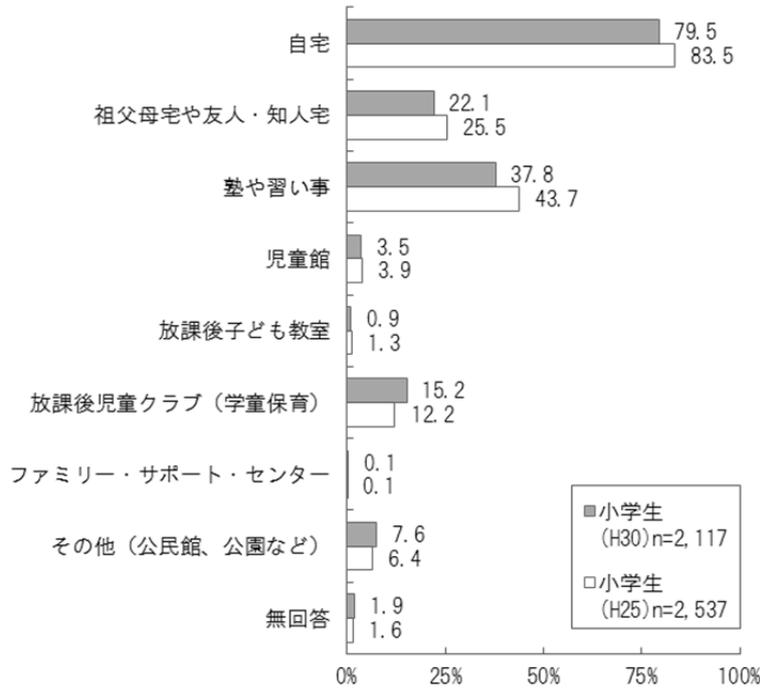


※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

小学生が放課後に過ごしている場所をみると、「自宅」(79.5%)が最も高く、次いで「塾や習い事」(37.8%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(22.1%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(15.2%)となっています。前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が3.0ポイント高くなっています。

【放課後に過ごさせたい場所(経年比較)(複数回答)】



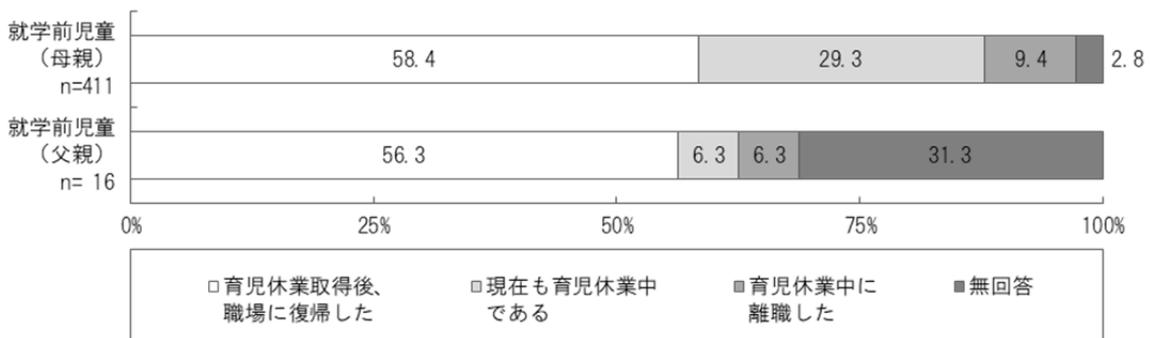
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の利用状況について

育児休業取得後の職場復帰の状況をみると、母親・父親ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」(順に58.4%・56.3%)となっています。一方、「育児休業中に離職した」母親は9.4%、父親は6.3%となっています。

【育児休業取得後の職場復帰の状況】

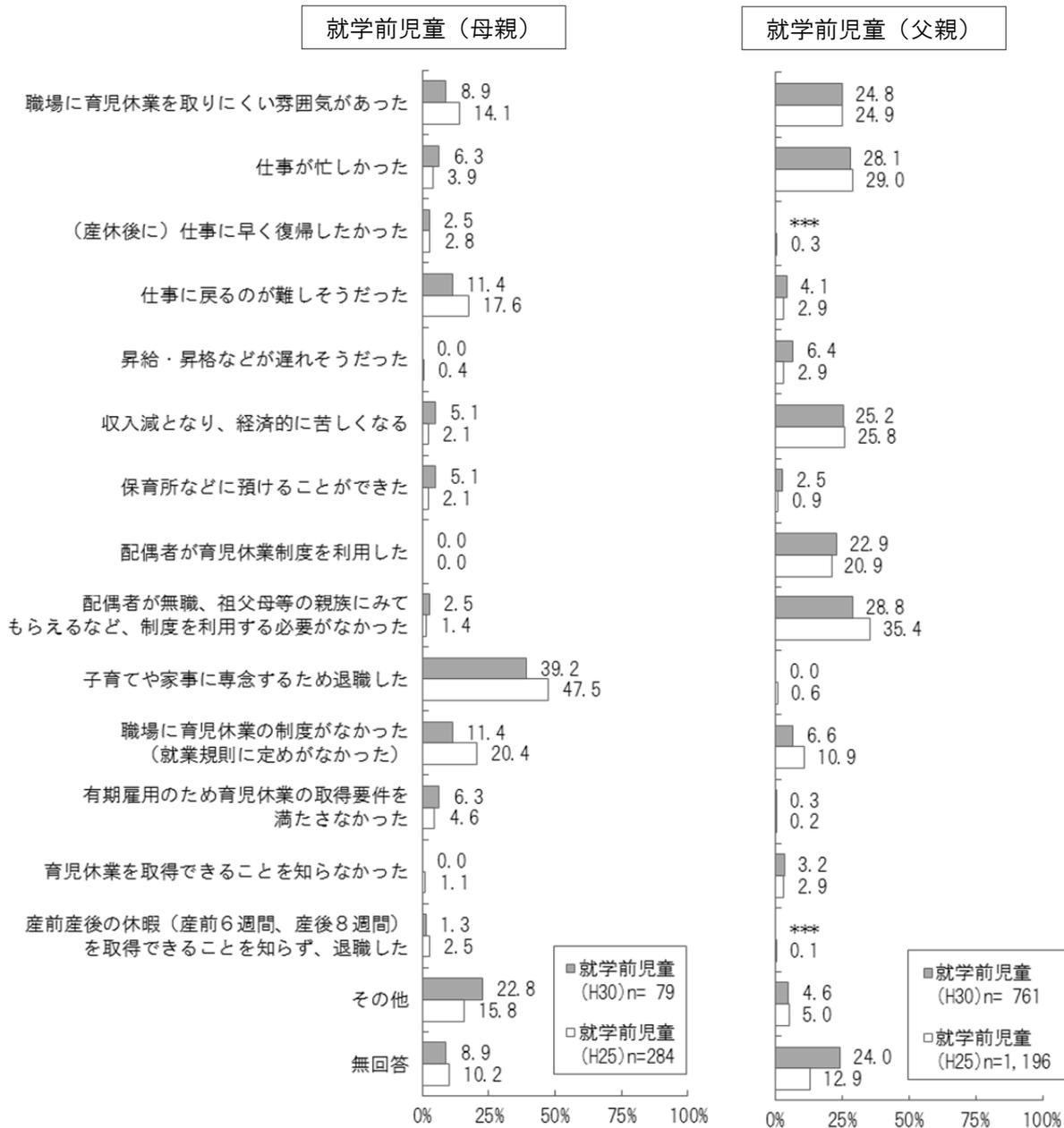


出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

母親が育児休業を取得していない理由をみると、「子育てや家事に専念するため退職した」(39.2%)が最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(各11.4%)となっています。

父親が育児休業を取得していない理由をみると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(28.8%)、「仕事が忙しかった」(28.1%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(25.2%)などで割合が高く、母親との理由の違いがみられます。

【育児休業を取得していない理由（経年比較）（複数回答）】



※平成 30 年調査では、父親の選択肢「(産休後に) 仕事に早く復帰したかった」、「産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した」はありません。

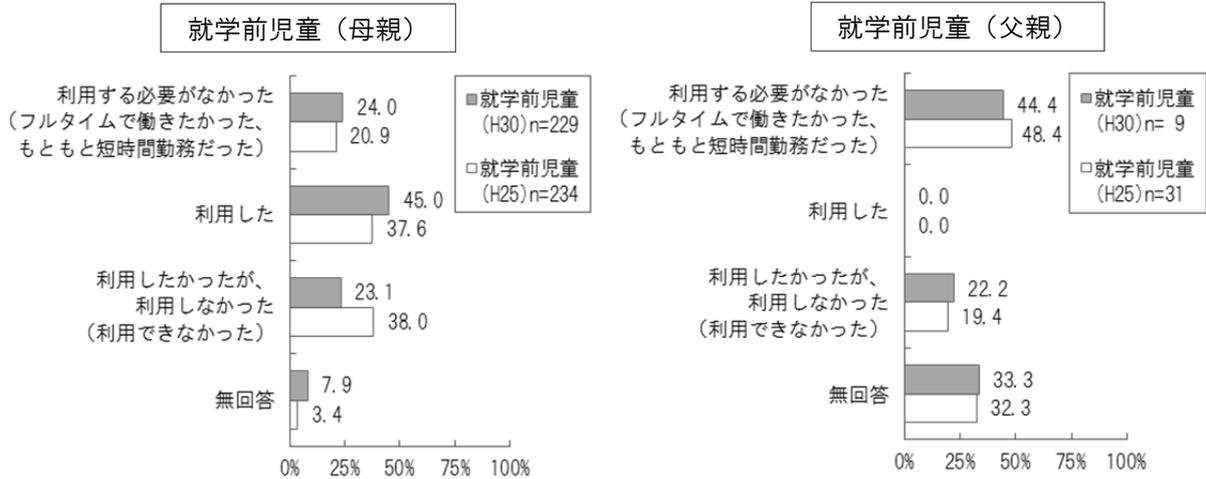
出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

② 短時間勤務制度について

母親の職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「短時間勤務制度を利用した」(45.0%)の割合が、前回調査より7.4ポイント上回っています。

父親の職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「短時間勤務制度を利用した」保護者はいませんでした。

【職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況（経年比較）】

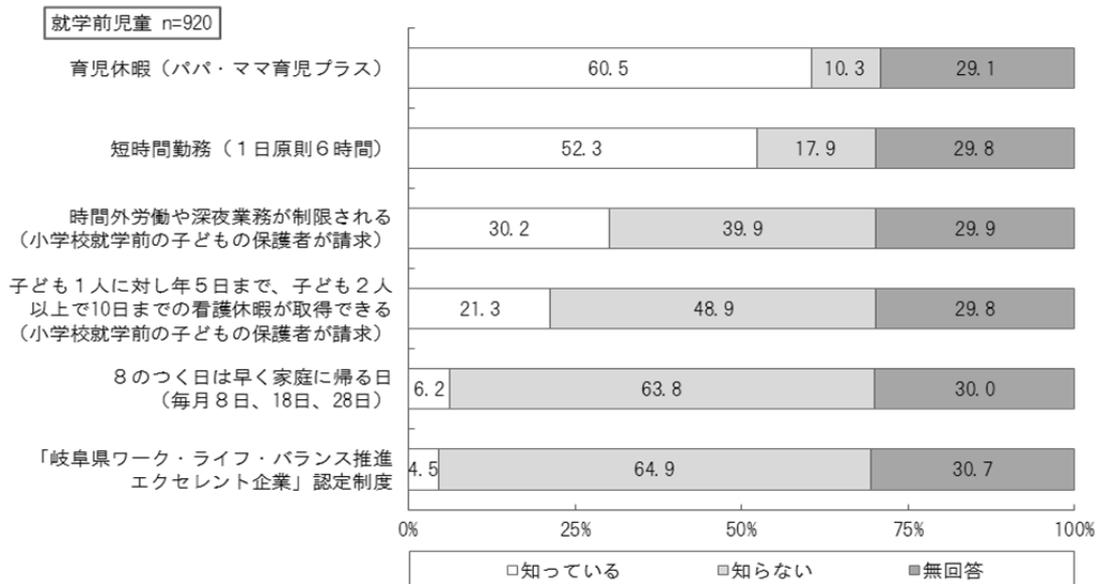


出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

③ 企業の取り組みについて

企業が取り組んでいる制度の認知状況をみると、「育児休暇（パパ・ママ育児プラス）」(60.5%)、「短時間勤務（1日原則6時間）」(52.3%)は半数以上に知られていますが、その他の制度については「知らない」が「知っている」を上回っています。特に岐阜県が主導している「8のつく日は早く家庭に帰る日」(6.2%)、「『岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業』認定制度」(4.5%)の認知度は1割未満となっています。

【企業が取り組んでいる制度の認知状況】



出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

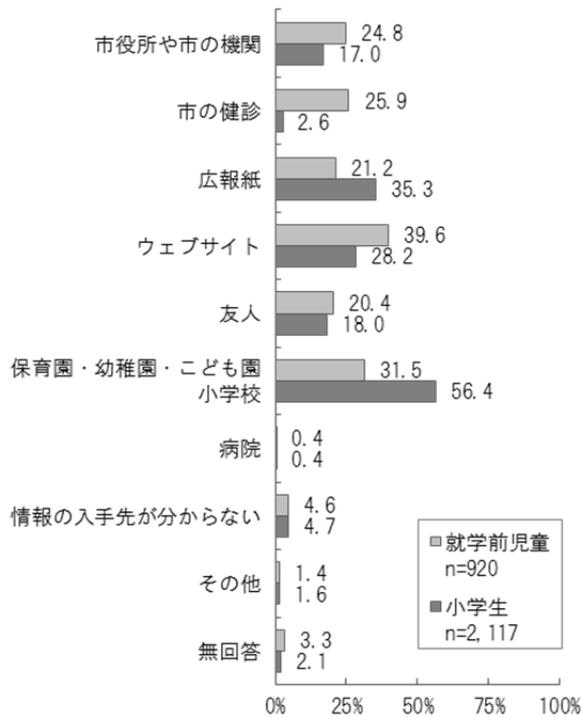
(7) 子育て全般について

① 子育て情報について

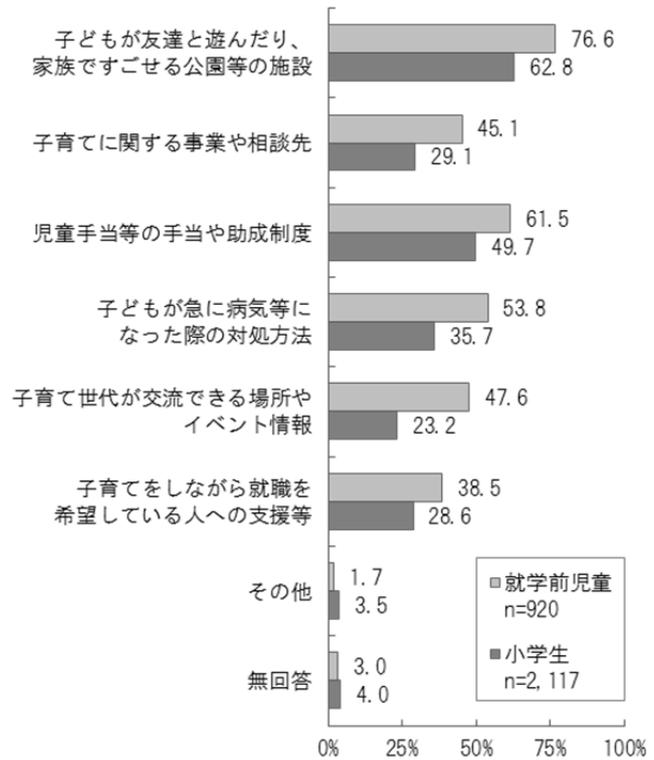
本市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童では「ウェブサイト」(39.6%)、「保育園・幼稚園・こども園」(31.5%)、小学生では「小学校」(56.4%)、「広報紙」(35.3%)で割合が高くなっています。一方、「情報の入手先がわからない」は、就学前児童は4.6%、小学生が4.7%となっています。

子育てをするうえで必要な情報をみると、就学前児童・小学生ともに「子どもが友達と遊んだり、家族ですごせる公園等の施設」(順に76.6%・62.8%)、「児童手当等の手当や助成制度」(順に61.5%・49.7%)で特に高くなっています。

【本市の子育てに関する情報の入手方法
(複数回答)】



【子育てをするうえで必要な情報
(複数回答)】

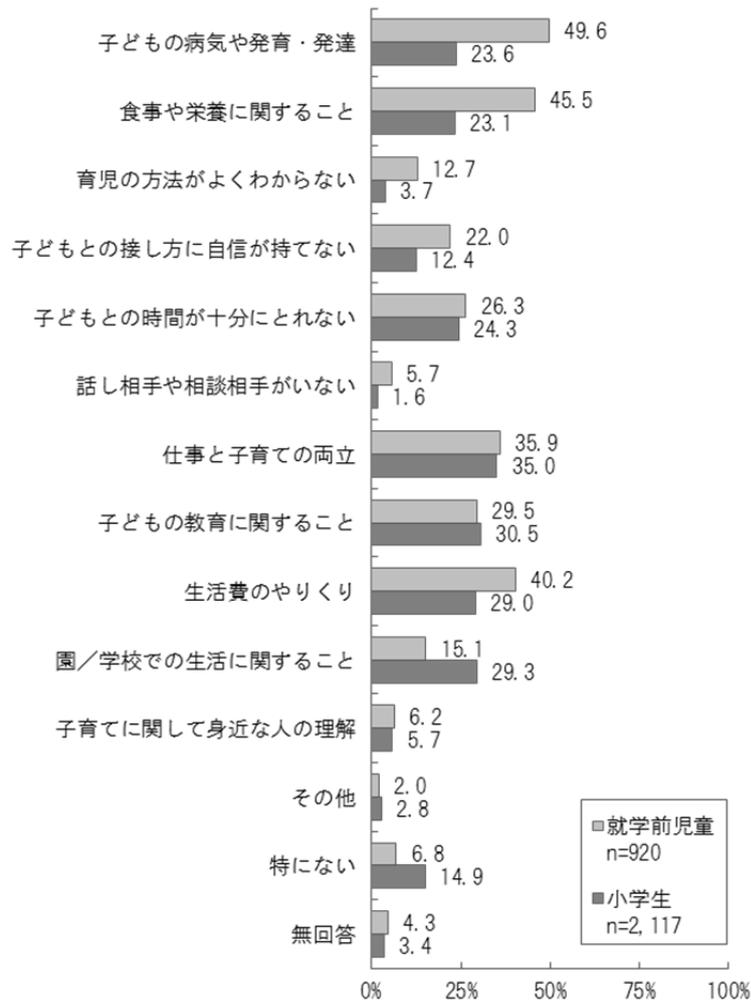


出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

② 子育てに関するの悩みについて

子育てに関して、日常悩んでいることや気になることは、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達」(49.6%)、「食事や栄養に関すること」(45.5%)、「生活費のやりくり」(40.2%)と3項目で4割を超えています。小学生では「仕事と子育ての両立」(35.0%)、「子どもの教育に関すること」(30.5%)となっています。

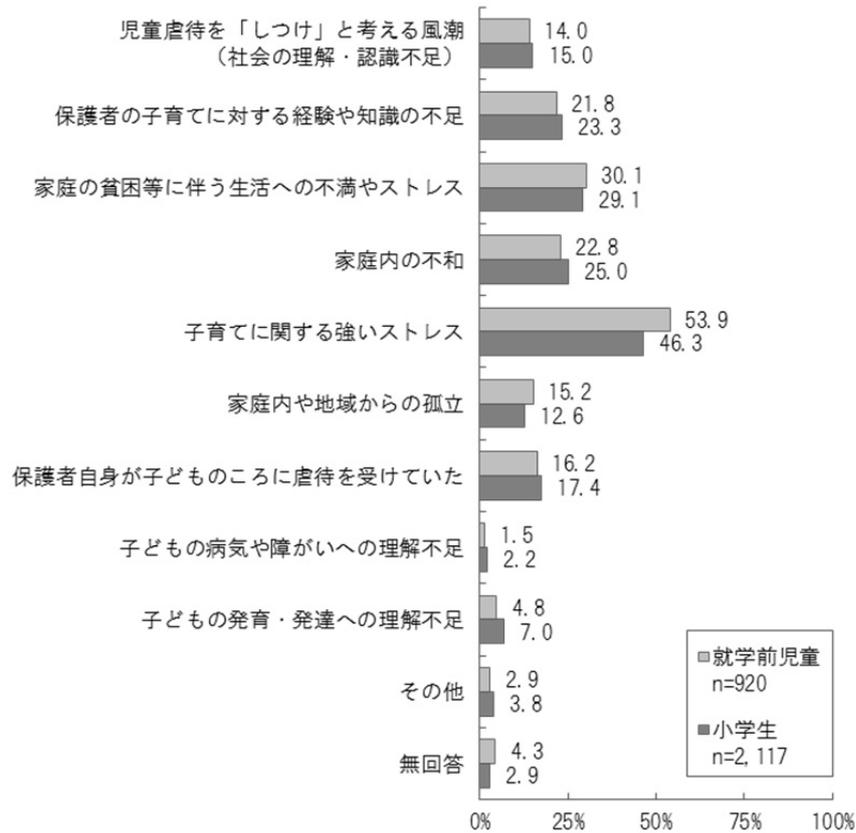
【子育てに関して、日常悩んでいることや気になること（複数回答）】



出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

一般的に児童虐待が起こる理由になると思うことをみると、就学前児童・小学生ともに「子育てに関する強いストレス」(順に53.9%・46.3%)や「家庭の貧困等に伴う生活への不満やストレス」(順に30.1%・29.1%)で割合が高くなっています。

【一般的に児童虐待が起こる理由になると思うこと（複数回答）】

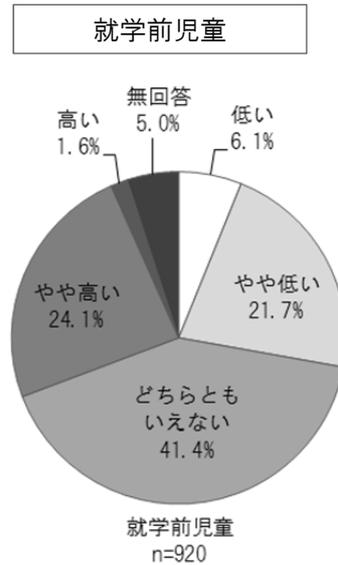


出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

③ 本市の子育て環境や満足度について

本市における子育ての環境や支援への満足度が「高い」と「やや高い」を合わせると、就学前児童（25.7%）、小学生（14.7%）となっています。一方、満足度が「低い」と「やや低い」をあわせると、就学前児童（27.8%）、小学生（28.2%）となっており、就学前・小学生ともに「満足度が低い」が「満足度が高い」を上回っています。

【本市における子育ての環境や支援への満足度】

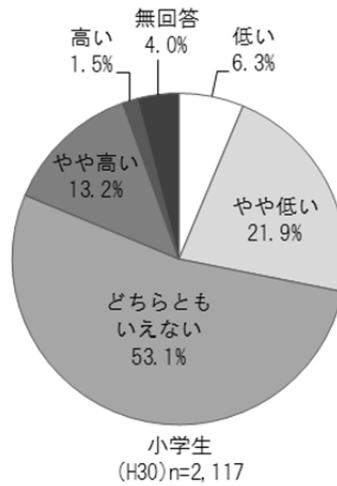


満足度が低い 27.8%	どちらともいえない 41.4%	満足度が高い 25.7%
就学前児童		
<u>低い理由</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ・公園が少ない、遊具が少ない ・保育園が少ない、入園できない ・未満児は入園しにくい ・病院や小児科が少ない ・子育てに関する情報がない、どこに相談すればいいかわからない ・子育て支援、サービスが充分でない 		
<u>高い理由</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ・交流の場、イベントの充実 ・相談できる場が多い ・医療費が無料 ・支援センターの充実 ・健診の充実 ・予防接種の案内が丁寧 		

出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書



小学生



満足度が低い 28.2%	どちらともいえない 53.1%	満足度が高い 14.7%
小学生		
<u>低い理由</u>		
<ul style="list-style-type: none"> 公園が少ない、遊具が少ない 学校設備への不満（洋式トイレ、エアコンなど） 学童の料金、数が少ない 学童を保護者が運営することへの不満 病院が少ない（小児科、眼科、耳鼻科など） 情報が無い、届いていない 		
<u>高い理由</u>		
<ul style="list-style-type: none"> 中学生までの医療費の無料 支援センター、支援学級の充実 学校の対応が丁寧 医療費、予防接種への助成 子育てに関する相談の場の充実、相談しやすい環境 「命の教育」の取り組み 		

出典：H30年中津川市子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査報告書

5 子ども・子育て支援事業計画のための

調査結果からみた課題等

◆既存の保育サービスや相談窓口の周知、情報提供方法の見直しが必要

親族・知人等に協力者がいないと回答した割合をみると、就学前・小学生の保護者いずれも1割未満（就学前 6.5%・小学生 6.6%）となっており、就学前・小学生の保護者の多くが親族・知人等からの協力を得られているようです。

子育てに関して気軽に相談できる人がいる保護者は、就学前・小学生ともに9割近くを占めていますが、いずれも前回調査より低くなっています。

気軽に相談できる相手として「祖父母等の親族」（就学前 86.3%・小学生 80.4%）、「友人や知人」（就学前児童 74.7%・小学生 80.9%）をあげています。

地域では「近所の人」（就学前 9.3%・小学生 10.7%）、「民生委員・児童委員」（就学前 0.1%・小学生 0.3%）をあげていますが、いずれも少ない状況です。

行政の相談窓口では、「子育て支援施設」（就学前 32.1%・小学生 3.8%）、「保健所・保健センター」（就学前 9.9%・小学生 1.2%）、「市の子育て関連担当窓口」（就学前 4.6%・小学生 1.7%）のいずれも小学生の保護者の割合が低く、「小学校」（17.1%）への相談割合が高くなっています。

以上の結果から、親族・知人等からの協力を得ることが難しい保護者に対し、既存の保育サービスや相談窓口の周知等、更なる情報提供を行うとともに、地域の保育力の強化及び、行政の相談窓口をより機能させる取り組みが必要となります。

◆保護者のニーズに合わせた子育て支援の体制づくりが求められる

母親の就労状況をみると、就学前児童 65.4%・小学生 85.4%が就労しており（産休・育休・介護休業中含む）、前回調査と比べて、就学前の保護者では 15.5^{ポイント}、小学生の保護者では 6.6^{ポイント}高くなっています。

就学前児童について、母親の就労日数は「週5日」が約7割、1日当たりの就労時間は「8～9時間」が約4割となっています。

また、母親の帰宅時間は「16～17時台」（43.4%）、「18～19時台」（27.9%）の帰宅が約7割を占めています。

以上の結果から、「子どもの居場所」として設置されている、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等の拡充など、保護者のニーズに対応できる体制づくりが求められています。

◆利用実態と利用希望の大きなかい離がある

定期的な教育・保育事業について、利用希望が利用実態を上回る事業は、「認定こども園」(23.7^{ポイント})、「幼稚園」(17.8^{ポイント})、「幼稚園の預かり保育」(14.3^{ポイント})となっており、大きな差が生じています。

また、「認定こども園」の利用希望については、前回調査との比較においても上回っています。

以上の結果から、「認定こども園」については、これまで通り統合や再編を計画的に進めるとともに、定期的な教育・保育事業に対するニーズの多様化に対応できるよう整備を進めていく必要があります。

◆教育・保育の事業の未利用者へのニーズの把握が必要

利用意向はあるが利用していない理由として、「教育・保育の事業に空きがない」「経済的な理由」「事業の質や場所など納得できる事業がない」「延長・夜間等の時間帯の条件が合わない」をあげており、あわせると15.3%となっています。

また、「子どもがまだ小さいため」(58.3%)と回答したなかで、「0歳～3歳」くらいになったら利用しようと考えている保護者は約8割となっています。

以上の結果から、未利用者のうち、「空きがない」「時間帯の条件が合わない」「経済的な理由」をあげている保護者に対し、教育・保育事業の定員数等の確保や利用条件等の再確認、費用助成に関する情報提供など、「利用できない」理由を解消していく必要があります。

◆子どもの成長やニーズの変化に対応した展開が必要

就学前児童の「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」の利用希望をみると、小学校低学年の時期は「放課後児童クラブ」(52.6%)、「放課後子ども教室」(9.2%)となっています。小学校高学年の時期になると「放課後児童クラブ」(39.5%)「放課後子ども教室」(7.9%)となり、利用希望は大幅に減少し、代わりに「自宅」(61.2%)、「塾や習い事」(42.8%)が増え、ニーズの変化がうかがえます。

一方、小学生の放課後の居場所をみると、「自宅」(79.5%)が最も多くなっています。

以上の結果から、子どもの年齢が上がるにつれ保護者のニーズも変化するため、ニーズの変化に対応しながら事業を進めていく必要があります。

◆父親の育児参加を促進

育児休業の取得率をみると、母親 42.6%・父親 1.7%となっています。父親の取得率が極めて低い理由として、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(28.8%)、「仕事が忙しかった」(28.1%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(25.2%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(24.8%)、「配偶者が育児休業を取得した」(22.9%)をあげています。

職場復帰時の「短時間勤務制度」利用状況をみると、母親 45.0%・父親 0.0%となっており、母親の利用率は前回調査を上回っています。(父親は前回も 0.0%)

また、企業が取り組んでいる制度の認知状況をみると、「育児休暇(パパ・ママ育児プラス)」(60.5%)、「短期間勤務」(52.3%)は5割以上が「知っている」と回答しています。一方、「8のつく日は早く家庭に帰る日」(6.2%)、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」(4.5%)は1割未満と低くなっています。

以上の結果から、育児休業の取得や短時間勤務制度の利用は母親の役目であるという役割意識の定着がうかがわれます。父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの取り組みなど、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。

◆多様化する子育て情報の入手方法の見直しが必要

本市の子育て情報に関する入手先として、「保育園・幼稚園・こども園・小学校」(就学前 31.5%・小学生 56.4%)、「ウェブサイト」(就学前 39.6%・小学生 28.2%)、広報紙(小学生 35.3%)、市の健診(就学前 25.9%)をあげており、情報の入手先が多様化していることがうかがえます。

子育てをするうえで必要な情報として、就学前・小学生の保護者ともに「子どもが友達と遊んだり、家族ですごせる公園等の施設」(就学前 76.6%・小学生 62.8%)が最も高く、次いで「児童手当等の手当や助成制度」(就学前 61.5%・小学生 49.7%)、「子どもが急に病気等になった際の対処方法」(就学前 53.8%・小学生 35.7%)などをあげています。

以上の結果から、多様化する入手方法を踏まえ、様々な媒体を通じた情報提供を検討するとともに、提供する情報についても内容を充実させていく必要があります。

◆子育ての悩みを相談する場の環境づくりや情報提供サービスの強化

就学前児童の保護者の6.8%、小学生保護者の14.9%は、子育てに関する日常的な悩みや気になることは「特にない」と回答していることから、保護者の8割から9割が何らかの悩みをもっていることがうかがえます。

就学前児童の保護者は、「子どもの病気や発育・発達」(49.6%)が最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(45.5%)、「生活費のやりくり」(40.2%)をあげています。

一方、小学生の保護者は、「仕事と子育ての両立」(35.0%)が最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」(30.5%)、「学校での生活に関すること」(29.3%)をあげています。

また、児童虐待が起こる一般的な理由として、就学前・小学生の保護者ともに「子育てに関する強いストレス」(就学前53.9%・小学生46.3%)が最も多く、次いで「家庭の貧困等に伴う生活への不満やストレス」(就学前30.1%・小学生29.1%)、「家庭内の不和」(就学前22.8%・小学生25.0%)をあげています。

以上の結果から、子育ての悩みを少しでも解消するため、情報提供やサービス提供体制の強化を図るとともに、児童虐待を未然に防ぐための対策や体制作りを推進する必要があります。

◆ニーズに沿った取り組みから満足度向上を目指す

子育て環境や支援に対する保護者の満足度をみると、就学前・小学生の保護者ともに「どちらともいえない」(就学前41.4%・小学生53.1%)が最も多く、「やや高い+高い」(就学前25.7%・小学生14.7%)、「やや低い+低い」(就学前27.8%・小学生28.2%)となっています。

満足度が高い理由として、就学前児童の保護者は「交流の場、イベントの充実」、「相談できる場が多い」、小学生の保護者は「中学生までの医療費の無料」、「支援センター、支援学級の充実」、「命の教育の取り組み」などをあげています。

一方、低い理由として、就学前児童の保護者は「公園が少ない、遊具が少ない」、「保育園が少ない、入園できない」、「病院や小児科が少ない」、小学生の保護者は「学校設備への不満(洋式トイレ、エアコンなど)」、「学童の料金、数が少ない」、「情報がない、届いていない」などをあげています。

以上の結果から、子どもの遊び場や学習環境の整備促進をはじめとした、満足度向上に向けた取り組みを検討する必要があります。

6 (第一期) 中津川市子ども・子育て支援事業計画の評価

第一期計画（平成27年度～令和元年度）の個別事業単位に設定した指標と目標値については、以下のとおりです。

また、各事業による評価結果を踏まえ、4つの基本目標における施策の方向性について、これまでの主な取り組みと次期計画で対応すべき課題を整理しました。

【重点事業24事業における指標及び結果（達成度）】

No.	事業名	指標	結果（達成度）
1	子育て支援 情報ネットワーク事業	登録率（出生数に対する割合）	一部達成 H31年度目標値：95% H30年度実績値：67.9%
2	利用者支援事業	設置個所数	目標達成 H31年度目標値：1か所 H30年度実績値：1か所
3	ひとり親家庭の相談支援	ひとり親世帯に対する相談割合	目標達成 H31年度目標値：30% H30年度実績値：26%
4	乳幼児等医療費助成事業	実施	目標達成 H31年度目標値：実施 H30年度実績値：実施
5	乳幼児健康相談事業	2歳児相談受診率	目標達成 H31年度目標値：95% H30年度実績値：99%
6	産科医療体制充実事業	実施	目標達成 H31年度目標値：実施 H30年度実績値：実施
7	要保護児童・DV防止 対策地域協議会活動の 実施	対象者の危険度改善率	一部達成 H31年度目標値：改善10%、 悪化0% H30年度実績値： 要保護児童・DV防止対策地 域協議会 代表者会議：1回 実務者会議：4回
8	教育・保育の充実	年度末待機児童	目標達成 H31年度目標値：0人 H30年度実績値：0人
9	病児・病後児保育の実施	実施個所数	目標達成 H31年度目標値：1か所 H30年度実績値：1か所
10	学校規模等適正化 基本計画の推進	計画の推進	目標達成 H31年度目標値：継続 H30年度実績値：実施
11	命の教育の充実	実施	目標達成 H31年度目標値：継続 H30年度実績値：実施

No.	事業名	指標	結果（達成度）
12	絆プランの推進	週に4日以上読み聞かせをしてもらう3～5歳児の割合	一部達成 H31年度目標値：90% H30年度実績値：77%
13	幼児教育推進事業	年間交流回数	目標達成 H31年度目標値：職員3回、園児・児童3回 H30年度実績値：職員2回、園児・児童2回
14	障がいを持つ子への支援の充実	発達支援クラスのある保育園数	実施準備 H31年度目標値：3か所 H30年度実績値：2か所
15	発達相談の充実	相談件数（延べ人数）	一部達成 H31年度目標値：2,000人 H30年度実績値：1,428人
16	放課後等デイサービスの提供	利用人数	目標達成 H31年度目標値：20人 H30年度実績値：29人
17	学力アッププログラムの推進	早寝早起き朝ごはん家庭での実施率	目標達成 H31年度目標値：幼保85%、小学校80%、中学校80% H30年度実績値：幼保82%、小学校83%、中学校73%
18	絵本で子育て事業	子ども一人に対する実施回数	目標達成 H31年度目標値：3か月健診・1歳6か月健診時に適書紹介と読み聞かせ H30年度実績値：3か月健診時に適書紹介と読み聞かせ
19	児童館・児童センターにおける世代間交流	参加人数（4館計）	目標達成 H31年度目標値：700人 H30年度実績値：1,424人
20	放課後児童健全育成事業	実施か所数	目標達成 H31年度目標値：19か所 H30年度実績値：20か所
21	放課後子ども総合プランの推進	一体型か所数	実施準備 H31年度目標値：2か所 H30年度実績値：0か所
22	スマートフォン・携帯電話・パソコンなどの情報モラルの啓発	保護者への啓発と児童生徒への講話の実施	目標達成 H31年度目標値：100% H30年度実績値：100%
23	子どもの安全を守るパトロール隊（地域安全ボランティア団体）の推進	登録団体数	目標達成 H31年度目標値：一般70団体 H30年度実績値：一般69団体
24	企業の意識向上の推進	岐阜県子育て支援企業登録数	目標達成 H31年度目標値：60社 H30年度実績値：127社

基本目標 I 家庭における子育てへの支援

☐ 施策の方向

- 1 多様な子育て支援サービス環境の整備
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 3 子育て家庭への経済的支援
- 4 母と子どもの健康の確保
- 5 要保護児童への支援

これまでの主な取り組み

- 子育て支援情報ネットワーク（子育てマイページ）を活用し、子育て関連情報などを提供することにより、市民がインターネットやスマートフォン等を利用して、手軽に子育て情報の収集や子育てについての相談等ができるように「中津川市子育てポータルサイト なかつっこ」を運用しました。
- 利用者支援事業の基本型として、子育て支援センターほっとけーきに「子育てなんでも相談窓口（専用ダイヤル）」を開設したことで、気軽に子育てについての相談や情報提供ができるようになりました。また、子育て支援センター、児童館、乳幼児学級等に出向き、出張相談支援を行いました。
- 地域における子育て支援の拡充を目指した「子育て団体育成支援事業補助金」を創設し、子育て支援センターと連携して支援することにより、やさか及び蛭川、阿木地域において、子育てを支援する団体が活動を開始しました。
- ひとり親家庭自立支援員による「ひとり親家庭相談」や「生活援護相談」、「就業支援のための講座の受講料一部支援」、「資格取得に必要な職業訓練費用の負担軽減」などにより、ひとり親家庭の自立を支援しました。
- 義務教育修了までの子どもの外来・入院に対する医療費の自己負担額を、全額助成しました。
- 6か月児相談、1歳児相談、2歳児相談、乳幼児なんでも相談、離乳食教室、運動発達相談、栄養相談を行い、子どもの健やかな発達を促すとともに、育児不安への支援を行っています。また、相談未受診者には、状況の把握を行い、必要に応じた支援を実施しました。
- 心身の不調や育児不安があり、かつ家族からの支援を十分受ける事ができない母親が、委託医療機関で宿泊や通所により心身のケアと育児相談が受けられる「産後ケア」事業をはじめとした、安心して子育てができる支援事業を増やしました。
- 市民病院の産科医療体制充実事業として、医療法人と医師派遣委託契約により産科医確保をしたことで、里帰り出産及び分娩制限を解除しました。
- 要保護児童への支援として、虐待防止、早期発見、早期対応など適切に対応するため、子ども相談センター、教育委員会、警察、民生委員等と連携し、代表者や実務者、個別ケースなどの検討会議を開催することで、育児不安や虐待の軽減を図りました。

次期計画への課題

- ◆「中津川市子育てポータルサイトなかつっこ」や「安心子育てガイド」などの子育て情報を多くの保護者に周知するため、手軽に入手できるアプリ化を進めるとともに、母子手帳の交付時やカード配布等のPRにも取り組む必要があります。
- ◆保健センター等での乳幼児健診や各教室の開催時だけでなく、必要に応じた相談に対応できる体制づくりや、相談窓口の周知が必要です。また、保護者の育児不安を解消するために、保健師や看護師、保育士が連携し「中津川市子育てポータルサイトなかつっこ」を継続して周知していく事が大切です。
- ◆安心して妊娠・出産・子育てができるよう、すべての妊産婦を継続的に把握しながら必要な支援を切れ目なく提供する体制として、「子育て世代包括支援センター」が求められます。また、現在は子育て支援センターより、関係担当者と呼びかけて情報共有のための検討会議を行っていますが、今後、妊娠期から継続して支援するために「子育て世代包括支援センター」が中心となり担っていく事が必要になります。
- ◆子育ての不安から児童虐待につながることも多いため、専門職を配置し様々なケースに対応できる、家庭総合支援としての機能を充実していくことが必要になります。
- ◆本計画の基本的な視点である“地域で子どもを育む”ことを大切にして、地区社会福祉協議会や子育て支援団体などと連携した地域力を中心とした新たな地域の子育て支援づくりを進める必要があります。

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

☐ 施策の方向

- 1 就学前教育・保育の体制確保
- 2 生きる力を育む園・学校教育の充実
- 3 幼・保・小の連携
- 4 配慮が必要な子どもへの支援

これまでの主な取り組み

- ・保育士の確保を努めるとともに民間と連携した役割分担を行い、幼児教育・保育二ーズにこえる受入れ態勢を整える事で、園児の健全な心身の発達と生活の基礎基本の習得に努めました。また、待機児童数0人を達成しています。
- ・児童が「病気」または「病気の回復期」で、集団保育が難しく、保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などにより家庭で保育ができない場合に、一時的に預かる病児保育所を、中津川市民病院敷地内にて整備して開所することにより、保護者の就労支援を行いました。
- ・令和2年度に統合予定の田瀬小学校と、下野小学校の保護者や地区住民と具体的な協議を実施し、統合時における通学手段を確保しました。また、令和5年度に予定している新ふくおか小学校統合に向けた、地域住民及び保護者、園学校関係者の意見を反映させるための「新ふくおか小学校統合準備委員会」を立ち上げ、会議を開催しました。

- 市内の全小学校で獣医師による「命の授業」を、全中学校で助産師による「命の授業～思春期教室～」を実施し、命の大切さを学びました。また、園児と保護者を対象に、命の教育学習会を実施し意識の向上を図りました。
- 情緒豊かな心を育み、親子の絆を深めるための、読み聞かせや親子読書等の読書活動を推進しました。また、チャレンジ週間（学力アッププログラム）では、3歳児から5歳児の約8割で取り組むことができました。
- すべての保育園、幼稚園において小学校教育につながるカリキュラムを実施する事で、継続した学びを保障するとともに、児童一人ひとりの発達の見通しを共有した質の高い幼児教育・保育を行いました。
- 障がいのある子どもの自立促進と居場所づくりとして、放課後や長期休暇中に生活訓練を行う「障がい児総合支援施設（かがやきキッズ）」を整備し、放課後デイサービス事業所を市内に確保して運営を開始しました。
- 臨床心理士や保育士、相談員等の専門スタッフが園や学校へ訪問して、発達相談や発達検査を行うことで、子ども達を適切な支援へつなげました。また、配慮が必要な子どもの特性や支援の方法を学ぶための職員向け研修会や、市民向けの講演会を開催しました。

次期計画への課題

- ◆障がいを持つ子どもの支援を充実するために、北部地域の発達支援クラスの増設を検討しましたが、保育士の確保が大きな課題になっています。

基本目標Ⅲ すべての子どもの育ちを支える環境の整備

☐ 施策の方向

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 世代間交流を生かした教育力の向上
- 3 地域における子どもの居場所づくりの推進
- 4 安全・安心なまちづくり

これまでの主な取り組み

- すべての児童及び生徒へ学力アップシートを配布したほか、保護者に学力アッププログラムの手引を配布しました。また、ホームページによる情報提供を行いながら、生活習慣、学習習慣の改善も図りました。
- 親子で本に触れ合うきっかけづくりとして、3か月健診時に読み聞かせの大切さやコツを伝え、0歳から5歳の児童におすすめの絵本を紹介しました。
- 地域の子育て支援として、児童館・児童センターで、老人クラブや地域のボランティア等の協力による、子育て親子の世代間交流行事を行いました。
- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の家庭に代わる生活の場になる放課後児童クラブにおいて、利用希望の増加による施設の増設や保育に適した環境の改善を実施しました。

- より良い人間関係の構築や、犯罪等に巻き込まれないための知識とモラルを身につけるように、市内全小中学校において情報モラルの講話や指導、教員のための研修を行いました。また、悪質商法や、振り込め詐欺などによる消費者被害を未然に防止するための出前講座を市内小中学校で実施しました。
- 子どもたちの安全を守る地域安全ボランティア団体として、各地域でパトロール隊による、市内全域で学校と連携した登下校時の見守り活動を実施しました。

次期計画への課題

- ◆放課後児童クラブの利用希望が増加している地域では、小学校に余裕教室がないこと等による、施設の確保が課題です。また、指導員の確保も各放課後児童クラブが抱える大きな課題となっています。
- ◆放課後子ども総合プランの推進では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備を目指しましたが、実施する事はできませんでした。今後、小学校の統合や放課後児童クラブの利用児童数の動向を踏まえて、検討を進めます。

基本目標Ⅳ 子育てしやすい家庭や職業環境の整備

☐ 施策の方向

- 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- 2 産休・育休復帰後に教育・保育を円滑に利用できる環境の整備

これまでの主な取り組み

- 企業の意識向上を推進するため、講演会や企業訪問を実施しており、市内127社が岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録しています。特に優れたワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業は6社になっています。
- 家事や育児のため、働きたくても働けない子育て世代の女性たちが、時間の制約を受けないで自分のペースで働くことができる「テレワーク」を試験的に導入し実施しています。
- 県との共催で「育休ママセミナー」を開催したほか、市ワーカーサポートセンターによる働き方の講座、女性社員向けセミナーを開催しています。

次期計画への課題

- ◆仕事と家庭の両立を図るために事業所側の積極的な取り組みが必要ですが、制度を理解していても申請までに至らない事業所も多くあるため、特に中小企業に対して事業所訪問などのPRを行い、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に取り組む事業所を増やす必要があります。
- ◆テレワーク事業の導入など、多様な働き方に対応できるように、ニーズに応じた職場づくりを推進していく事が重要です。
- ◆幼児教育無償化の影響や未満児の保育ニーズの高まりを注視しながら、保育士確保による安全な園の運営を担保することが、子育て環境を整備する上で重要となっています。



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進に当たり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

**安心、優しさの中で心豊かな親子を育み
かがやく未来へ進みつづける中津川**

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。安心・優しさをもって、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も成長し、心豊かな親子を育むことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちが成長するための根幹であり、財産であるといえます。

地域の人たち・社会全体の力を合わせながら、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、かがやく未来へ進み続ける中津川市を推進します。

2 基本的な視点（大切にしたい3つの視点）

だれもが安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみを感じられる社会、子ども自身が健やかに育つことのできる社会を築いていくためには、行政だけではなく、家庭や地域など本市に住むすべての人・組織が、それぞれの立場、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携して主体的に取り組んでいく必要があります。

本計画では、第一期にて取り組んできた子ども・子育て支援に関する事業等を引き続き推進するとともに、以下3つの基本的な視点で、それぞれの施策に取り組んでいきます。

かがやく未来へ進みつづける中津川

【すべての子どもの育ちの視点】

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育が、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

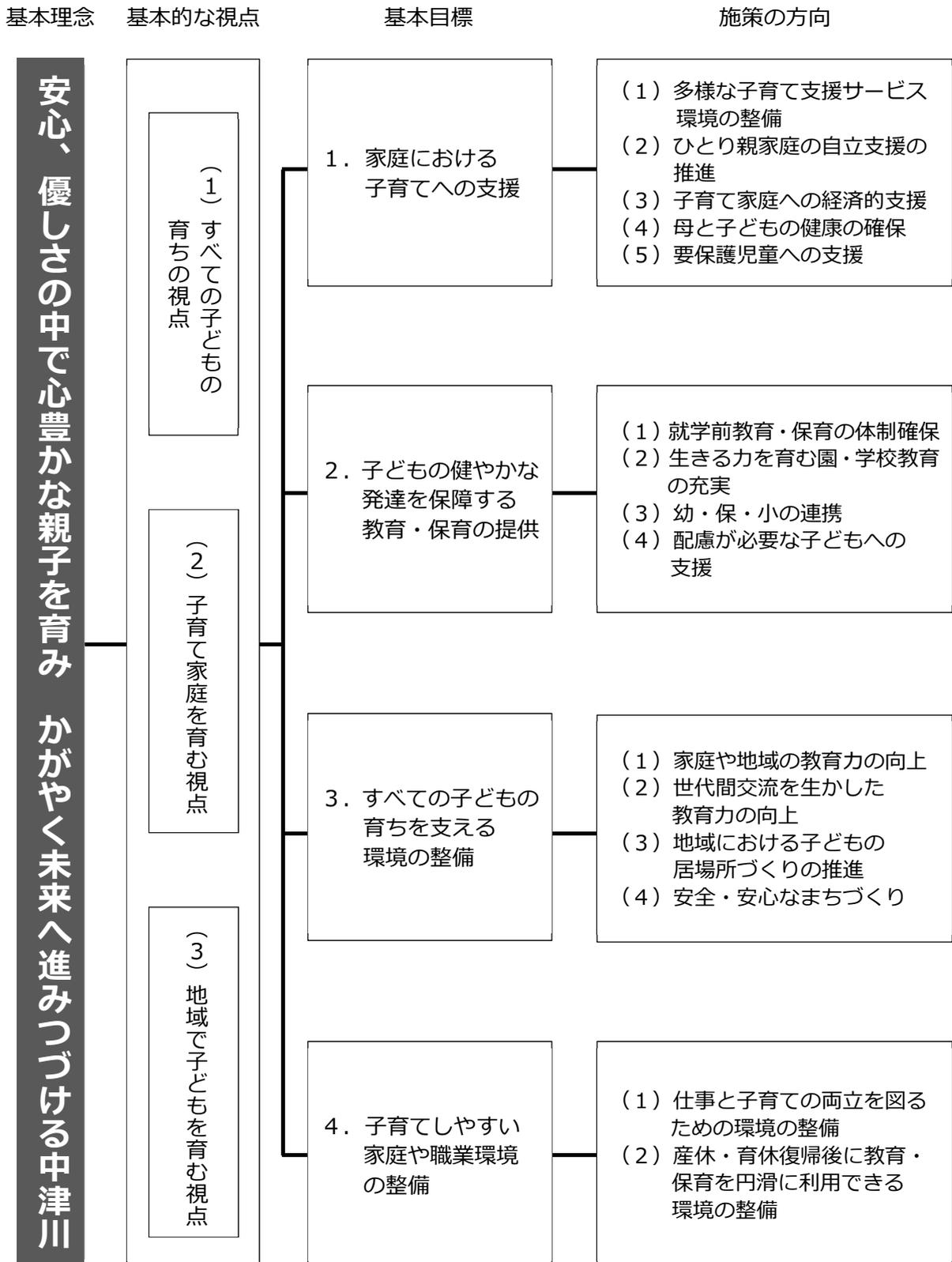
【子育て家庭を育む視点】

保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちを実現することにつながります。保護者としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、家庭での子育て力を高めていきます。

【地域で子どもを育む視点】

子どもの育ちにとってより良い環境となるように、地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような、仕組みづくりを進めます。

3 施策の体系





第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本理念『安心、優しさの中で心豊かな親子を育み かがやく未来へ進みつづける中津川』の実現に向け、4つの基本目標の実現に向けて、15の施策の方向に基づき、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、計画を推進していきます。

<p>基本目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての様々な課題の解決に向けて、4つの基本目標を設定しています。 ※第3章参照
<p>施策の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標を実現するための15の施策の方向を設定しています。 ・施策の方向別に本市の方向性を示しています。
<p>個別事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、本市が取り組むべき役割を示しています。 ・個別事業には、重点事業と推進事業を位置付けています。 ・子ども・子育て支援法で法定化された事業や、本市単独事業として、この5年間で重点的に推進していく事業を重点事業としています。 ・施策・事業別に担当課と方向性を示しています。 ・各基本施策の表における★印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

就学前児童・小学生をもつ保護者に対するニーズ調査結果から、子育てに関して日常悩んでいること、または気になることをみると、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達」(49.6%)が最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」(45.5%)、「生活費のやりくり」(40.2%)となっています。また、小学生では「仕事と子育ての両立」(35.0%)が最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」(30.5%)となっています。

また、少数ですが子育てをするうえで気軽に相談できる人がいないとの回答もあり、協力を得ることが難しく孤立する現状も見受けられます。

子どもを安心して生み育てるためには、子どもの成長や様々な家庭の状況に合わせた、きめ細かい支援をしていくことが重要です。

妊娠・出産・乳幼児期の育児を通して、すべての子育て家庭が適切な助言や公的なサービスを受けられる体制づくりを進めることで、子育てに対する不安や負担を和らげるとともに、親子同士の交流や気軽に相談できる場の提供をはじめとした、子育て支援の場づくりを進めることで、孤立した育児の辛さを解消し、純粹に子育ての喜びを感じられる環境づくりを目指します。

一方、平成 27 年度に実施された国の調査の結果では、子どもの貧困率は 13.9% となり、約 7 人に 1 人が貧困状態であるといえます。

また、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあるなど、社会環境や家庭環境の変化、養育力の低下により、保護を要する児童の状況は大きく変わってきています。

虐待・貧困・ひとり親など困難な環境にあって支援が必要な子育て家庭を支えるための支援体制の充実や、関係機関との連携強化を図り、すべての世帯が安心して暮らしていける仕組みづくりを進めていきます。

施策の方向1 多様な子育て支援サービス環境の整備

様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

また、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者や地域の人々が参画する支援の仕組みづくりを推進します。

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
子育て支援情報ネットワーク事業 (子育て情報の提供)	子育てポータルサイトなかつっこを活用し、子育て関連情報などを提供することにより、市民がインターネット・スマートフォン等を利用して手軽に情報収集ができるよう、検索しやすい情報配信を行います。 子育てに関する様々な施策や情報を安心子育てガイドにまとめ、母子健康手帳の交付時や各種窓口で配布し、情報提供を行います。	子ども家庭課	アクセス数	—	5,170
★利用者支援事業	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整をします。また、子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」(基本型)や子育て家庭の身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談を行うほか、子育て世代包括支援センター(母子保健型)との連携強化を図ります。	子ども家庭課	相談件数	393件	500件

※子育て世代包括支援センターの相談も含む

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
幼稚園・保育園・認定こども園における子育て支援の充実	未就園児親子(0～2歳)を園に招き、在園児との交流や親への情報提供、子育て相談などの支援を行います。	幼児教育課	継続
子育てボランティア支援	子育て支援団体、読み聞かせサークルなどの各種ボランティア団体への支援を行います。	生涯学習スポーツ課	継続
★ファミリー・サポート・センターの充実	サポートセンターに登録している、育児への支援が必要な利用会員と育児の支援を行うサポート会員が互助活動を実施しています。サポート会員のスキルアップのための講習や広報、HP等による事業周知を充実させていきます。	子ども家庭課	拡充
★養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業等により養育に支援が必要であると判断される家庭を保健師、家庭児童相談員等が訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康医療課 子ども家庭課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
★地域子育て支援拠点事業の充実	親子の遊びの場、交流の場、子育て情報の提供と相談及びニーズに沿った育児支援を子育て支援センターで行います。既存の地域施設や保育園など身近な場所での出張ひろばの実施のほか、新たな子育て支援拠点の開設により子どもの遊び場、交流の場など楽しく、子育てしやすい環境を整備します。 また、各地域で子育て支援センターの担い手となるよう、子育て支援団体を育成するための子育て団体育成支援事業を行います。	子ども家庭課	拡充

施策の方向2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
ひとり親家庭の相談支援	ひとり親家庭の相談、就業支援のための講座受講料の一部支給、資格取得に必要な職業訓練費用の負担軽減などにより、自立を支援します。	子ども家庭課	ひとり親世帯に対する相談件数(延べ)	577件	600件

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
児童扶養手当の支給	離婚・死別などでひとり親となった世帯や父、または母が重度の障がいをもつ世帯の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を目的として支給します。	子ども家庭課	継続
ひとり親医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的不安解消のため、母子・父子世帯等の医療費の自己負担(保険診療分)を助成します。(所得制限あり)	社会福祉課	継続
母子生活支援施設への入所	施設への入所により、母子家庭の自立支援をします。	子ども家庭課	継続

施策の方向3 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生き育てることが困難な状況にならないよう、各種手当等による経済的支援を行います。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
乳幼児等医療費助成事業	義務教育修了までの子どもの医療費の自己負担額を(保険診療分)助成します。	社会福祉課	実施	実施	実施

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
小中学生教育扶養事業	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通う子どもを対象に給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を補助します。	学校教育課 子ども家庭課	継続
児童手当の支給	家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的として児童手当を支給します。	子ども家庭課	継続
高校生バス通学補助事業	経済的負担の軽減のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。	定住推進課	継続

施策の方向4 母と子どもの健康の確保

安心して出産・子育てができるよう、関係機関との連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、医療法人や関係医療機関との連携を強化しながら、周産期医療に取り組みます。

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
乳幼児健康相談事業	6か月児相談、1歳児相談、2歳児歯科健診・相談、乳幼児なんでも相談、離乳食教室、運動発達相談、運動栄養相談を行い、子どもの健やかな発達保障や育児不安への支援につなげます。	健康医療課	2歳児歯科健診・相談受診率	99.6%	100%

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
限られた小児医療資源の有効活用	「出前医療講座」の開催等を通じて適正な受診に対する市民の理解を高める啓発活動を行います。小児医療ニーズに応える医療体制づくりを目指し、地域の医療機関との連携を深める活動を行います。	病院事業部	継続
産科医療体制充実事業	里帰り出産の受け入れ・分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部	実施
特定不妊治療費の助成	不妊治療のうち、特に高額である体外受精及び顕微授精について、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課	継続
母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理や母子保健事業の説明を行います。	健康医療課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
パパママ教室	第1子を出産予定の夫婦を対象に、育児や親になるための心構え等の学習を実施します。	健康医療課	継続
妊婦教室	妊娠中の過ごし方、栄養、お産の進み方について学習します。また、同じ出産予定月の妊婦同士の交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。	健康医療課	継続
★こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育ての相談や子育てに関する情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康医療課	継続
妊産婦訪問指導	若年等支援が必要な妊産婦に対し、必要に応じて訪問や相談を行うことにより、不安の解消を図ります。	健康医療課	継続
★妊婦健康診査	妊娠期の健康診査費用の一部を助成するため、受診票を妊婦1人につき14枚配布します。市が委託した医療機関での受診になります。	健康医療課	継続
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査（歯科健康診査含む）、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査（歯科健康診査含む）を行い、発達・発育状況の確認をし、育児不安の解消を図るとともに子どもの健やかな発達を促します。	健康医療課	継続
歯科保健事業	歯みがき教室（乳児、幼稚園、保育園、小中学校）を行います。医療機関委託による個別妊婦歯科健診を行います。	健康医療課	継続
感染予防事業	ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、B型肝炎の予防接種を行います。	健康医療課	継続
乳幼児訪問事業	保健師や栄養士による個別訪問（身体計測、発達確認、保健相談、栄養相談）を行います。	健康医療課	継続
あそびの教室	発達を促すための親子あそび、育児指導を行います。	健康医療課	継続
（新）一般不妊治療費の助成	人工授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課	新規
（新）産後ケア	心身の不調や育児不安があり、かつ家族からの支援を十分受ける事ができないお母さんが、安心して子育てができるよう、委託医療機関での宿泊や通所を通じて、心身のケアと育児相談を行います。	健康医療課	新規
（新）新生児聴覚検査	新生児聴覚検査費用の助成を実施します。難聴児を早期に発見し、早期医療早期療育につなぎます。	健康医療課	新規
生活習慣病予防教室の実施	学校健診結果について学校教育課・養護教諭と連携し、学校健診後の生活習慣病予防について支援・協力します。	健康医療課 学校教育課	継続
「食育」の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取り組みを実施します。	健康医療課 学校教育課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
就学前の「食育」指導の推進	幼稚園・保育園・認定こども園において四季を通じて、作物を育て、収穫し、調理をして食べる活動を通し食育に取り組み、身体や健康づくり、命の大切さ、仲間と協力し合うことを学びます。	幼児教育課	継続
学校給食における「地産地消」の推進	地元の新鮮な野菜や加工品などの農産物を活用した学校給食を提供することにより、学齢期から地産地消について学び、地元の生産者との交流を通じて農産物や農業への理解を深めます。	農業振興課	継続
幼児相談	子どもの障がいや発達のみずきを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児の発達相談を実施します。	幼児教育課	継続

施策の方向5 要保護児童への支援

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大するとともに、安心して妊娠・出産・子育てができるように子育てに関する様々な相談に応じます。また、必要な情報・サービスの提供を行い、育児不安や児童虐待の軽減を図ります。

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
★要保護児童・DV防止対策 地域協議会活動の実施	児童虐待の防止、早期発見、早期対応など適切に対応するため、児童相談所、教育委員会、警察、保健センター等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し育児不安や児童虐待の軽減を図ります。	子ども家庭課	会議・ケース会議の実施回数	協議会 代表者会議1回 実務者会議1回	実施
子育て世代包括支援センター	すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、予防的な観点から母子保健事業と子育て事業を一体的に提供することを通じて、包括的な支援を実施します。	子ども家庭課	新規	—	設置

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
家庭児童相談の実施	家庭児童相談員が児童の養育などに関する相談に応じます。	子ども家庭課	継続
いじめ防止対策	中津川市におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年6月）に基づき、関係機関及び団体の連携を図り、いじめ防止対策を推進します。	防災安全課	新規

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する

教育・保育の提供

幼児期における教育・保育は、その礎となる時期であり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。本市の幼児期の教育・保育施設は、公立幼稚園が6園、私立幼稚園が3園、公立保育園が14園、私立保育園が6園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が2園、私立小規模保育事業所が2園あり、それぞれの施設が本市の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。

集団のなかでの自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や、規範意識の芽生えが育まれるための支援が必要です。また、子どもにとって良質な教育・保育を提供する施設として、幼稚園や保育園・認定こども園が中心となり、保護者に寄り添いながら子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

近年、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において、発達障がいのある子どもたちが増加傾向にあり、従来の3障がい（身体・知的・精神）に加え、発達障がいを含めた支援のあり方が課題となっています。障がいのある子どもとその世帯に対し、きめ細かな支援を実施するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見からその後の療育まで、切れ目のない支援を進めていきます。

更に、小学校の教職員等が教育・保育についての理解を深めるとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校生活へ、円滑な移行を目指します。

施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

小学校就学前の子どもたちに質の高いきめ細かな教育・保育を提供するために、民間との協働を進め、就学前教育・保育、未満児保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
★教育・保育の充実	幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、民間との連携と役割分担の下で、市民の幼児教育・保育ニーズに応える受入体制を整え、園児の健全な心身の発達と、生活の基礎基本の習得を図ります。	幼児教育課	年度末待機児童数	0人	0人

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
★病児・病後児保育の実施	児童が「病気」または「病気の回復期」であり、集団保育が難しく、保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などにより家庭で保育ができない場合に一時的に預かり、保護者の就労支援を行います。	子ども家庭課	登録率	0%	300人
学校規模等適正化基本計画の推進	<p>学校の統合や分離、学校区の変更等により学校規模等の改善に取り組み、次代を担う子どもたちのよりよい学校教育の環境づくりを目指します。</p> <p>地域の実情に即した適正な集団規模を確保し、すべての子どもに等しい幼児教育・保育を提供するため、統廃合・民営化・認定こども園化も視野に入れた公立幼稚園・保育園の適正配置を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度：田瀬小学校と下野小学校の統合 令和2年度：坂本幼稚園と坂本保育園を統合し「坂本こども園」を開園 令和5年度：福岡地区小学校統合 	教育企画課 幼児教育課	計画の推進	実施	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
★延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、保育園、認定こども園において午後6時から7時までの延長保育を行います。	幼児教育課	継続
★未満児保育の推進	3歳未満児を公立・私立保育園、認定こども園、小規模保育施設等で受入れます。	幼児教育課	継続
★一時預かりの実施	<p>保護者が仕事・傷病・看護・冠婚葬祭等で、一時的に児童を家庭で保育できない事情に対応するため、児童を次の施設で一時的に預かり児童として受入れ、保護者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園(東さくら保育園、坂本さくら保育園) 認定こども園(にしこまの森、南さくら幼稚園) 小規模保育事業所(家庭保育園くっく) 	幼児教育課	継続
★子育て短期支援(ショートステイ)の実施	児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、冠婚葬祭などにより家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等を活用して、宿泊をとまなう子育て短期支援事業を実施します。(原則7日以内)	子ども家庭課	継続
幼稚園の長期休業中の保育の推進	夏休み、冬休み、春休みに預かり保育を実施します。	幼児教育課	継続
幼稚園・保育園・学校施設の整備	学校施設の教育環境の充実を図るため、学校施設長寿命化計画に基づき施設整備を進めます。また、園児の安全安心のため、幼稚園・保育園施設の改修等の整備を進めます。	教育企画課 幼児教育課	継続

施策の方向2 生きる力を育む園・学校教育の充実

子どもが社会環境の変化にも柔軟に対応し、主体的に生きていくことができるよう、生活・学習の基礎基本の習得と豊かな人間性を培う取り組みを進めます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
命の教育の充実	自己肯定感と人間関係力を構築する力の育成を図ります。 情報モラル指導の強化を図るとともに、特別の教科・道徳など、教科との関連から指導の充実を図ります。 獣医師・助産師などとの連携を大切にし、命の授業を実施します。 地域や保護者との連携を大切にし、授業参観などを通して、一体となって学ぶ機会をつくります。	学校教育課 健康医療課 幼児教育課	実施	実施	継続
絆プランの推進	園・学校での読書指導及び読み聞かせ、親子読書等、学校への啓発の充実により情緒豊かな心を育み、親子の絆を深めます。	幼児教育課	週に4日以上読み聞かせを してもらう 3～5歳児の割合	77%	90%
		学校教育課	「本を読むことが好き」と回答した児童生徒数の割合	小学校88% 中学校73%	小学校90% 中学校75%

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
外部評価を生かした園・学校運営の充実	幼稚園、小中学校において評議員による評価を実施し、PDCAによる保育・教育内容及び学校・園運営の充実を図ります。また、保育園は外部評価の導入を検討します。	幼児教育課 学校教育課	継続
教育課題推進指定校活動の推進	「基礎的・基本的な内容の確実な習得と定着」の徹底と、「個性を生かし問題解決能力を重視した教育」の二面から教育を推進します。	学校教育課	継続
子ども自立援助事業	学校不適応傾向の児童生徒の不登校の未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、支援員等の派遣や設置、「あけぼの教室」「かやの木教室」における適応指導教室、校内適応指導教室において復帰のための支援を行います。	学校教育課	継続
外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手を全市立小中学校へ派遣します。	学校教育課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
森林林業教育の実施	森林整備等の体験学習を実施することで、森林の働きや大切さを理解するとともに、林業への関心を深めます。	林業振興課	継続
確かな学力のための指導充実	児童生徒の学習向上を目指して、小中学校到達度テストの実施と分析、副読本の整備、教師用指導資料の充実を図ります。	学校教育課	継続

施策の方向3 幼・保・小の連携

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びを継続するために、幼稚園・保育園・小学校の教職員等が教育・保育について相互理解を深めるとともに、小学校教育への円滑な移行を目指します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
幼児教育推進事業	小学校生活をスムーズにスタートさせるために、幼稚園・保育園・小学校が連携して、学びの連続性を保障するとともに、児童一人ひとりの発達の見通しを共有することで、質の高い幼児教育・保育を展開し、小学校教育へとつなげます。	幼児教育課	年間交流回数	職員： 2回 園児・児童： 2回	職員： 3回 園児・児童： 3回

施策の方向4 配慮が必要な子どもへの支援

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かい支援を行うために、保健・医療・福祉、教育等の各種施策の円滑な連携を実施し、総合的な取り組みを推進します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
障がいを持つ子への支援の充実	手厚い支援を必要とする幼児が保育園等を利用する場合、発達支援センターと保育園等が連携するなど、よりよい育ちの支えとなるように支援をします。	幼児教育課	発達支援クラスのある保育園数	2か所	3か所
放課後デイサービスの充実	学校に通う障がいのある子どもに対して、放課後や長期休暇中に生活訓練を行う放課後等デイサービス事業所を通して、障がいのある子どもの生活能力の向上と社会的交流の促進を行います。	社会福祉課	利用人数	29人/日	45人/日

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
発達相談の充実	<p>子どもの成長や発達に不安をもつ保護者や関係者が、先を見据えた子育てをすることができるよう、相談に応じます。</p> <p>子どもの発達を把握するため、必要に応じ発達検査を実施します。</p> <p>心理士等専門スタッフが園や学校を訪問し、子ども一人ひとりに応じた保育や教育の具体的な手立てを関係者と一緒に考えます。</p> <p>子どもの発達と関わり方についての研修会を実施します。</p>	幼児教育課	相談件数 (延べ人数)	1,428人	2,000人

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。（所得制限あり）	社会福祉課	継続
障がい児教育の充実（就学指導の充実）	医師、学校長などで組織し、心身に障がいのある子ども、生徒に対し、適切な就学指導を図ります。	学校教育課	継続
特別支援教育の体制確立	小中学校などで、障がいのある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応できる体制を整えます。	学校教育課	継続
障がい児を育てる親の交流促進	保護者同士が悩みを語り合う機会や、親子で楽しむ会（親子行事）を行い、親同士の交流を図ります。	発達支援センター	継続
心身障がい児の子育ての学習促進	学習会等を実施して、保護者が障がいや発達について学び、我が子の障がいを受容し、子育てに活かしていけるよう促します。	発達支援センター	継続
心身障がい児の発達支援事業の充実	発達支援の必要な乳幼児を早期発見し、早期療育に繋げ、発達の促進を図ります。また、障がいの軽減及び自立に向けて、通所児と保護者を支援します。	発達支援センター	継続
専門療育スタッフによる指導	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門スタッフによる療育の充実を図ります。	発達支援センター	継続
障がい福祉サービスの提供	障がいのある子ども（18歳未満）に対して、自宅での介護等を行う居宅介護、日中に一時的に預かる日中一時支援、身体機能を補完する補装具の購入・修理など各種障がい福祉サービスを行います。	社会福祉課	継続
難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある児童（18歳未満）に対し、言葉の習得や教育における健全な発達を支援するための購入・修理費を助成します。	社会福祉課	継続
放課後児童クラブ（障がい児受入推進事業）	放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受入れを推進するために、必要となる専門職員の配置に要する経費の補助を行います。	子ども家庭課	継続

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

社会環境や家庭環境の変化により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。子どもの育ちをしっかりと支えていくためには、子育て家庭の育児力の向上を促進することが必要です。

地域で子どもの成長をあたたく見守り、子育て家庭を応援していく環境を整えるためには、子どもが地域の一員であることを自覚することが必要です。更に、地域で活躍する人材や団体などの社会資源を活かし、世代を超えて子育て・子育てに関する様々な交流や、学習の機会を提供し充実させていく必要があります。

また、地域に根付いた体験活動を通じて郷土愛を育むとともに、時代の変化に対応できる力を身につけさせることが求められています。

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域資源を活用し、気軽に集い、育児の悩みや不安を共有・共感できる場を提供します。また、子どもの居場所づくりや、子どもたちの地域活動に対する支援を充実することで、子ども自らの力を培い・伸ばし・支えていける環境づくりを推進します。

一方、子どもたちが安全・安心に暮らすことのできるまちにするためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体との連携強化が必須です。通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組むことで、地域の目で子どもを守ることができるよう支援します。

施策の方向1 家庭や地域の教育力の向上

保護者が親としての自覚をもち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
学力アッププログラムの推進	全児童生徒への学力アップシートの配布、保護者に対する学力アッププログラム手引の配布、HPによる情報提供を行います。各学校では生活習慣、学習習慣の改善をします。	学校教育課 幼児教育課	早寝早起き朝ごはん家庭での実施率	幼保 82% 小学校 83% 中学校 73%	幼保 85% 小学校 85% 中学校 80%

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
絵本で子育て事業	乳幼児健診の際に、絆スタートとして未就学児童の年齢に合わせた適書を紹介します。親子で本にふれあう機会や本との出会いの場を提供することで、本を通して乳幼児期から豊かな心を育てます。	図書館 健康 医療課	子ども1人に対する実施回数	3ヶ月健診時に適書紹介と読み聞かせ	実施

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
子ども会活動の推進	子ども会活動、小学生の交流イベント、小学生を対象としたリーダー育成研修会などを実施します。	生涯学習スポーツ課	継続
青少年健全育成事業の取り組み	児童が健やかに育ち、家庭や地域と適切な関わりがもてるよう、地域での見守りや補導活動、啓発活動などを実施します。 ・少年の主張大会 ・三世代交流 ・有害図書等立ち入り調査 ・青少年悩みごと相談	生涯学習スポーツ課	継続
家庭教育支援事業	家庭教育の充実を図るために、保護者などへ家庭教育に関する学習機会を提供します。 ・就学児健診などを活用した子育て講座、思春期子育て講座など ・職場における家庭教育の推進（職場で学ぶ「ワークライフバランスセミナー」） ・子育てマイスター養成講座 ・ノーバディーズパーフェクト講座 ・親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた！」講座 ・親同士の仲間作りや親子のふれあい、子育てについて学び合う学級を開催（乳幼児学級、子育てサロンなど）	生涯学習スポーツ課	継続
公民館図書室の活用	乳幼児期から学童期以降も、本に親しめる身近な場所として、公民館図書室の読書環境の整備と充実を進めます。	生涯学習スポーツ課 図書館	継続
公民館まつり等の開催	各種利用団体、サークル、公民館講座生、幼稚園、保育園、小中学校などが一年間の成果を作品展示・ステージ発表を通じ、園児から高齢者までの交流を図ります。	生涯学習スポーツ課	継続
子どもの伝統芸能・文化活動事業	子どもの伝統芸能や芸術文化活動への参加を支援し、伝統芸能や文化活動に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を深めます。	文化振興課	継続

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
子どものスポーツ活動支援	青少年の健全育成、仲間・絆づくりを目的とした各種スポーツ教室及び各種軽スポーツ大会を開催します。 子どもたちの地域スポーツ活動が活発になるよう、情報の提供や助言など、主にスポーツ少年団の活動を支援します。 地域が主体となり設立された総合型地域スポーツクラブの事業や教室開催にともなう活動に対し支援します。	生涯学習スポーツ課	継続
国内交流事業	他県の市町との小学生の派遣並びに受入れを通じて、子ども同士の交流を図るとともに、自然、文化などに触れ合います。 ①長崎県対馬市（蛭川） ②名古屋市、豊田市稲武地区（市内全域）	生涯学習スポーツ課	継続
国際交流事業	中学生の海外研修、ブラジルレジストロ市との姉妹都市交流を通じて、相互の友好と理解を深めるとともに、国際的な感覚を育むことで、将来を担う子どもたちの幅広い人材育成へとつなげます。	生涯学習スポーツ課	継続
子どもの夢推進事業	多様な体験、他地域の子どものたちとの交流を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 豊かな心と郷土愛を育むため、子ども金メダルを贈呈し「夢と希望」を提供します。 全小学校の5年生を対象に「こころのプロジェクト夢教室」を開催し、トップアスリートから「夢」「仲間の大切さ」を学ぶ機会を提供します。	生涯学習スポーツ課	継続

施策の方向2 世代間交流を生かした教育力の向上

核家族化の進展や地域とのつながりが希薄になってきていることから、地域の人々や団体の協力を得て、異年齢の人たちと子どもたちとの交流を図り、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
児童館・児童センターにおける世代間交流	子育て支援の行事の1つとして老人クラブや地域のボランティア等と子育て親子の交流行事を行います。	子ども家庭課	交流行事回数	各館1回以上	実施

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
老人クラブと園児との交流	老人クラブ連合会主催シルバースポーツ大会やシルバー文化祭等において、園児と高齢者が一緒に競技するなど公演会等に参加し、ふれあい交流を行います。	高齢支援課	継続
三世代交流の推進	子・親・祖父母が地域行事、教育・保育機関の行事において、昔の遊びや食べ物を通して交流することにより、地域の教育力の向上を目指します。	生涯学習スポーツ課	継続
地域市民との交流活動の推進	地域の伝統行事、地域行事、老人会行事、作品展出展など、行事に参加することにより、伝統や風習にふれながら交流を図ります。	幼児教育課	継続

施策の方向3 地域における子どもの居場所づくりの推進

学校の空き教室など公共施設の活用等により、放課後の子どもの安全安心な居場所づくりを推進します。また、地域のなかで安心して子ども同士が交流を行う場として、子どもが主体的に活動や学習、遊びができるような取り組みを積極的に推進します。

なお、平成30年に策定された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、以下の取り組みを推進します。

「新・放課後子ども総合プランの取り組み」

- ・放課後児童健全育成事業は、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、開設時間の延長、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の研修等の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体または連携して取り組むため、放課後児童支援員（指導員）と放課後子ども教室コーディネーター等関係機関の連携を図る協議会を設置し、学校施設の一時的利用など、有効活用を図ります。
- ・放課後児童対策の取り組みを円滑に進められるよう、地域・学校等関係機関と協議し計画的に整備等を行います。

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、放課後児童クラブを実施します。 小学校の余裕教室等で実施できるように、関係機関と協議検討し、実施に向け支援を行います。 地域の実情に応じた開所時間の延長ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課	待機児童数	0人	0人
放課後子ども総合プランの推進	すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を目指します。	子ども家庭課	一体型か所数	0か所	1か所

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
放課後子ども教室の充実	小学校区内の子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設けるとともに、地域が自主的に運営する教室の支援を行います。 放課後児童クラブとの連携や一体型の実施等、学校・地域・家庭が連携した総合的な放課後対策の検討を行います。 開催を希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて地域との協議を行います。	子ども家庭課	継続
児童館・児童センターの運営	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童センター（2館）児童館（2館）に児童厚生員を配置し、運営します。	子ども家庭課	継続

施策の方向4 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指すとともに、子どもを交通事故や犯罪から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故や犯罪に巻き込まれないための対策を推進します。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
スマートフォン・携帯電話・パソコンなどの情報モラルの啓発	情報教育、道徳教育において、よりよい人間関係を築いていくことや、犯罪等に巻き込まれないために、必要な知識とモラルを身につけるよう働きかけます。	防災安全課 学校教育課	保護者への啓発と児童生徒への講話の実施	100%	100% (全校)
子どもの安全を守るパトロール隊（地域安全ボランティア団体）の推進	子どもたちの安全を守るため、地域でパトロール隊を組織し、学校と連携して子どもたちの登下校を見守ります。また、登下校中の声掛けなどから地域の人と子ども達のふれあいの場とすることを目的とします。	防災安全課 学校教育課	登録団体数	一般 69団体	一般 75団体

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
交通安全教室の開催	幼稚園・保育園・小中学校での交通安全教室を開催します。	防災安全課	継続
都市内公園などの安全強化	公園の施設点検と維持管理を行うことで、施設の安全性の向上を図り、誰もが安心して憩うことができる公園を提供します。	建設課	継続
防犯ブザーの配付	通学等の安全確保のため新入学及び転入児童全員へ防犯ブザーを配付します。	教育企画課	継続
子どもの安全を守る家の推進	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子どもの安全を守る家」（子ども110番の家）の指定を推進します。	学校教育課	継続
不審者対応教室の開催	連れ去り防止や不審者対応の訓練を実施し、不審者などからの事件・事故などを未然に防ぐ心構えや体制づくりを推進します。	学校教育課	継続

基本目標 4 子育てしやすい家庭や職業環境の整備

就学前児童をもつ保護者に対するニーズ調査結果から、育児休暇の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は 42.6%、父親は 1.7%となっており、母親は前回調査（平成 25 年度）より 13.6^{ポイント}高くなっています。更に、母親が職場復帰時に短時間勤務制度の利用状況を見ると、「利用した」（45.0%）となっており、前回調査より 7.4^{ポイント}上回っています。

特に女性は就職を希望しながらも、仕事と育児を両立させるための条件等が合わず、出産を機に退職することも多いことから、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるうえで、育児中でも働き続けることができる職場環境等の整備充実が求められています。

また、仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を広く社会に浸透させるためには、子育て支援事業の充実を図るとともに、事業所と社会の理解が必要です。

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、家庭・企業・社会における性別による固定的な役割分担意識の改善とともに、仕事と生活の調和のとれる働き方への理解や浸透に向けた取り組みを推進していきます。

また、子育てを行いながら自分らしい働き方ができるよう、再就職支援セミナーの実施や勤労者総合支援センターと連携して、求職者支援を進めます。

施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立するためには、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境や妊娠・育児期間中の勤務軽減等、子育てへの理解や支援が重要となります。仕事と子育ての両立のためには、家庭の重要性を再認識するとともに、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりの浸透・定着が必要なことから、事業所に対して意識啓発を進めていきます。

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成 30 年度実績	令和 6 年度目標
企業の意識向上の推進	中小企業等に対して事業所訪問などを行い、啓発活動を実施します。また、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業所を増やします。	市民協働課（工業振興課）	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	127 社	140 社

推進事業名	事業内容	担当課	方向性
市民の意識向上	男女の性の違いにとらわれない意識の醸成や、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるため、広報紙・ホームページなどを活用した情報の提供や学習会等を開催します。	市民協働課	継続
勤労者総合支援センター（ワーカーサポートセンター）の充実	勤労者が充実した職業人生を送り、安心して暮らし続けられるため、困っていることや生活改善などに関する各種相談及び各種セミナー・講習会の開催、人材活用の支援などを行い、勤労者を総合的に支援します。	工業振興課	継続
子育てママ再就職支援事業	子育て中の母親の再就職に向け、ホームページで、就活事例や企業情報等の紹介、ワーカーサポートセンターで就職相談を行います。	工業振興課	継続
（新）テレワーク試験導入事業	多様な働き方の支援策として、家事や育児のため、働きたくても働けない子育て世代の女性が、時間の制約を受けないで自分のペースで働くことができる環境を整備します。	市民協働課	新規

施策の方向2 産休・育休復帰後に教育・保育を

円滑に利用できる環境の整備

核家族化の進展や地域とのつながりが希薄になってきている中、地域の人々や団体の協力を得て様々な世代の人たちと子どもたちとの交流を図ることにより、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

★は子ども・子育て支援法に定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

重点事業名	事業内容	担当課	指標	平成30年度実績	令和6年度目標
★教育・保育の充実（再掲）	幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、民間との連携と役割分担の下で、市民の幼児教育・保育ニーズに応える受入体制を整え、園児の健全な心身の発達と、生活の基礎基本の習得を図ります。	幼児教育課	年度末待機児童数	0人	0人
★利用者支援事業（再掲）	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整をします。また、子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」（基本型）や子育て家庭の身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談を行うほか、子育て世代包括支援センター（母子保健型）との連携強化を図ります。	子ども家庭課	相談件数	393件	500件



**教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策**

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があると定めています。

本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業については、中心市街地の施設は周辺部の各地域からの利用があることや、周辺部の施設においても地域間での利用があるため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は全市1つとして設定します。ただし、確保方策については、地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件などを考慮したうえで進めていきます。

■ 区域設定に係る中津川市における各種条件

<各種条件>

地理的条件	市域は東西に 28km、南北に 49km と広大であり、中心部までの距離、山間地域特有の高低差がある地形となっている。加子母、阿木、蛭川では下呂市、恵那市に隣接していることから、中津川市内での就労や生活物資の購入等に加え、隣接市における就労等も想定される。
人口	全域に分布はあるが、人口減少の傾向にある。特に山間地域では、少子高齢化が進んでいる。
交通事情	南北に国道 19 号線、257 号線が中心部への導線となっており、中心部から最も遠い地域では車で 50 分ほど要する。このような地理的要因によって移動には自家用車の利用が多い。鉄道では名古屋から松本を結ぶ路線の岐阜県最東端の中核的な駅となっている。
社会的条件	平成 17 年 2 月に中津川市と旧恵北地域及び山口村との市町村合併を行い現在の中津川市になったが、合併以前から各地域の生活の拠点として、工業団地を中心とした就労、高等学校等への就学等、旧中津川市中心部への移動の状況がある。
市内教育・保育施設利用の流動状況	中心部には幼稚園・保育園（未満児保育の受入れ）施設が複数存在することから、市内各地域から中心部の教育・保育施設の利用が見受けられる。また、周辺部の地域においても地域間での施設利用が見受けられる。
教育・保育施設の整備状況	市街地では、公立・私立の幼稚園・保育園が設置されているのに対して周辺部では、幼稚園または保育園のいずれかの設置が多く、特に未満児保育の受入れは一部の施設のみとなっている。また、少子化の進展により、適正なクラス規模が保たれていない園（地域）も発生している。



市内の各種条件や状況から、中津川市は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、全市 1 つとして設定します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の 量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

保育所の利用要件である「保育の必要性」は以下のとおりです。

「保育の必要性」の事由
<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障がい</p> <p>④同居または長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患にともなう看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ・起業準備を含む</p> <p>⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他 上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量が設けられています。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりです。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）			
		保育短時間利用（8時間）			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）		1号認定	教育標準時間利用（3～4時間） 中津川市公立幼稚園は6時間
		保育短時間利用（8時間）			

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定する必要があります。そのために、ニーズ調査結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”を種類ごとに算出します。

父親		母親		パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
		ひとり親	フルタイム就労（産休・育休含む）	120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親		タイプA					タイプD
フルタイム就労（産休・育休含む）			タイプB	タイプC	タイプC'		
（産休・育休含む） パートタイム就労	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間未満 60時間以上		タイプC'				
未就労				タイプD			タイプF

保育の必要性あり

保育の必要性なし

(2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～10事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【教育・保育】

	対象事業（認定区分）			事業の対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ 希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【地域子ども・子育て支援事業】

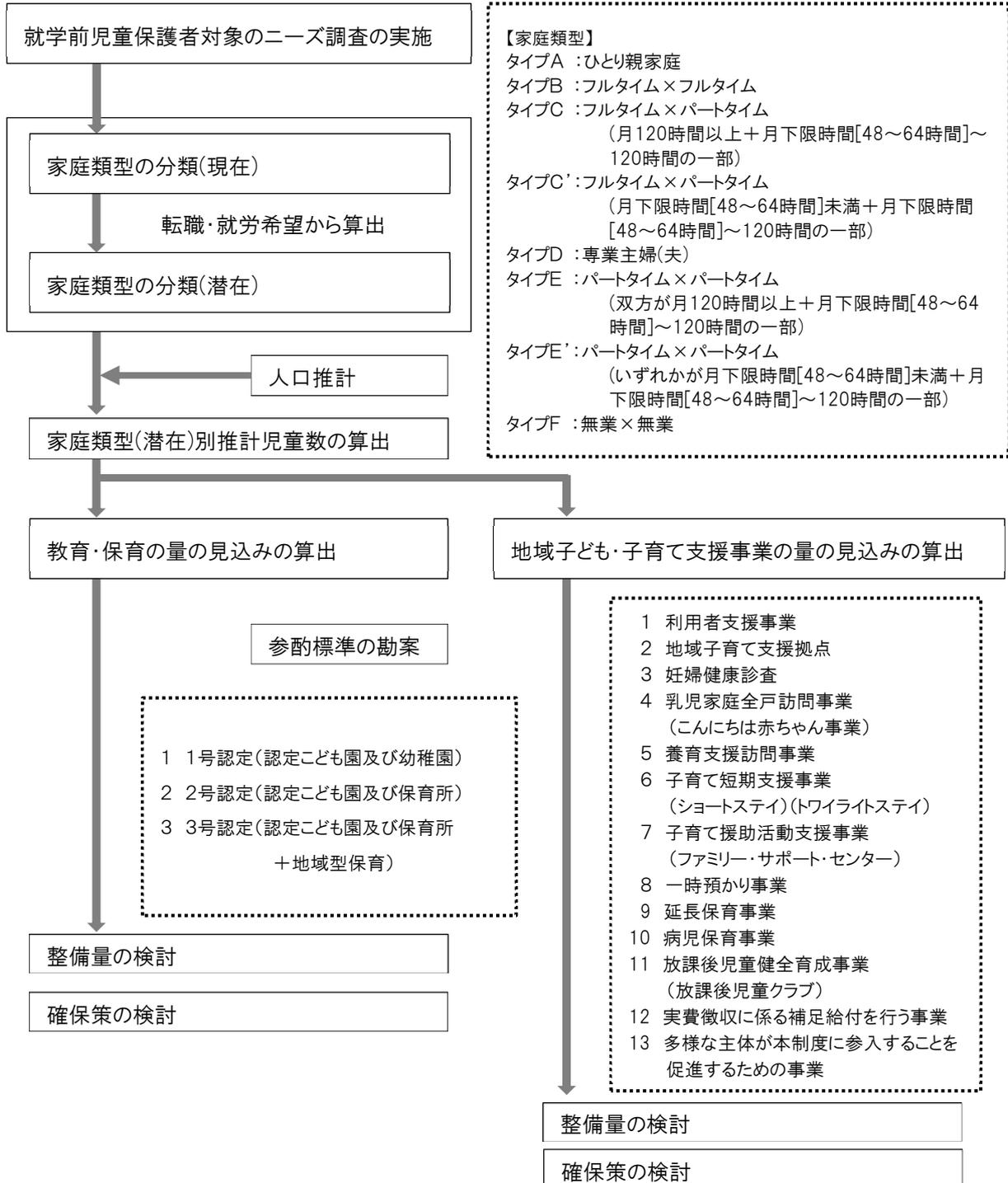
	対象事業	事業の対象家庭	対象年齢
4	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	ひとり親家庭 共働き家庭	1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)(トワイライトステイ)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり)	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	(その他)	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「利用者支援事業」、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。ニーズ調査に基づき、量を見込むものではないことから、国の動向や本市の実情を踏まえ、今後の方向性を明記します。

(3) 「量の見込み」の推計方法のステップ

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



※上記ステップを基本に量の見込みを算出していますが、算出されたニーズ量から、どのような対象者がどのくらいの量を求め、現状とのかい離がどれくらい生じているか等、詳細に分析・検証を行い、条件整理を行い、量を見込んでいます。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに 提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育に関する基本的な考え方

教育・保育の確保の方策については、学校規模等適正化基本計画に基づき、次の「基本的な考え方」により、進めていきます。

民間との協働を図りながら、認定こども園化を含めたなかで公立園の再編についての検討を進め、適正な集団生活の場の確保と未満児の受入れのニーズに応えます。

「基本的な考え方」

- 公立と民間の役割分担を明確化し、民間との協働を進めます
- 認定こども園化を進めます
- 集団規模の適正化を図るため、公立園の適正配置を進めます
- 民間活力により未満児保育の充実を図ります
- 発達支援クラスは健常児と交流ができるよう健常児クラスと併設します
- 北部地域に発達支援クラスを設けます

(2) 市全域（圏域）の量の見込みと確保方策

本市の教育・保育の提供区域は1区域として設定していることから、市全域での量の見込みに対し、確保を進めていきますが、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件や既存施設の状況、ニーズなどを踏まえ、地域別の課題と今後の方向性を考慮したうえで進めていきます。

【教育・保育の量の見込み及び実績値（平成27年度～令和元年度）】

＜教育ニーズ＞

数値区分	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①計画値	1号認定	人	714	714	698	683	679
	2号認定（3～5歳）		201	201	197	192	191
小計		人	915	915	895	875	870
②実績値	1号認定 2号認定（3～5歳）	人	792	811	772	736	654
	特定教育・保育施設 1号認定 2号認定（3～5歳）	人	243	250	246	232	301
	上記に含まれない 幼稚園※ 1号認定 2号認定（3～5歳）	人	549	561	526	504	353
合計（②-①）		人	▲123	▲104	▲123	▲139	▲216

【教育ニーズ量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

＜教育ニーズ＞

数値区分	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1号認定	人	615	594	546	508	463
	2号認定（3～5歳）		0	0	0	0	0
小計		人	615	594	546	508	463
②確保方策	1号認定 2号認定（3～5歳）	人	786	801	781	766	766
	特定教育・保育施設 1号認定 2号認定（3～5歳）	人	351	366	346	331	331
	上記に含まれない 幼稚園※ 1号認定 2号認定（3～5歳）	人	435	435	435	435	435
合計（②-①）		人	171	207	235	258	303

※特定教育・保育施設に該当しない（新制度に入らない）幼稚園

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【保育ニーズ量の計画値及び実績値（平成27年度～令和元年度）】

<保育ニーズ>

数値区分	区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
①計画値	2号認定（3～5歳）		人	1,300	1,300	1,290	1,280	1,280
	3号認定	0歳		110	110	110	110	110
		1・2歳		430	445	475	475	475
	合 計			人	1,840	1,855	1,875	1,865
他市町村の子ども	2号認定（3～5歳）		人	—	—	—	—	—
	3号認定	0歳		—	—	—	—	—
		1・2歳		—	—	—	—	—
	合 計			人	—	—	—	—
②実績値	2号認定（3～5歳）		人	1,171	1,175	1,161	1,146	1,163
	3号認定	0歳		43	38	36	34	35
		1・2歳		407	410	421	449	450
	合 計			人	1,621	1,623	1,618	1,629
特定教育・保育施設	2号認定（3～5歳）		人	1,171	1,175	1,161	1,146	1,163
	3号認定	0歳		43	38	34	33	34
		1・2歳		407	410	403	429	420
	合 計			人	1,621	1,623	1,618	1,629
地域型保育事業※	2号認定（3～5歳）		人	—	—	—	—	—
	3号認定	0歳		—	—	2	1	1
		1・2歳		—	—	18	20	30
	合 計			人	—	—	20	21
企業主導型保育施設 の地域枠	2号認定（3～5歳）		人	—	—	—	—	—
	3号認定	0歳		—	—	—	—	—
		1・2歳		—	—	—	—	—
	合 計			人	—	—	—	—
上記以外の 認可外保育施設	2号認定（3～5歳）		人	—	—	—	—	—
	3号認定	0歳		—	—	—	—	—
		1・2歳		—	—	—	—	—
	合 計			人	—	—	—	—
合 計（②-①）	2号認定（3～5歳）		人	▲129	▲125	▲129	▲134	▲117
	3号認定	0歳	人	▲67	▲72	▲74	▲76	▲75
		1・2歳	人	▲23	▲35	▲54	▲26	▲25

※小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【保育ニーズ量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

<保育ニーズ>

数値区分	区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	2号認定(3～5歳)		人	1,133	1,135	1,118	1,106	1,106
	3号認定	0歳		34	34	33	32	31
		1・2歳		495	502	515	529	543
	合計			人	1,662	1,671	1,666	1,667
他市町村の子ども	2号認定(3～5歳)		人	2	2	2	2	2
	3号認定	0歳		—	—	—	—	—
		1・2歳		2	2	—	2	2
	合計			人	2	2	2	2
②確保方策	2号認定(3～5歳)		人	1,327	1,344	1,309	1,229	1,229
	3号認定	0歳		114	111	111	113	113
		1・2歳		511	515	515	543	543
	合計			人	1,952	1,970	1,935	1,885
特定教育・保育施設	2号認定(3～5歳)		人	1,324	1,344	1,309	1,229	1,229
	3号認定	0歳		105	102	102	104	104
		1・2歳		468	468	468	496	496
	合計			人	1,324	1,344	1,309	1,229
地域型保育事業※	2号認定(3～5歳)		人	—	—	—	—	—
	3号認定	0歳		5	8	8	8	8
		1・2歳		29	45	45	45	45
	合計			人	5	8	8	8
企業主導型保育施設の地域枠	2号認定(3～5歳)		人	—	—	—	—	—
	3号認定	0歳		1	1	1	1	1
		1・2歳		2	2	2	2	2
	合計			人	1	1	1	1
上記以外の 認可外保育施設	2号認定(3～5歳)		人	3	—	—	—	—
	3号認定	0歳		3	—	—	—	—
		1・2歳		12	—	—	—	—
	合計			人	3	—	—	—
合計(②-①)	2号認定(3～5歳)		人	194	209	191	123	123
	3号認定	0歳		80	77	78	81	82
		1・2歳		16	13	0	14	0
	合計			人	194	209	191	123

※小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【保育利用率の目標値】

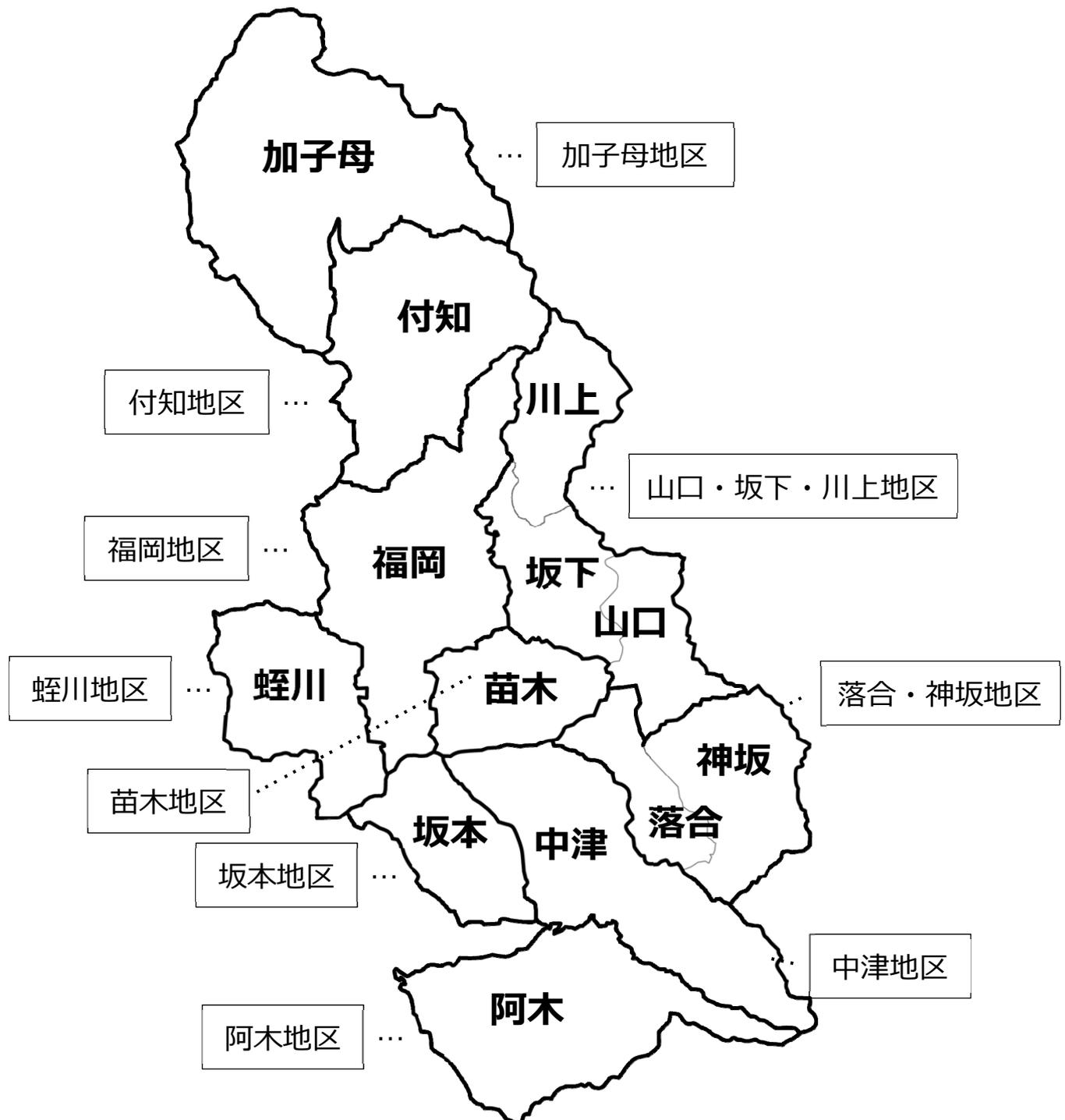
	推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
満3歳未満児数	1,597	1,534	1,527	1,498	1,469
3号認定子どもの利用定員数	625	626	626	656	656
保育利用率	39.1%	40.8%	41.0%	43.8%	44.7%

(3) 地域別の現状及び課題と今後の方向性

本市の教育・保育の提供区域は1区域として設定しますが、各地域の現状をみると、子どもの人口や施設配置状況等に違いがあります。また、地理的条件も影響しています。

そこで、教育・保育に関する地域別の現状及び課題を抽出し、今後の方向性を示しました。

【地域の区割り】



① 中津地区（東、南、西）

公立、私立の幼稚園、認定こども園、保育園等がそれぞれあり、保護者の幼稚園ニーズ、保育園ニーズにより施設が選択できる環境にあります。また、周辺地域からの利用も多く、本市の中心地域として、利用が集中しています。しかし、公立幼稚園は定員に対しての利用率は非常に低く、施設の統廃合、認定こども園化などを検討していく必要があります。

未満児保育については、他地域からの利用も多いため、ニーズに応じていくためには民間力の活用などによる確保対策を進めていきます。



【幼稚園・認定こども園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
中津川幼稚園 南幼稚園 西幼稚園 杉の子幼稚園 誠和幼稚園	にしこまの森 南さくら幼稚園	中津川保育園 一色保育園 北野保育園	東さくら保育園 かやの木保育園 こばと保育園	家庭保育園くつく 誠和あい保育園 ひよこキッズファミリー

② 苗木地区

のぞみ保育園が平成29年度から未満児園化し、ほぼ100%の受入れ状況です。苗木保育園は3歳以上児のみを受入れ、地域のなかで未満児と3歳以上児の受入れの役割分担をしています。

中心地域にも近く、私立幼稚園や他の保育園への通園が可能な地域です。今後の利用状況、他地域の実態等を踏まえたうえで施設の統廃合等による適正配置を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
—	—	苗木保育園	のぞみ保育園	—

③ 坂本地区

令和2年度から坂本幼稚園と坂本保育園を統合し、新たに坂本こども園として開園します。

めぐみ保育園と坂本さくら保育園はほぼ100%の受入れ状況であり、他の地域からの利用も希望も比較的多い地域です。

中心地域にも近く、私立幼稚園や他の保育園への通園が可能な地域です。未満児保育のニーズが高い地域でもあるため、民間力の活用などによる確保対策を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
—	坂本こども園	めぐみ保育園	坂本さくら保育園	—

④ 落合・神坂地区

中心地域に比較的近く、私立幼稚園や他の保育園へ通園する児童が多い地域です。

神坂幼稚園、落合保育園とも小規模園であるため、少子化の進行状況を注視するなかで集団としての適正規模を考えていく必要があります。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで、施設の統廃合や認定こども園化による適正配置を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
神坂幼稚園	—	落合保育園	—	—

⑤ 阿木地区

阿木地域は保育園のみの地域で、利用の実態、地理的条件などから阿木地域内での教育・保育施設の確保が必要です。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで、認定こども園化などの対策を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
—	—	阿木保育園	—	—

⑥ 山口・坂下・川上地区

坂下保育園は定員に対してほぼ100%の受入れ状況であり、川上・山口からの利用もあり、地域の保育ニーズ、特に未満児の保育ニーズに对应しています。

山口幼稚園、川上保育園とも小規模園であるため、少子化の進行状況を注視するなかで集団としての適正規模を考えていく必要があります。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで施設の統廃合や認定こども園化による適正配置を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
山口幼稚園	—	坂下保育園	川上保育園	—

⑦ 加子母地区

加子母地域は保育園のみの地域で、利用の実態、地理的条件などから加子母地域内での教育・保育施設の確保が必要です。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで、認定こども園化などの対策を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
—	—	加子母保育園	—	—

⑧ 付知地区

私立の付知のぞみ幼稚園は小規模園であるため、今後の少子化の進行状況を注視しつつ、集団としての適正規模を考えたなかで、この私立幼稚園を活かしつつ統廃合等による適正配置を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
付知のぞみ幼稚園	—	付知保育園		—



⑨ 福岡地区

福岡保育園以外は小規模園であるため、今後の少子化の進行状況を注視しつつ、集団としての適正規模を考えたなかで、施設の統廃合や認定こども園化による適正配置を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
—	—	下野保育園 福岡保育園	高山保育園	—

⑩ 蛭川地区

蛭川地域は保育園のみの地域で、利用の実態、地理的条件などから蛭川地域内での教育・保育施設の確保が必要です。今後の利用状況、地域の実態等を踏まえたうえで、認定こども園化などの対策を進めていきます。



【幼稚園・保育園等】

幼稚園	認定こども園	保育園		その他
—	—	蛭川保育園	—	—

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

▶事業概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している人がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整等を実施し必要な支援を行います。

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、当事者の目線に立ち寄り添った支援を実施しながら、地域との連携を図る「基本型」と、保健センター等で専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、支援プランの策定などを行う「母子保健型」があります。

▶現状

平成28年12月に子育て支援センターほっとけーきに、子育てに関する総合相談窓口としての「子育てなんでも相談(専用ダイヤル)」を基本型として開設し、相談者を適切な支援先につなげ、育児不安の軽減を図りました。また、利用者支援専門員を育成し、子育て支援センターや児童館、乳幼児学級等に出向き出張相談支援を行いました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	0件	0件	52件	336件	393件
実施か所数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

▶今後の方向性

安心して産み育てる子育て支援を充実させるため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の機能をもつ「子育て世代包括支援センター」を令和2年度に開設します。

保健センターや「子育てなんでも相談」等、関係機関と更に連携した体制としていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実施か所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

▶事業概要

乳幼児とその保護者の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供や助言、その他の援助を行う事業です。

中津川子育て支援センターほっとけーぎ、福岡子育て支援センターどーなっつ、加子母・付知子育て支援センターくるりんぱ、坂本子育て支援センター、にぎわいプラザ子育て支援センターの5か所で実施しています。

▶現状

市内5か所の子育て支援センターでの子育てひろばや各種教室を開催し子育ての孤立化を防ぎ、育児不安を解消するための支援を行っています。

未設置地域には、公民館や公立幼稚園・保育園などの身近な場所に出向いて、出張ひろばなどを行い地域のニーズに添えています。回数など十分ではない状況です。

就学前の保護者に対するニーズ調査から、少数ではありますが、子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所がないとの回答があるため、事業の周知が必要です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	30,962人	32,434人	28,898人	31,411人	32,289人
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

▶今後の方向性

子育て支援センターにおける年齢に合わせた各種ひろばの開催や、子育て相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容を周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。

各子育て支援センター間の連携を図り、合同での研修等を行い、職員の質の向上に努めます。

身近な場所での支援の充実を図るため、子育て支援センターの未設置地域での新たな拠点の開設に向けた取り組みを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	34,554人	33,305人	32,416人	31,632人	30,912人
過不足 (提供量－見込み量)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(3) 妊婦健康診査

▶事業概要

母子保健法第13条に基づく健康診査を実施することにより、妊婦の健康保持及び増進を図ることを目的とします。

▶現状

妊娠届出をした人に対して、妊婦健康診査受診票14回分を交付し、妊婦健康診査費用の一部助成を行っています。

子育てに不安を感じる親も増えているため、母子の健康を確保するとともに、安心して子育てができるよう妊娠期からの継続した支援が必要です。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出数	622人	578人	573人	563人	517人
妊婦健康診査受診票 交付数（転入妊婦含）	649人	602人	598人	588人	545人

▶今後の方向性

妊娠初期から保健指導を重視し、母子健康手帳の交付時や妊婦教室等で早期から母性を育み子育ての準備ができるよう支援を行います。また妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	535人	540人	540人	540人	550人
実施体制（確保方策）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 国内の医療機関 ・実施体制 健康医療課で母子健康手帳交付時・転入妊婦に受診票を発行 ・検査項目 基本健診、初回血液検査、子宮頸がん検診 超音波検査、クラミジア核酸同定検査 B群溶血性連鎖球菌（GBS）、血算、血糖 ・実施時期 分娩の前日まで 				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

▶事業概要

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問して、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける事業です。

▶現状

健康医療課の保健師、助産師が訪問を実施しています。子育て環境の変化により、子育ての不安や悩みに対する支援の強化が求められています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問対象家庭数	587件	632件	521件	557件	534件
訪問件数	568件	612件	490件	540件	531件
訪問率	96.8%	96.8%	94.0%	96.9%	99.4%

▶今後の方向性

全戸訪問について、里帰り出産を含め、訪問実施率が下がることがないように実施していきます。また、育児不安や養育能力の不足などのケースは、継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	513件	500件	488件	476件	475件
実施体制（確保方策）	・実施体制：健康医療課の保健師、助産師が訪問実施 【相談内容】①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

(5) 養育支援訪問事業

① 養育支援訪問事業

▶事業概要

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

▶現状

保健師、家庭児童相談員等が訪問を実施しています。多様化する事案に対し担当職員等の相談技術の向上などが求められています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	14人	41人	58人	106人	77人
訪問件数	25件	114件	150件	230件	169件

▶今後の方向性

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術の更なるスキルアップを図り、充実させていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	180人	180人	200人	200人	200人
実施体制（確保方策）	・実施体制：保健師、家庭児童相談員等が訪問実施 【相談内容】①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

▶事業概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関（子ども家庭課）の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

▶今後の方向性

関係職員や、要保護児童対策地域協議会構成員の資質向上のために研修などの取り組みを実施します。

(6) 子育て短期支援事業

▶事業概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

- ・本市はショートステイ事業のみ実施
- ・実施場所：0～2歳は、麦の穂乳幼児ホームかがやき（乳児院）
3歳以上は、麦の穂学園（児童養護施設）

▶現状

現状は、麦の穂乳幼児ホームかがやきと麦の穂学園、令和元年度から白鳩学園の3か所で実施しています。

トワイライトステイ事業についても、必要な事態が予測されることから、実施に向けた検討が必要ですが、課題も多く取り組めていない状況となっています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	0 人	2 人	1 人	5 人	0 人
実施か所数	2 か所				

▶今後の方向性

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため、状況を把握しながら実施していきます。また、トワイライトステイ事業についても実施に向けた検討を行います。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	10 人	10 人	15 人	15 人	15 人
実施か所数 (確保方策)	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
提供量	10 人	10 人	15 人	15 人	15 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

▶事業概要

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手助けをしたい人（提供会員）が、お互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動を行う会員組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもをもつ保護者とした事業です。

▶現状

センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整をしています。

依頼会員数や活動件数も減少しており、全小学生に対する利用者数も少ないことから、制度の普及について更なる周知が必要となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員	182人	180人	162人	117人	120人
依頼会員	350人	364人	341人	342人	340人
両方会員	0人	0人	0人	0人	0人
年間延べ活動件数	957件	1,055件	591件	728件	394件
うち小学生利用	610人	681人	413人	535人	319人

▶今後の方向性

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して依頼会員の登録説明会及び提供会員の養成講習会を実施し、会員を増やしていきます。また、制度の普及についても実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	300人	300人	300人	300人	300人
提供量	300人	300人	300人	300人	300人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

▶事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の求めに応じて子どもを対象に幼稚園において預かりを行う事業です。

▶現状

現状は、市内8か所の公立・私立幼稚園で実施しています。

公立幼稚園は、16時まで、私立幼稚園は、朝8時から始業までと、終業から18時まで実施しています。(園によって多少時間が異なります)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	28,121人	28,580人	27,976人	25,898人	29,463人
実施か所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

▶今後の方向性

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、幼稚園型一時預かり事業への円滑な移行についても、進めていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	29,402人	29,049人	28,225人	27,552人	26,559人
実施か所数 (確保方策)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
提供量	29,402人	29,049人	28,225人	27,552人	26,559人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

※利用希望者にあわせて実施する事業のため、見込み量と提供量を同数としています。

② 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

▶事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

- ・実施園：東さくら保育園、坂本さくら保育園、にしこまの森、南さくら幼稚園、高山保育園、家庭保育園くっく
- ・実施事業：ファミリー・サポート・センター事業

▶現状

現状は、公立保育園1か所、私立保育園5か所、計6か所で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業は、社会福祉協議会へ委託し実施しています。

増加するニーズに応えるためには、保育士の確保、ファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上と確保が課題となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所利用者数	1,065人	860人	944人	551人	678人
実施か所数	4か所	5か所	5か所	5か所	6か所
ファミリー・サポート・センター利用者数	347人	374人	178人	192人	75人

▶今後の方向性

満3歳未満の子どもの保育利用率の高まりとともに、一時預かりに対するニーズは減少傾向にあるものの、今後も認可保育所等で確保を図り、ファミリー・サポート・センターでの受入れも進めていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量（在園児対象を除く一時預かり）		794人	780人	767人	754人	741人
実施か所数（確保方策）		6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
提供量	保育所等	664人	650人	637人	624人	611人
	ファミリー・サポート・センター	130人	130人	130人	130人	130人
過不足（提供量－見込み量）		0人	0人	0人	0人	0人

(9) 延長保育事業

▶事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を延長して実施する事業です。

▶現状

現状は、市内認可保育所と認定こども園等の24か所で実施しています。

減少傾向はあるものの、一定量のある保育ニーズに応えるためには保育士の確保が課題となっています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人数	455人	425人	334人	204人	326人
年述べ利用者	3,435人	3,414人	3,045人	1,866人	2,148人
実施か所数	24か所	24か所	24か所	24か所	24か所

▶今後の方向性

一定量ある保育ニーズに応えるため、今後も認可保育所での延長保育の実施を引き続き行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	350人	343人	336人	329人	322人
実施か所数 (確保方策)	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
提供量	350人	343人	336人	329人	322人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 病児保育事業

▶事業概要

病気や病気回復期の子どもで、集団保育が難しく、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない際に、一時的に保育施設で子どもを預かる事業です。

▶現状

平成30年度より中津川市民病院敷地内にて中津川市病児保育所「くりっこハウス」を開設し、事業を実施しています。今後、急なニーズに応えるために保育士の確保と質の向上が課題となっています。利用定員は3名です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数	0人	0人	0人	0人	38人
実施か所数	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所

※令和元年10月現在

▶今後の方向性

ホームページや広報等で周知し、利用の促進に努めます。また、職員も研修会等へ参加して保育の質の向上に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	180人	176人	171人	167人	162人
実施か所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	720人	720人	720人	720人	720人
過不足 (提供量－見込み量)	540人	544人	549人	553人	558人

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▶事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

▶現状

現状は、各小学校区を基本に 20 クラブを父母会へ委託して実施しています。

施設の老朽化や利用者数の増加にともなう分割など、新たな施設、放課後児童支援員（指導員）及び補助員の確保が急務となっています。

（各年4月1日時点）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1～3年生	314 人	330 人	337 人	341 人	383 人
4～6年生	168 人	167 人	171 人	171 人	157 人
登録児童数計	482 人	497 人	508 人	512 人	540 人
クラブ数	17 クラブ	17 クラブ	18 クラブ	20 クラブ	20 クラブ

▶今後の方向性

公設民営で運営されている放課後児童クラブへ運営支援を行います。

提供量については利用者の動向をみながら、改修にともなう定員増やクラブ数の増設等により、定員を増やしていきます。また、施設確保については、学校、公共等施設の活用に向け関係機関との協議をしていきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量 (1～3年)	402 人	392 人	380 人	361 人	357 人
見込み量 (4～6年)	176 人	171 人	172 人	167 人	163 人
計	578 人	563 人	552 人	528 人	520 人
実施か所数 (確保方策)	22 か所				
提供量	736 人				
過不足 (提供量－見込み量)	158 人	173 人	184 人	208 人	216 人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である世帯の保護者が、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

▶今後の方向性

令和元年10月から幼児教育無償化にともない、給食費（副食費）の取扱いが変更されたことにともない、本事業の内容に追加されました。新制度未移行の幼稚園に在園する児童の保護者が、園に対して支払うべき給食費の実費の一部について、低所得者世帯・多子世帯を対象として補助します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

▶今後の方向性

新規事業者の参入等があった場合には、事業の導入について検討します。

5 認定こども園の普及・推進に関する基本的な考え方

(1) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育園のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、合同研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せもち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進めるなかで、地域の実情に応じた認定こども園への移行も視野に入れ検討を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育事業と幼稚園、保育園、認定こども園との相互の連携を図るなかで切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。今後は、新たな地域型保育事業者の参入についても、情報の共有と連携支援の充実を図ります。

(4) 幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

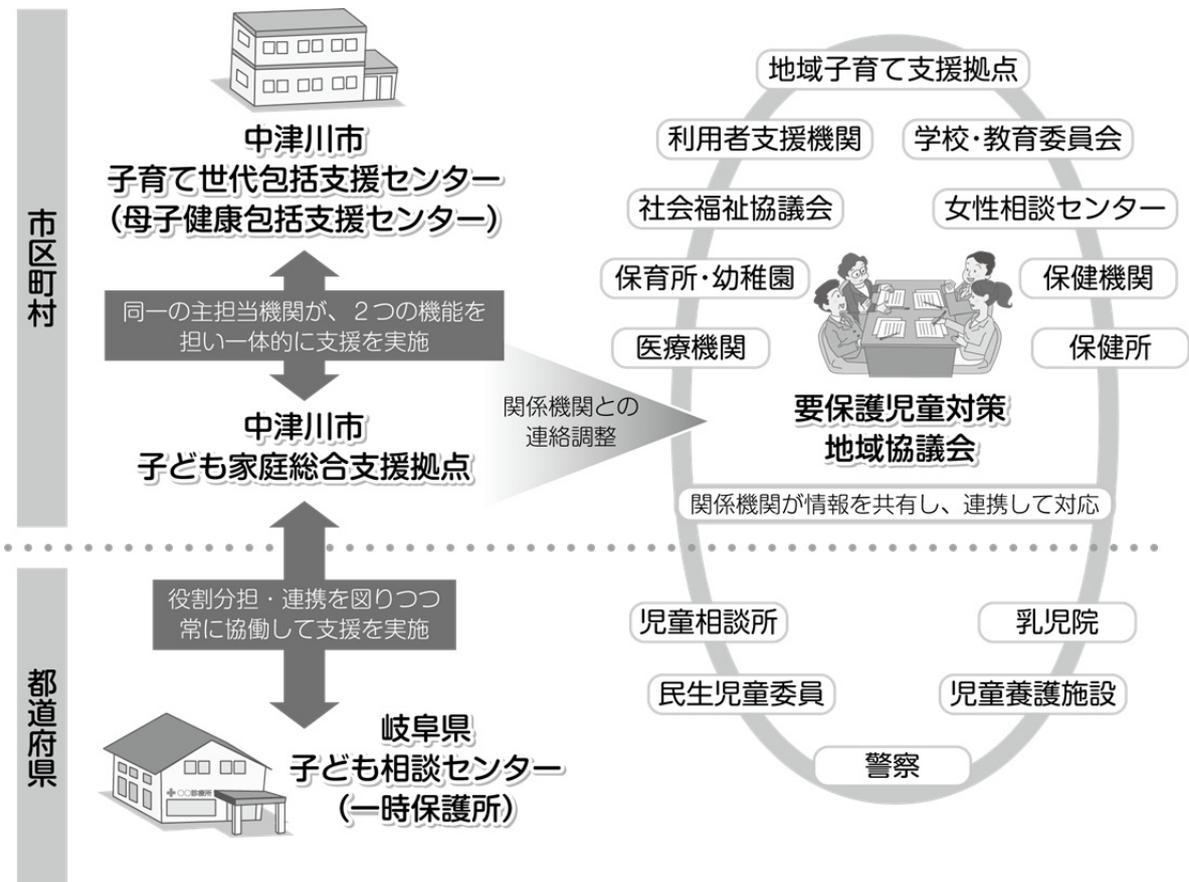
そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する 支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るため、子ども家庭総合拠点を設置します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待に対する親への指導、家族関係の修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。



(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、地域のなかで健やかに育つことができるように、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、障がいのある子どもが地域のなかで安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する障がいに対する相談への対応ができるように、関係機関と連携を強化します。



計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

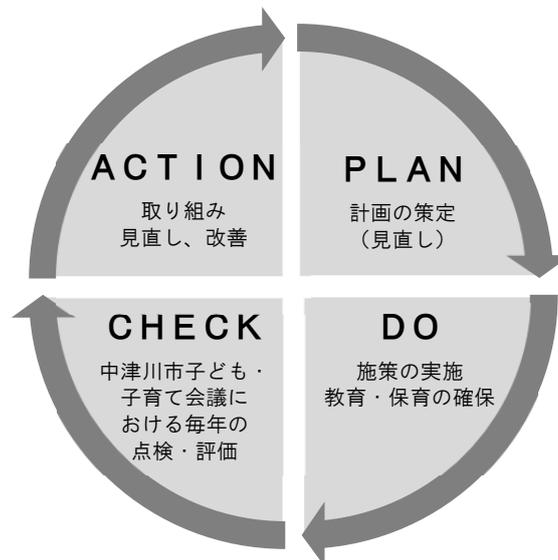
1 施策の実施状況の点検

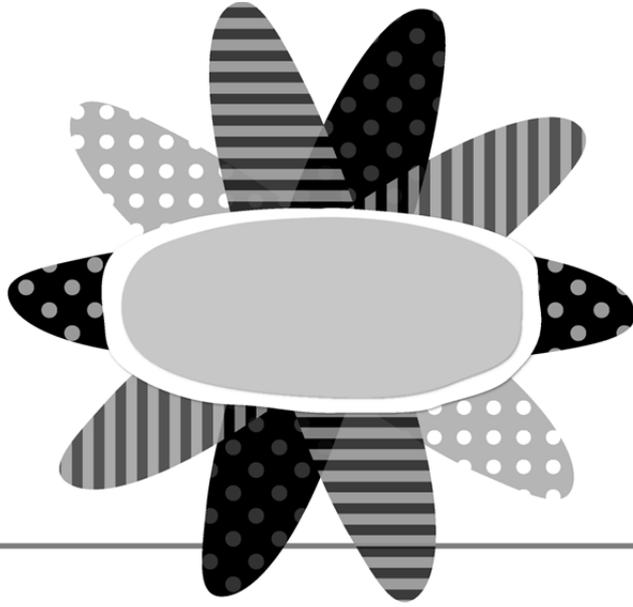
計画の適切な進行管理を進めるために、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方のもと、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「中津川市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について点検し、これに基づいて対策を実施します。

なお、子育て支援に関わる施策や事業は広範囲であり、国や県の動向に影響されやすくなります。「施策の展開」に位置付けている各事業について、指標に基づき評価・分析し、随時必要に応じて事業の見直しを行います。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあることから、国や県、近隣市と連携して計画を推進します。





資料編

資料編

1 中津川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日 条例第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 77 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として、中津川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項の審議

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育て支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育または養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体及び労働者団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査させ、または審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査または審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員または臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長または部会長は、それぞれ子ども・子育て会議または部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課または室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 中津川市子ども・子育て会議委員名簿

役職	所属団体	氏名
	中津川市教育委員会	田島 雅子
	中津川市PTA連合会	(前任) 三輪 和幸
		長谷川 尚輝
	中津川市公立幼稚園連合PTA評議委員会	(前任) 原 由佳
		末木 香織
	中津川市私立幼稚園育友会	(前任) 岩澤 千尋
		原 千春
	中津川市保育園保護者会連合会(私立)	(前任) 宮脇 恭資
		安江 友宏
	中津川市保育園保護者会連合会(公立)	(前任) 中島 源
		三尾 大司
	中津川市学童保育所連絡協議会	有吉 由美
	子育て支援関係団体	安藤 広子
副委員長	主任児童委員	(前任) 粥川 孝美
		保母 美枝子
	(福) 中津川市社会福祉協議会	嶋倉 陽子
委員長	中津川市小中学校校長会	岩久 義和
	公立幼稚園長会	(前任) 牧野 なゆみ
		田中 和江
	私立幼稚園連絡会	丸山 充信
	公立保育園長会	(前任) 三尾 房代
		金子 美由紀
	法人保育所連絡会	小林 浩二
	小規模保育事業所(家庭保育園くっく)	水野 陽一
	連合岐阜 東濃地域協議会	桃井 直人
	中津川商工会議所	吉川 幸輝
	中津川北商工会	(前任) 嶋崎 尚巳
		伊藤 広忠
	社団法人恵那医師会	林 弥生

3 計画策定経過

(1) 子ども・子育て会議

年 月 日	内 容
【平成30年度】	
平成30年6月25日	第1回会議 ・子ども・子育て支援事業計画の進捗について ・次期計画策定のスケジュールについて
平成30年9月25日	第2回会議 ・次期計画策定のためのニーズ調査方法について ・ニーズ調査項目について
平成30年11月29日	第3回会議 ・ニーズ調査の実施状況について
平成31年1月31日	第4回会議 ・ニーズ調査の集計結果（速報値）について
平成31年3月18日	第5回会議 ・ニーズ調査の集計結果について
【令和元年度】	
令和元年6月27日	第1回会議 ・次期計画策定方針について
令和元年8月27日	第2回会議 ・子ども・子育て支援事業計画（重点事業）の進捗について ・次期計画の構成について
令和元年10月29日	第3回会議 ・新規、拡充、削除する事業について
令和元年12月19日	第4回会議 ・第2期計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
令和2年3月11日(中止)	第5回会議 ・パブリックコメントの結果について ・第2期計画（最終案）について

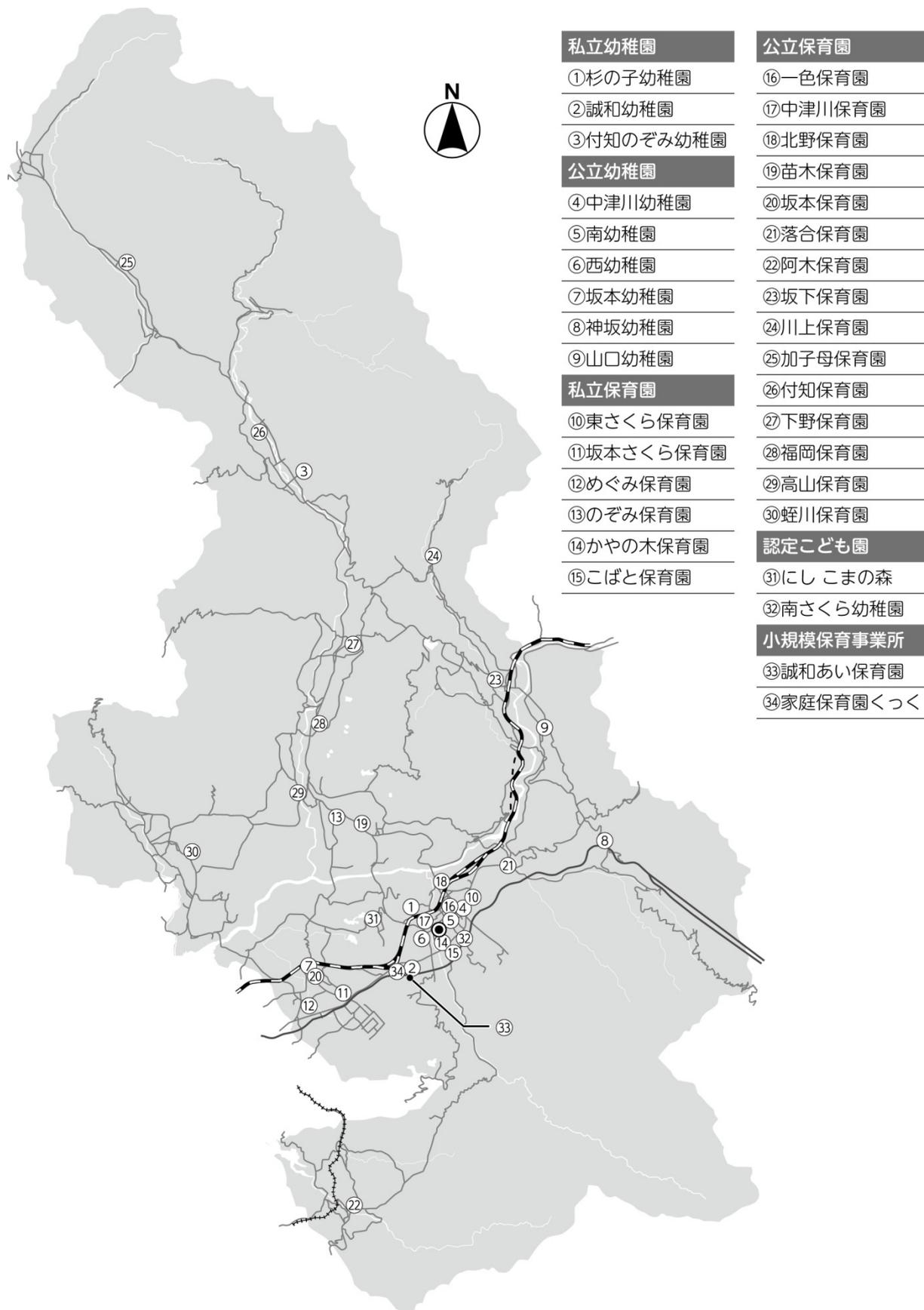
(2) ニーズ調査

年 月 日	内 容
平成30年11月14日～ 11月27日	本計画書 ページのとおり

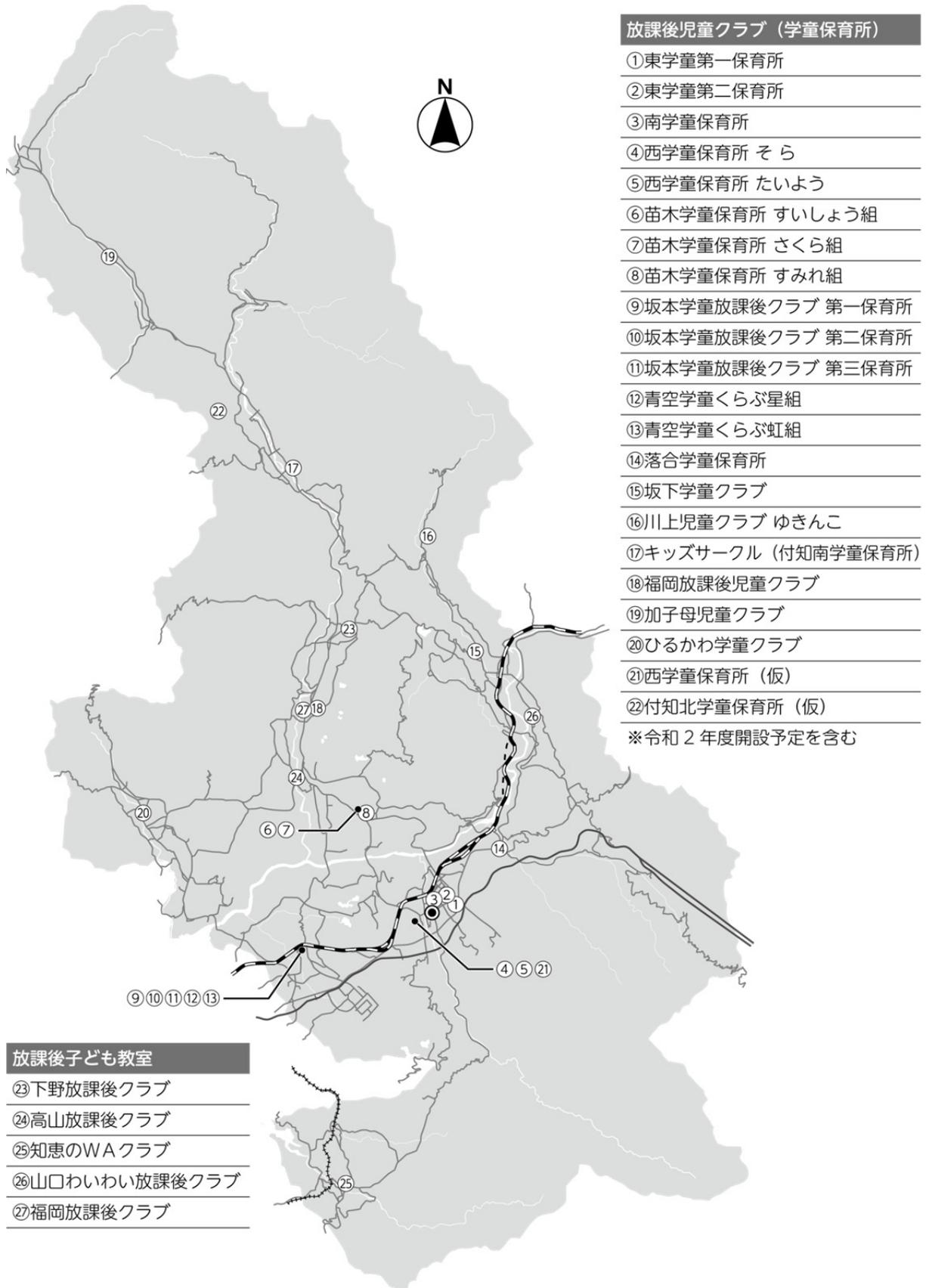
(3) パブリックコメント

年 月 日	内 容
令和元年12月26日～ 令和2年1月26日	本市ホームページ及び健康福祉会館3階（子ども家庭課）で閲覧

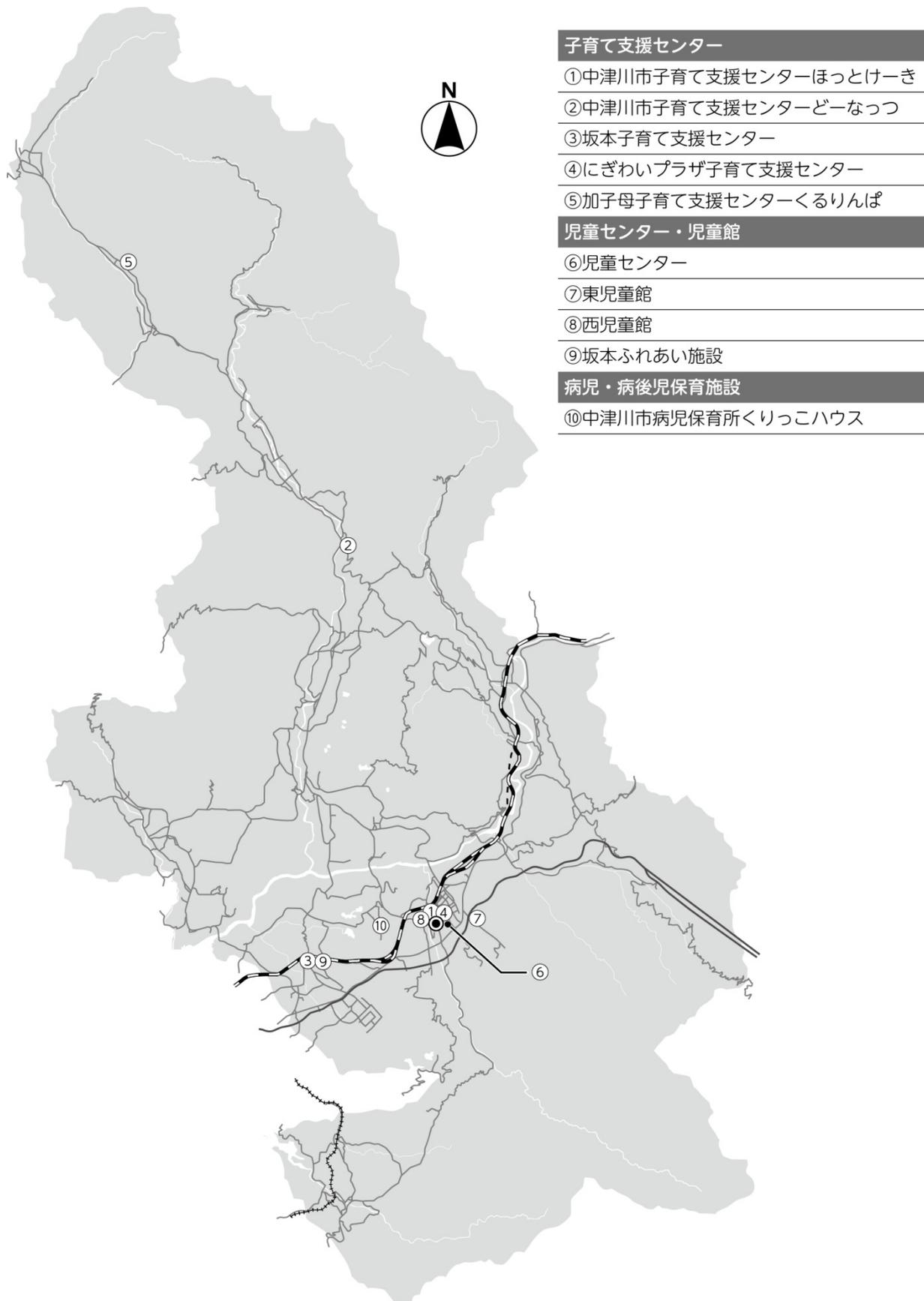
4 中津川市の幼稚園・保育所・認定こども園（地図）



5 中津川市の放課後児童クラブ（地図）



6 中津川市の子育て支援施設（地図）



7 中津川市の子育て支援に関する主な事業一覧

	妊婦期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳				
妊娠				母子健康手帳交付(父子手帳)																				
				パパママ教室・マタニティキッキング / 妊婦教室																				
				妊婦健康診査助成・妊婦歯科健康診査助成																				
				不妊治療費助成事業・不妊相談																				
出産～育児				出生届の提出・出産育児一時金																				
				赤ちゃん文庫 / こんには赤ちゃん事業																				
				乳幼児の健康診査等																				
				未熟児養育医療制度																				
親子の交流場所				福祉医療費助成制度																				
				児童手当・児童扶養手当・障害者(児)手当																				
				母子父子寡婦(ひとり親家族)福祉資金貸付																				
				就業援助等(就学援助・奨学資金貸付)・高校生遠距離バス通学補助																				
育ちの場				(乳幼児学級)																				
				未就園児親子の交流場所																				
				認定こども園・小規模保育事業所																				
				発達支援センター																				
子どもの居場所				児童センター・児童館																				
				小学校・中学校への入学																				
				放課後児童クラブ(学童保育所) / 放課後子ども教室																				
				生涯学習・公民館事業																				
子育て相談・支援				図書館・公民館図書室・図書コーナー																				
				子育て支援センター																				
				子育てなんでも相談窓口(専用ダイヤル)																				
				子育て相談窓口一覧(中津川市・県内・全国)																				
子どもの預かり				子どもの成長や発達相談																				
				ファミリー・サポート・センター																				
				一時預かり																				
				子育て短期支援																				
子どもの病気				病児保育所																				
				医療機関(重那医師会加入医療機関より作成) / 歯科医療機関(中津川歯科医師会加入)																				
				子どもの救急(電話相談・救急診療・救急搬送) / 全国版救急受診アプリQ助																				
				市民安全情報ネットワーク																				
子育て支援・情報				中津川市子育てポータルサイト なかつっこ・ぎふっこカード・ぎふっこカードプラス・岐阜県「子育て支援エクセレント企業」認定・子育てタクシー																				
				岐阜県赤ちゃんステーション																				
				おでかけマップ																				



第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：中津川市 市民福祉部 子ども家庭課

〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電話：0573-66-1111



